

第8次 安城市総合計画

平成28年度(2016年度)～平成35年度(2023年度)



第8次安城市総合計画

平成28年度(2016年度)～平成35年度(2023年度)



安 城 市 民 憲 章

わたくしたちは安城市民です。

わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた生きがいのあるまちにするため、市民生活の心がまえとして、この憲章を定めます。

わたくしたちは、

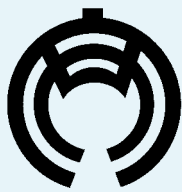
＊たがいに助けあい、住みよいまちをつくりましょう。

＊きまりを守り、良い習慣を育てましょう。

＊自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。

＊教養を高め、若い力を育てましょう。

＊健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。



市章

安城の「安」を図案化。末広がり発展を象徴。非公式に用いられていたものを一部修正し、昭和35年制定。



市の木「クロマツ」

かつて安城ヶ原から現在に至るまで、安城の緑の主体となっている。市民投票により昭和47年に選定。



市の花「サルビア」

夏から秋にかけて燃えるような赤い花をつけ、躍進する安城市にふさわしい。市民投票により昭和47年に選定。



「幸せつながる健幸都市 安城」 の実現を目指して

日本デンマークと謳われた安城市は、無謀とも言われた明治用水の開削と荒野の開墾に始まり、常に新しいものに挑戦しながら先駆的な産業組合を結成し、地域の力を結集した共同経営を進めました。そして、そこで手にした豊かさを生活文化の向上や次世代の担い手育成に注いできた先人たちのたゆまぬ努力により飛躍的な発展を遂げました。

私たちは、経済の成長により物やサービスを比較的自由に手に入れることができるようになりました。その一方で、価値観の多様化により、経済的な豊かさが必ずしも心のゆとりや生活の充実感などに比例しない時代となりました。

このような成長社会から成熟社会に向かう過程において、本市は原点に立ち返り、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」を基本理念に据え、長期的なまちづくりの指針である「第8次安城市総合計画」を策定しました。

本計画では、全ての施策分野に「健康」の視点を取り入れるとともに、第7次安城市総合計画で先進的に展開した「環境」への取組を継続し、歴史ある農業と製造業の牽引により築いてきた活力ある「経済」を生かし、伝統的な地域の「きずな」を継承し、次世代の担い手であり人々の笑顔を生み出す「こども」を社会全体で育むまちづくりを進めます。

また、市民に共通した「健康で、幸せでありたい」と願う想いを実現するため、戦略的かつ重点的な政策として「健幸都市推進プロジェクト」を進めます。ここでは多くの市民が自らの役割を発見し、人とのつながりや物事を達成する喜びを感じるにより、明治用水の開削や産業組合の結成にそのルーツを見る「つながる」、「支え合う」意識が再び蘇り、目指す都市像「幸せつながる健幸都市 安城」を力強く推し進めることができるものと確信します。

最後に、この計画の策定にあたりまして、アンケート調査、ディスカッションなどを通じ貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、総合計画審議会委員ならびに多くの関係者の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、今後も計画の実現に向けて、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

安城市長 神谷 学

目次

CONTENTS

第1章 第8次安城市総合計画の策定にあたって

第1節 位置付け	6
第2節 期間	6
第3節 特徴	7
第1項 策定の視点	7
第2項 計画の役割	7

第2章 策定の背景

第1節 本市を取り巻く社会情勢	8
第1項 人口の変化と健康寿命	8
第2項 今後注目すべき“機会”と“脅威”	9
第2節 本市の現状と見通し	10
第1項 これまでの人口の変化とこれからの見通し	10
第2項 本市を支える“財政基盤”と“経済活動”の推移	13

第3章 土地利用の方針

第1節 土地利用構想	14
第1項 4つの拠点を核とした市街地形成	14
第2項 名古屋との連携強化	14
第3項 健幸交流軸の形成	14
第4項 優良農地の保全	15
第5項 新たな発展に向けた計画的誘導	15

第4章 目指すべき都市像(基本理念)

第1節 基本理念に込めた思い	16
第1項 基本理念に示す“豊かさ”と“幸せ”とは	18
第2項 “豊かさ”とともに“幸せ”を実感できる5つの要素	20
第2節 目指す都市像	22

第5章 重点的に取り組むべき政策(基本計画①)

第1節 重点戦略「健幸都市推進プロジェクト」	24
------------------------	----

第6章 分野別計画(基本計画②)

第1節 分野別計画の体系	32
第2節 項目別計画の見方	33
1. 健康・医療	34
2. スポーツ	36
3. 環境	38
4. 都市基盤(住環境)	40
5. 生活安全	42
6. 都市基盤(交通)	44
7. 農業	46
8. 商工業	48
9. 観光	50
10. 都市基盤(市街地)	52
11. 防災・減災	54
12. 地域福祉	56
13. 社会保障	58
14. 生涯学習	60
15. 文化・芸術	62
16. 参加と協働	64
17. 子育て	66
18. 学校教育	68

第7章 行財政運営の基本方針

第1節 基本的な考え方	70
第1項 効率的な行財政運営	70
第2項 多様な主体との連携・協働	70
第3項 市民の要請に応える職員の育成	71
第4項 市民一人ひとりに向き合う電子自治体	71
第5項 公有財産の適正な管理運用	71
第6項 自立した行政経営に基づく広域的な連携	71

第8章 総合計画を補完する個別計画等一覧

計画期間(策定年度) / 名称 / 担当課 / 概要 / 主な方針・施策等	72
---------------------------------------	----

第9章 資料編

成果指標一覧	86
計画の策定体制	90
計画の策定経緯	91
市民参加	92
総合計画審議会	96
総合計画審議会諮問・答申	97
用語の解説	98

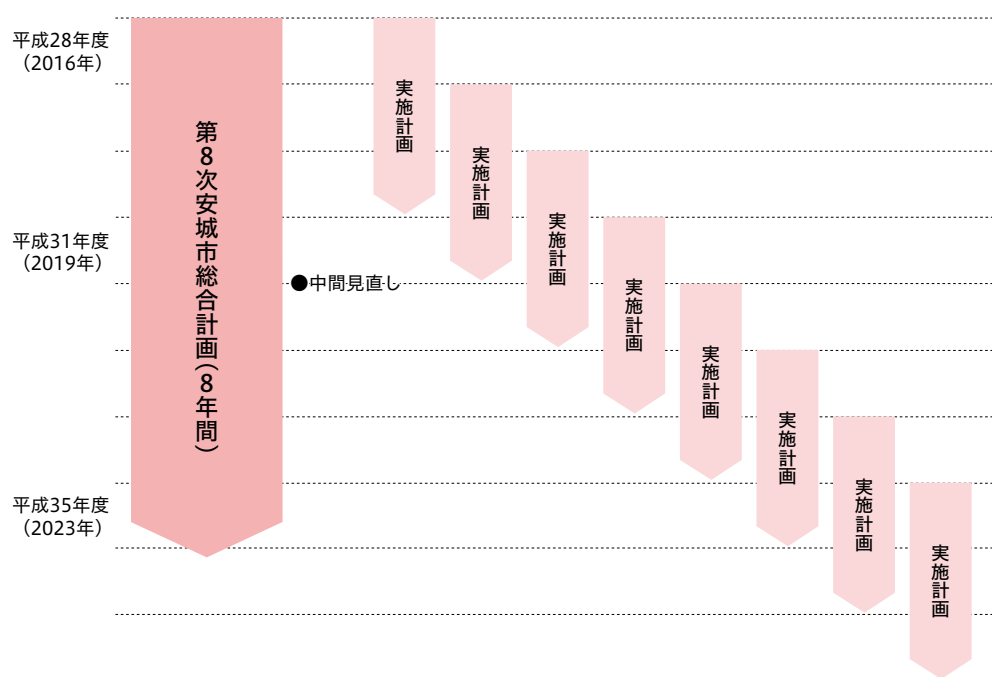
第1章 第8次安城市総合計画の策定にあたって

第1節 位置付け

第8次安城市総合計画は、自治体経営の最上位に位置づけられる計画であり、健康や福祉、都市計画、教育、産業など、行政が携わる全分野の主要な施策の中長期的な方針を示すものです。既成の制度に基づき継続的に実施する施策及び実施手段としての事業に関する記述は、原則として関連する個別計画に委ねています。各分野で新たに策定する個別計画は、総合計画に記した方針に沿って検討します。

第2節 期間

本計画の期間は、平成28年度(2016年度)から平成35年度(2023年度)までの8年間です。これとは別に、計画に示した施策の実現にあたり、3年間で取り組む具体的な事業を記載した実施計画を毎年策定します。



第3節 特徴

第1項 策定の視点

(1) 協働の視点

まちづくりは市民や町内会、NPO、ボランティア、各種団体、企業、行政など、様々な主体が協働により取り組むものです。そこで、本計画では、地域における課題の発見や解決に寄与する行政活動を取り上げ、協働によるまちづくりを促す仕組みや仕掛けについて記載します。

(2) 横断的視点

行政が取り組む施策は、当該分野の政策課題を解決するだけでなく、他の分野にも効果をもたらすことが少なくありません。例えば、公共交通は交通弱者の移動利便性を高めることはもちろん、自家用車の利用を減らし温室効果ガスの排出削減に繋がると考えられます。各施策がもたらす様々な効果を計画に示すことで、その有効性を共有します。

第2項 計画の役割

(1) 戦略型の計画

各項目の「施策が目指す姿」を実現するうえでの課題の解決や設定した成果指標の達成に大きく貢献する施策を絞り込み、本市が今後どのような取組を行うのかを分かりやすく示す戦略的な計画です。計画に記載する施策の方針は、本市が今後重点的に実施するものであり、優先的に推進します。

(2) 実効性

各項目に成果指標を設定し、計画期間における目標の達成を目指します。成果指標の達成に資する各施策は実施主体となる課が決まっており、進捗状況の管理を行いながら施策に取り組めます。

(3) 個別計画との整合性

計画は、各分野の中長期的な視点による施策の方針までを記載しています。各項目に記載した関連する個別計画を見ることで、具体的な取組について把握することができるようになっています。

第2章 策定の背景

第1節 本市を取り巻く社会情勢

第1項 人口の変化と健康寿命

(1) 急速な人口減少により注目される“地方創生”

国内人口は平成22年(2010年)の約1億2,806万人をピークに減少に転じました。その後、少子化の影響により人口減少は急速に進み、平成26年(2014年)までの4年間で100万人近く減少しています。

「日本の将来推計人口(平成24年(2012年)1月推計／国立社会保障・人口問題研究所)」によると、平成52年(2040年)には約1億728万人となり、平成22年(2010年)からの30年間で約2,000万人減少する見通しにあります。

平成26年(2014年)5月に民間研究機関である「日本創成会議」は、全国の約半数の市町村において、20～39歳の若年女性の人口が平成52年(2040年)までに半数以下に減ってしまうという試算結果を公表しました。

これをきっかけに、東京への過度な一極集中を是正するとともに、地方の人口減少問題を解消する地方創生への動きが進んでいます。今後、各市町村では、住民や関係団体が知恵を出し合い、地方の魅力や価値を高める取組が全国一斉に展開されるようになります。

(2) 超高齢社会を迎え注目される“健康寿命の延伸”

世界有数の長寿大国となったわが国において、健康に生活できることが重視されるようになり、WHO(世界保健機関)が定義した「健康寿命」が注目を集めています。

「健康寿命」とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされています。平成22年(2010年)における健康寿命と平均寿命の差は、男性で9.13年、女性で12.68年となっていますが、これは日常生活に制限のある期間であるため、いかに短縮を図っていくかが重要となります。

健康寿命と平均寿命の差が小さくなれば、医療や介護に対する負担が軽減され福祉の増進につながるため、今後の重要なテーマと言えます。

第2項 今後注目すべき“機会”と“脅威”

(1) リニア中央新幹線の開業

平成39年(2027年)にリニア中央新幹線の開業が予定され、名古屋と東京は40分で結ばれるようになります。これをきっかけに、両都市圏の交流が活発化するとともに、一体的な圏域として発展していくことが期待されます。名古屋から新幹線により10分で到達可能な本市は、東京から60分アクセス圏域となり、観光や企業立地、新たなビジネスを創出する絶好の機会になると考えられる一方で、東京へ流出してしまうストロー現象も懸念されています。

(2) 高速道路網の整備

平成27年度(2015年度)に新東名高速道路の浜松いなさジャンクション(JCT)から豊田東JCT間が開通しました。計画期間中には新名神高速道路や東海環状自動車道をはじめ、当地域の高速道路ネットワークが着実に整備される見通しです。そのため、今後はヒトやモノの交流が一層拡大し、新たな活力を生み出すことが期待されます。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックの開催

平成32年(2020年)には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。大会期間中には全世界から多くの人々が日本を訪れるとともに、競技会場や各種インフラの整備が進められます。また、オリンピック関連イベントの開催をはじめ、スポーツや国際交流をテーマとした活動が全国各地で展開されると期待されます。

(4) 南海トラフ巨大地震の発生

国の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震が平成26年(2014年)からの30年以内に発生する確率を約70%と予測しています。この地震による被害は東日本大震災を大きく上回るものと想定されており、市民の生命や財産を守るための対策が必要です。さらに、こうした自然災害に対する懸念から、企業立地や居住地の選定において災害危険性の低い地域、被災しても機能不全に陥らない地域を選択する傾向が高まっています。

(5) TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への参加

日本製品の輸出増加や雇用の拡大などの効果が期待される一方で、農業などの第一次産業に大きな打撃を与えるリスクはもちろんのこと、食の安全や医療分野への影響など、様々な分野で脅威をもたらすと懸念されています。

(6) 環境共生社会の実現

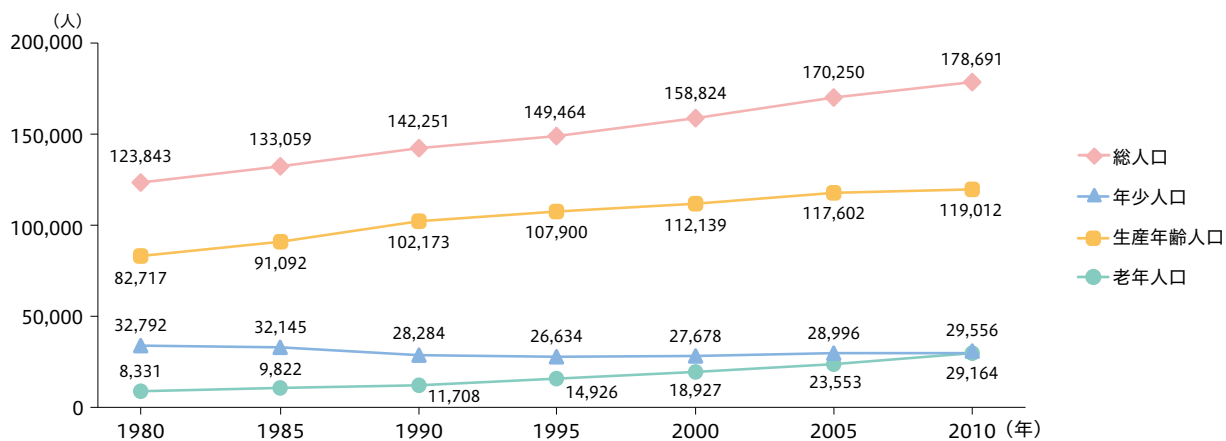
低炭素社会の構築に加え、生態系の保全や循環型社会の形成など、環境問題への対応は喫緊の課題です。限りある資源を有効に活用し、持続可能な環境共生社会を実現するためには、すべての産業活動に加え日常生活においても環境に配慮した行動の選択が求められることから、環境首都の実現に向けて培った意識や様々な取組を継続する必要があります。

第2節 本市の現状と見通し

第1項 これまでの人口の変化とこれからの見通し

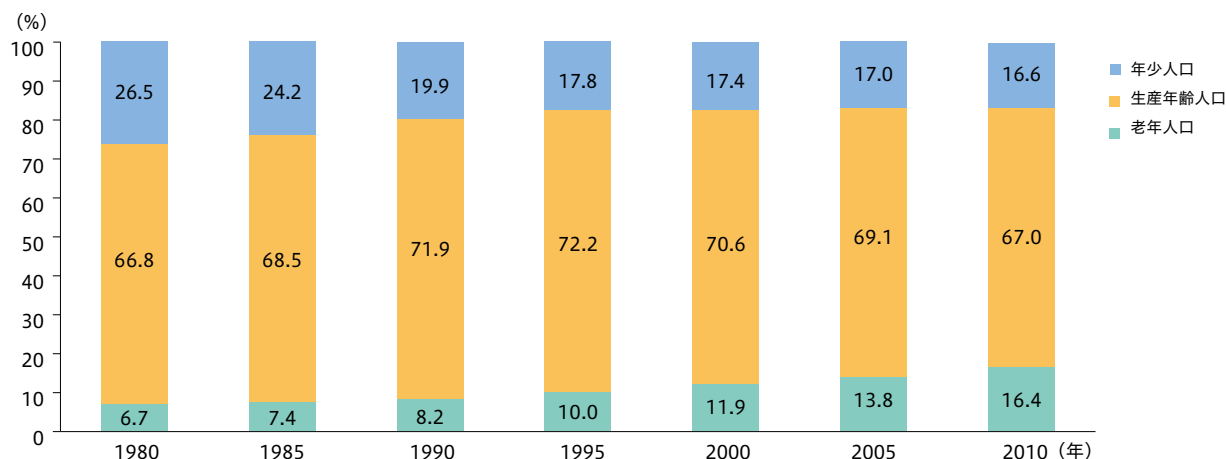
(1) 人口の推移

- 国勢調査に基づく総人口の推移をみると、増加傾向が続いています。
- 現在の市域となった、昭和42年(1967年)の旧碧海郡桜井町合併後、昭和45年(1970年)の総人口は94,307人でしたが、平成22年(2010年)には178,691人となり、この40年間で約84,400人(約1.9倍)増加しています。
- 65歳以上の老年人口は年々増加しており、平成22年(2010年)現在では、年少人口と老年人口がほぼ同数となっています。
- あわせて、高齢化率(老年人口÷総人口)は、「高齢社会」の目安となる14%を越えており、本市においても少子高齢化の傾向が浮き彫りとなっています。



〈図2-1〉本市の人口“数”の推移
(出典)国勢調査

※総人口については、年齢不詳の人口を含んでおり、年少人口、生産年齢人口及び老年人口の合計と一致しないことがあります。

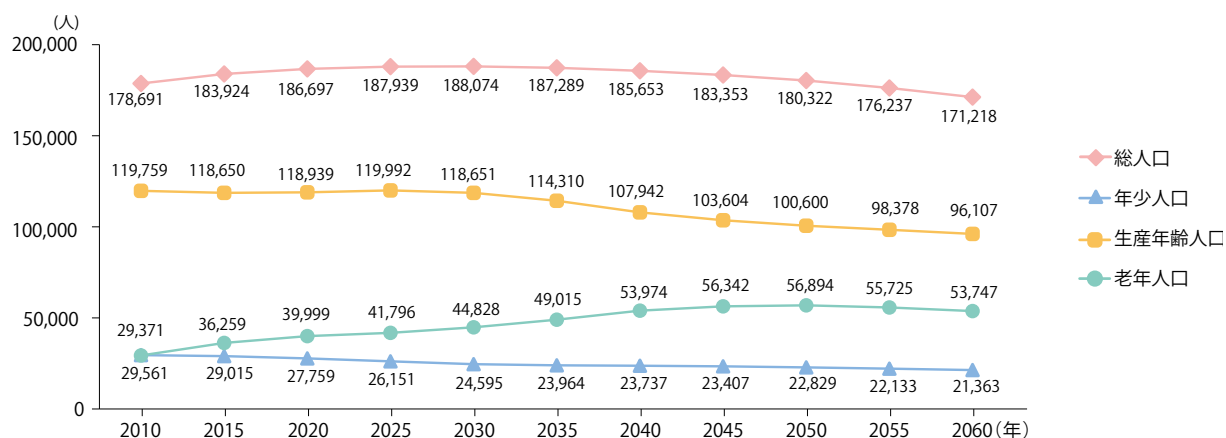


〈図2-2〉本市の人口“構成”の推移
(出典)国勢調査

※年少人口、生産年齢人口及び老年人口の構成比については、合計が100%にならないことがあります。

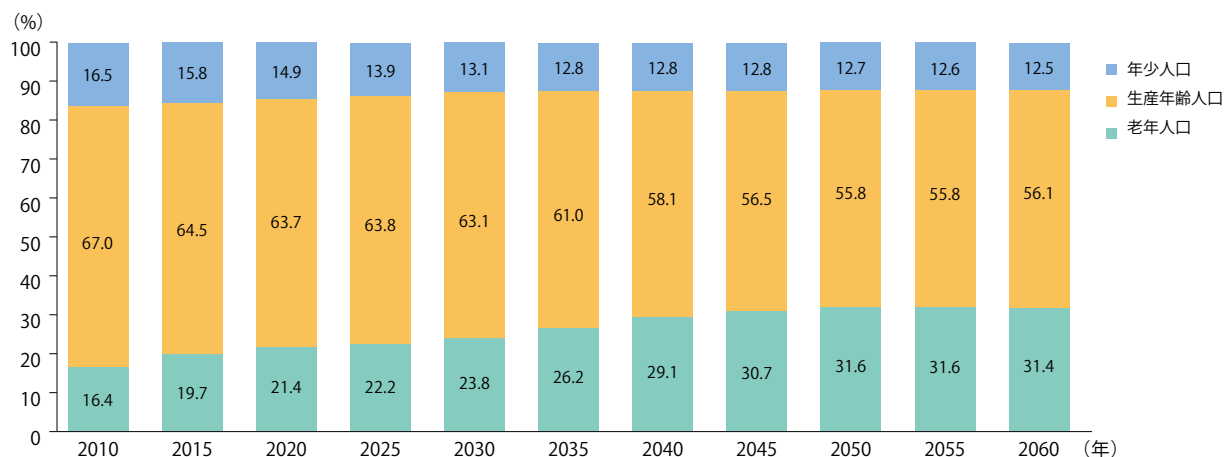
(2) 将来人口の予測

- 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を踏まえた本市による推計結果によると、人口は平成42年(2030年)の18万8千人がピークになる見通しにあり、全国で急速な人口減少が進む中で、本計画の期間では依然として増加する見込みです。
- 一方、年少人口は既に減少傾向にあり、老年人口の増加とともに、少子高齢化が急速に進む見通しです。
- また、生産年齢人口は、平成37年(2025年)がピークになる見通しにあります。



〈図2-3〉本市の将来人口「数」の見通し

※推計値は小数点以下の四捨五入の関係により、年齢階層ごとの人口の合計と総人口が一致しないことがあります。



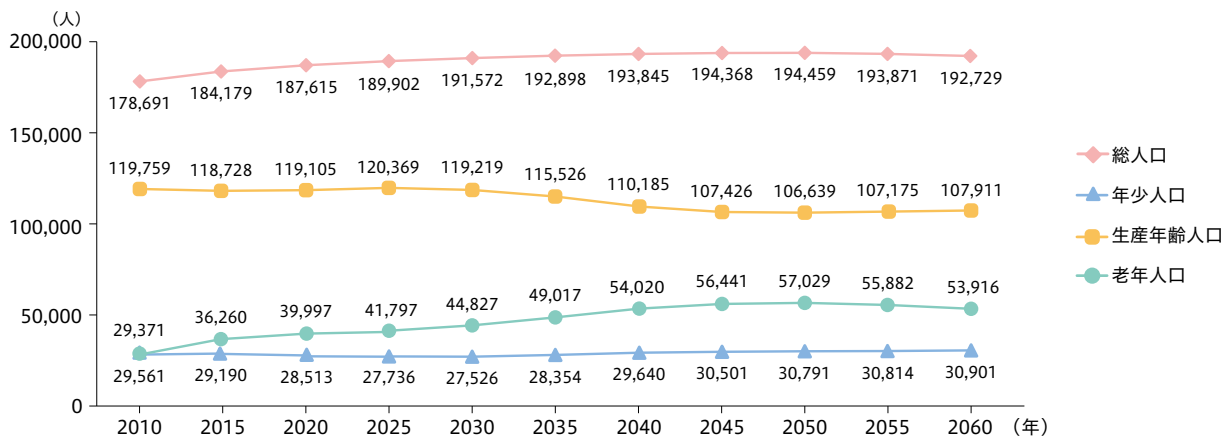
〈図2-4〉本市の将来人口「構成」の見通し

※年少人口、生産年齢人口及び老年人口の構成比については、合計が100%にならないことがあります。

(3) 目標人口－平成35年(2023年)の人口－

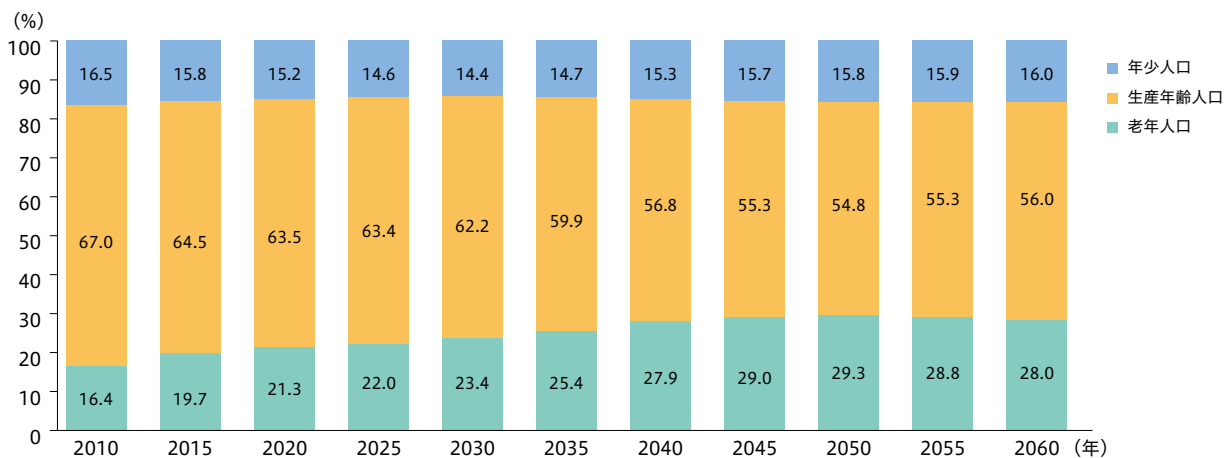
■「安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略＜人口ビジョン編＞」において本市が目標設定した人口は、平成62年(2050年)の19万4千人をピークとしており、本計画の期間は、ゆるやかな増加が継続する見込みです。

■一方、急速な少子高齢化により平成35年(2023年)では5人のうち1人が高齢者となります。また、生産年齢人口は、平成37年(2025年)がピークになる見通しにあります。よって、本計画は、今後一時的に加速する少子高齢社会、さらには、来たるべき人口減少社会に対応するための準備期間として必要な政策を精査し、戦略的に進めていくことが重要となります。



〈図2-5〉本市の目標人口“数”の見通し

※推計値は小数点以下の四捨五入の関係により、年齢階層ごとの人口の合計と総人口が一致しないことがあります。



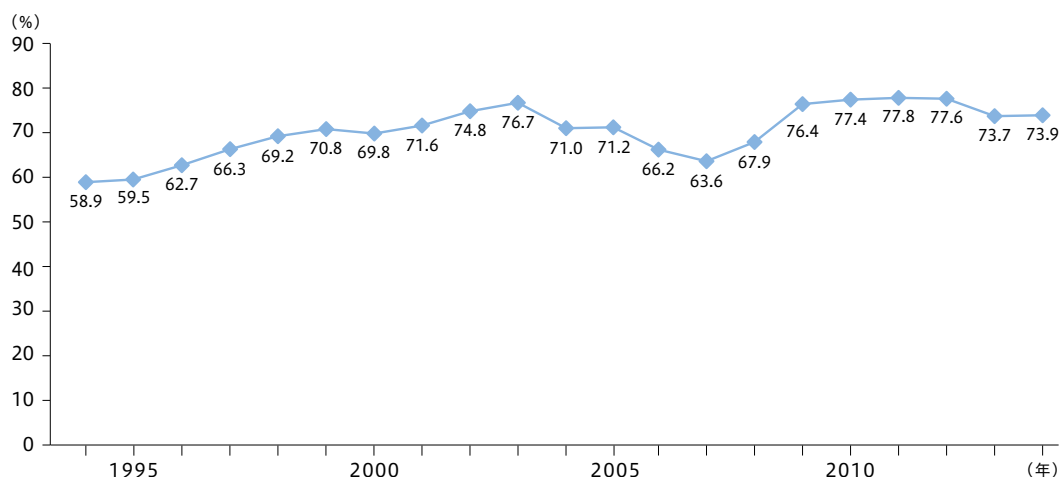
〈図2-6〉本市の目標人口“構成”の見通し

※年少人口、生産年齢人口及び老年人口の構成比については、合計が100%にならないことがあります。

第2項 本市を支える“財政基盤”と“経済活動”の推移

(1) 経常収支比率の推移

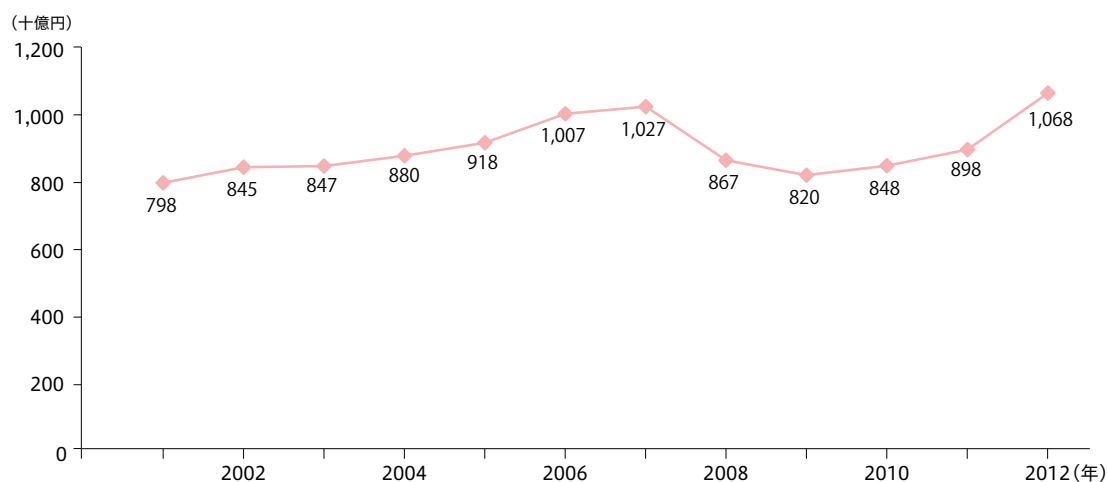
- 平成27年度(2015年度)の本市の財政力指数は、富裕団体と言われる1.0を超える1.29となっており、全国の市町村で上位に位置しています。
- 地方自治体の財政の弾力性を示す指標とされる経常収支比率について、本市の直近5か年の値は、総務省が望ましいとする75%前後を推移しています。リーマンショックに端を発した世界金融危機に伴う経済の後退があった中でも、新たな事業への投資余力を確保し、健全な状況を維持していると言えます。



〈図2-7〉本市における経常収支比率の推移

(2) 市内総生産の推移

- 本市における市内総生産(名目)は、上記の世界金融危機により大きく落ち込んだものの急速に回復し、平成24年度(2012年度)は、平成19年度(2007年度)の最高額を上回り、約1兆685億円となりました。



〈図2-8〉本市における市内総生産(名目)の推移
(出典)あいちの市町村民所得(平成24年度)

第3章 土地利用の方針

第1節 土地利用構想

日本の人口が減少に転じる中、本市では計画期間内は依然として人口が増加する見込みです。そこで、従来から進めている4つの駅を核としたコンパクトなまちづくりを継続して推進するとともに、定住人口の増加に繋がる魅力的なまちづくりを推進するため、新たな土地利用を図っていきます。

第1項 4つの拠点を核とした市街地形成

J R安城駅周辺の中心市街地と、J R三河安城駅、名鉄新安城駅、名鉄桜井駅の各駅周辺の市街地を4つの拠点として位置付け、それぞれの個性を生かし、快適性に優れた拠点形成を進めます。そしてこれらの拠点を核として、魅力ある市街地の形成を進めます。

(1) 安城駅都市拠点

土地区画整理事業などにより、土地の高度利用、都市機能の再編を図り、本市の商業・業務の中心にふさわしい魅力と活力にあふれた拠点形成を進めます。

(2) 三河安城駅広域拠点

交通の要衝として、高品位なまちづくりにより都市機能の集積を促し、西三河における広域的な役割を担う拠点形成を進めます。

(3) 新安城駅地域拠点

既存の都市機能を高め、北部地域の生活圏の中心となる魅力と個性にあふれた拠点形成を進めます。

(4) 桜井駅地域拠点

土地区画整理事業により、商業系・住居系の都市機能の集積を図り、南部地域の生活圏の中心となる拠点形成を進めます。

第2項 名古屋との連携強化

リニア中央新幹線の開業を控え、高次都市機能の集積や更なるグローバル展開により拠点性の向上が予想される名古屋大都市圏の発展の受け皿を確保します。そこで、名古屋とを結ぶ鉄道及び道路アクセスの強化、企業立地及び定住人口の確保に向けた基盤整備を推進します。

第3項 健幸交流軸の形成

市民の健康づくりを支援するために、中心市街地拠点施設や保健センター、広域的な公園などを核として自転車ネットワークなどで結び、市民による様々な健康行動が展開される健幸交流軸を形成します。

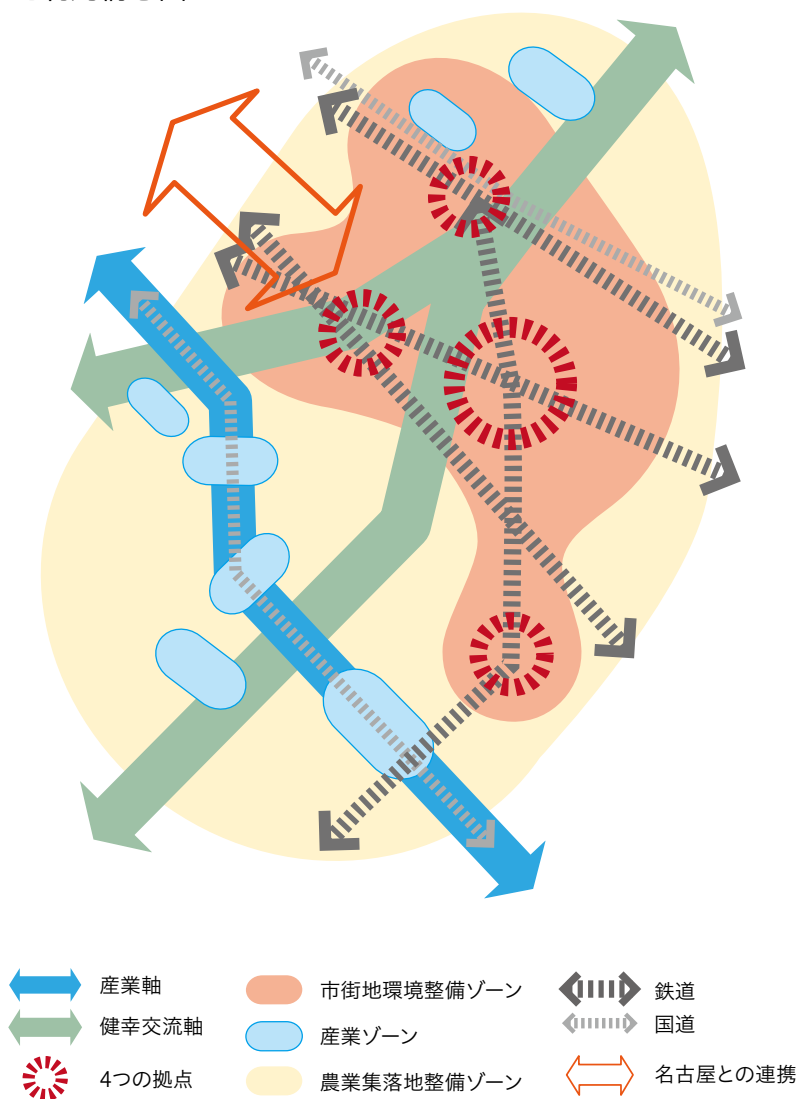
第4項 優良農地の保全

優れた田園地帯を構成する農地については、無秩序な開発を抑制し保全を図り、農業先進都市として発展をしてきた歴史風景を次世代へ引き継ぎます。また、農業経営基盤の一層の強化を図るため、さらなる集約化を推進します。

第5項 新たな発展に向けた工業用地の計画的誘導

恵まれた地理的条件や交通体系を活用し、新たな都市の活力を生み出す工業用地の整備を進めるため、国道23号沿線を産業軸として位置付け、周辺土地利用との調和を図った計画的整備を誘導します。

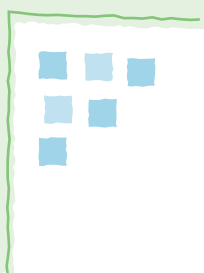
■土地利用構想図



市民一人ひとりが生活の

豊かさとともに

幸せを実感できるまち



第1節 基本理念に込めた思い

本市は、自動車をはじめとする世界的なものづくり産業の集積地域の中央に位置し、安定した雇用や労働条件に恵まれ、全国的に見ても豊かで安定した財政力を誇っています。また、日本の東西大動脈である東海道新幹線が市内を横断し、名古屋都市圏の一角を占める一方、日本デンマークと言われ農業先進都市のモデルとして発展しており、都市と田園のバランスが取れた快適なまちです。こうした恵まれた条件により、合計特殊出生率は全国平均を大きく上回り、市外からの転入人口も多く、目標人口では平成62年(2050年)までは人口は減少しないこととしています。

その一方、高齢化の波は本市にも着実に影を落としており、人口のピークとなる平成62年(2050年)までの35年間で、65歳以上人口は20,000人以上増加する見込みです。

今後、多くの市民が老後の生活を豊かなものにするためには、健康寿命の延伸が不可欠です。さらに、充実した行政サービスを提供するうえで、医療・福祉に関す

る経費ができる限り本市の財政を圧迫しないように、今のうちから市民の健康づくりに力を入れていく必要があります。

また、近年の日本経済の動向は国民の実感を伴わないものになりつつあります。経済的な余裕は重要なことですが、心のゆとり、日常の楽しみ、社会への貢献、人とのふれあい、将来に対する安心など、人々が「豊かさ」や「幸せ」を感じる要因は多種多様な広がりを見せています。

この「豊かさ」や「幸せ」を市民一人ひとりが実感できるようにすることが、成熟社会を迎えた日本において、自治体行政が担うべき最大の役割の一つと考えます。第8次安城市総合計画では、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の形成をまちづくりの基本理念と位置づけます。

なお、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」とは、地方自治法に定められた自治体の役割「住民の福祉の増進」と同様の理念であると考えています。



第1項 基本理念に示す“豊かさ”と“幸せ”とは

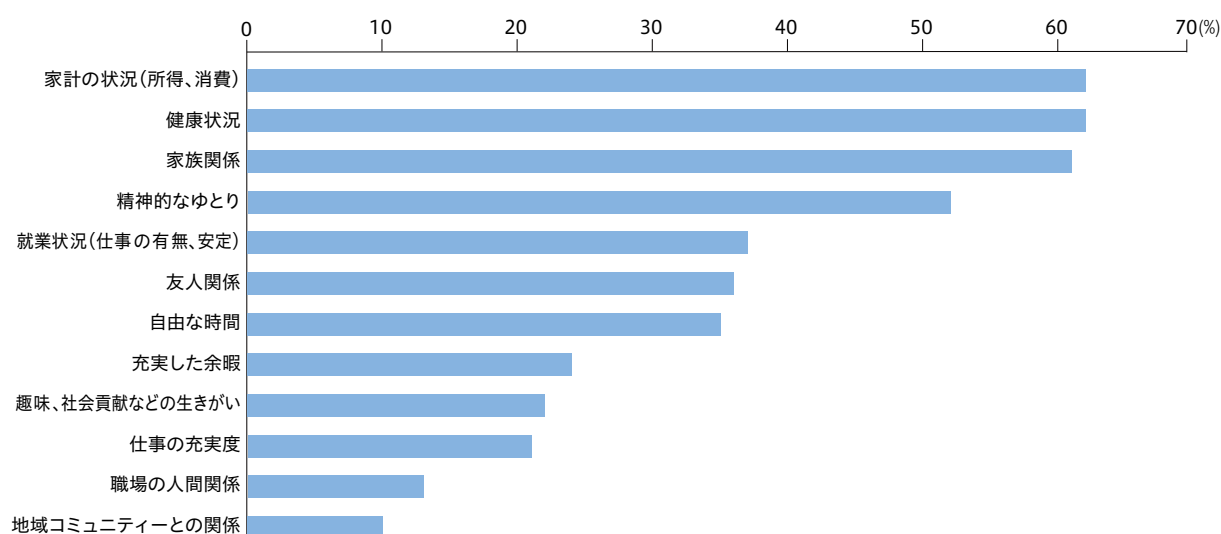
「豊かさ」や「幸せ」は、人それぞれの価値観に基づき、個人の主観により多様であり、社会経済状況やライフステージにも左右され、時代により変化する流動的かつ哲学的なものです。それでは、人はどのようなときに「豊かさ」や「幸せ」を感じるのでしょうか。

(1) 国民総幸福量(GNH)が示すもの

「国内総生産(GDP)」がそれほど高くないにも関わらず、ほぼすべての国民が「幸せ」と感じているブータンでは、「国民総幸福量(GNH)」の向上を志向した国家づくりを進めています。「国民総幸福量(GNH)」では、幸福を「心理的な幸福」、「国民の健康」、「教育」、「文化の多様性」、「地域の活力」、「環境の多様性と活力」、「時間の使い方とバランス」、「生活水準・所得」、「良き統治」という9つの分野で定義しています。

(2) 国民生活選好度調査が示すもの

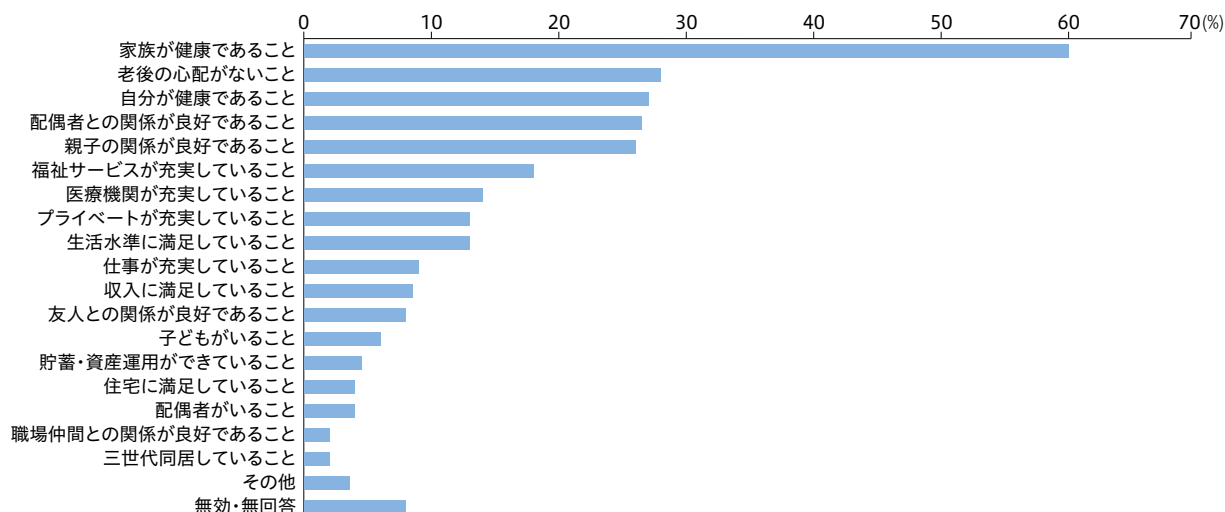
内閣府が平成23年度(2011年度)に実施した国民生活選好度調査において、「幸福感」を判断する際に重視した事項は、「家計の状況(所得、消費)」、「健康状況」、「家族関係」、「精神的なゆとり」、「就業状況(仕事の有無、安定)」、「友人関係」、「自由な時間」となっています。



<図3-1> 幸福感を判断する際に重視した事項(当てはまるものすべてを選択)
(出典)内閣府国民生活選好度調査(平成23年度)

(3) 市民の声 that 示すもの

本市が平成26年度(2014年度)に実施したまちづくりに関する市民アンケートにおいて、生活の「豊かさ」や「幸せ」を実感するために重要なことを聞いたところ、家族や自分が健康であることや老後の心配がないこと、配偶者や親子との関係が良好であることへの意見が多くみられました。また、福祉サービスや医療機関が充実していることへの意見も上位に位置しています。



＜図3-2＞「生活の“豊かさ”や“幸せ”を実感するために重要なことは何ですか。」
(出典)安城市のまちづくりに関するアンケート(平成26年度)

本市が平成26年度(2014年度)に公募市民とともに実施したまちづくりディスカッションにおいて、生活の「豊かさ」や「幸せ」を実感できるまちになるために提案をしてもらったところ、健康に関することや、花や緑などの自然環境や生活の利便性に関すること、農業や企業などの産業、文化及び伝統に関すること、高齢者の支え合いや子どもの見守り合いなど、人と人とのきずなに関すること、子育てや若い人の住みやすさに関することなどについて、提案がありました。

- 心身共に健康なまち
- 花と緑と老人が生き生きしているまち
- 花・緑・鳥等の自然が豊かで人びとの心を癒すまち
- 車がなくても生活できるまち
- 若者が楽しく農業でつながり、活躍するまち
- 企業が元気なまち

- 歴史が息づく文化と伝統を残すまち
- 元気じゃなくなった高齢者をみんなで支えあえるまち
- 子どもを見守りあえるまち
- 子育てしやすいまち
- 若い人が集まるまち
- 永く住めるまち

(出典)まちづくりディスカッション(平成26年度)

(4) ボランティア活動が導くもの

本市では平成26年度(2014年度)と平成27年度(2015年度)の2か年、全国的に高名な二人の医師を講師に迎え、「健康」をテーマとした講演会を開催しました。

講師からは、からだところの健康バランスを保つことに加え、「ボランティア精神」の重要性について共通の指摘がありました。

ボランティア活動は、本人のいきがいや充実感を満たすとともに、年齢や経歴の異なる人や社会との関係を築くことができます。さらに、健康長寿へ結びつく可能性を秘めており、まさに「豊かさ」や「幸せ」とも関連が深いものと言えます。

今後は、より多くの方にボランティアの意義を伝えるとともに、ボランティア活動を始めるきっかけづくりを進める必要があります。

第2項 “豊かさ”とともに“幸せ”を実感できる5つの要素

このように、「豊かさ」や「幸せ」を感じるために重要視されている事柄については、人それぞれに異なりますし、人生における様々な過程においても変化することが、年代別の調査結果にもあらわれています。しかしながら、事柄そのものについては、国や本市の調査結果のみならず、他の自治体においても、概ね同様の要因が確認されています。

そこで、みらい創造研究所*の提言を受け、市民に最も身近な基礎自治体として、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の実現に向け、「豊かさ」や「幸せ」を感じるために重要視されている事柄の中から、特に関連性が高い、「健康」「環境」「経済」「きずな」「こども」という5つのキーワードの頭文字をとった「5K」について、「豊かさ」や「幸せ」を実感できる構成要素として設定します。

(1) 5つの要素と“目標とするまちの姿”

本市のまちづくりにおける「豊かさ」と「幸せ」を求める取組は、「健康：Kenko」、「環境：Kankyo」、「経済：Keizai」、「きずな：Kizuna」、「こども：Kodomo」の5つの要素により形成されます。これらがバランス良く満たされるように、総合計画では、「5K」が深まる取組を進めていきます。



健康 | 生涯にわたり心身ともに健康にすごせるまち

高齢化社会の進行により、身体の不具合を抱える人や要介護者が増加し、また、複雑化する社会の中で心の病を抱える人も存在します。健康と幸福感には深い相関関係がみられ、特にこれからの長寿社会において、多くの市民が自由で自立した人生を歩むために、健康寿命延伸の視点が必要です。



環境 | 暮らしの質を高める持続可能なまち

「環境首都・安城」では、地球的な視点に立ち、自然環境のみならず、生活環境、都市環境など身近な暮らしを取り巻く環境への取組を市民とともに進めてきました。省エネなどの技術開発が進む中、都市と田園が共生する本市にふさわしい一歩進んだ環境首都の成熟した展開が必要です。



経済 | 地域の魅力、潤いと活力あふれるまち

歴史ある農業の誇り、農産物の恵みとともに、自動車産業を中心とした製造業の牽引により築いてきた豊かな経済は紛れもない本市の強みです。健全な労働で得られる潤いある暮らしは人々の幸福感につながり、多様な産業の創出に加え、歴史文化など地域の魅力を生かす必要があります。



きずな | 人々が優しくつながり、支え合う安全安心なまち

人と人がつながるきずなや地域コミュニティの活性化は、持続可能な社会福祉の根幹であるとともに、非常時を乗り切る力になることが東日本大震災で証明されました。本市にみられる三世代のきずな、地域や市民活動を通じた優しいつながりを大切に後世につないでいくことが必要です。



こども | 子どもたちを社会で豊かに育むまち

子どもは次世代の担い手であり、人々の笑顔を生む不思議な力があります。健やかな成長には、子ども自身が生きる力を育むこと、家庭だけではなく社会全体で子どもを育てる視点が欠かせません。子どもの様子は健全な社会のバロメーターであり、その成長を温かいまなざしで支えていくことが必要です。

(2) 5つの要素と“施策分野”の体系化

市民の「豊かさ」や「幸せ」を高めるために各項目を5Kに関連づけして施策を推進します。

市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち

分野 項目	健康 環境 経済 きずな 子ども				
	健康	環境	経済	きずな	子ども
健康・医療	●	●	●	●	●
スポーツ	●	●	●	●	●
環境	●	●	●	●	●
都市基盤 (住環境)	●	●	●	●	●
生活安全	●	●	●	●	●
都市基盤 (交通)	●	●	●	●	●
農業	●	●	●	●	●
商工業	●	●	●	●	●
観光	●	●	●	●	●
都市基盤 (市街地)	●	●	●	●	●
防災・減災	●	●	●	●	●
地域福祉	●	●	●	●	●
社会保障	●	●	●	●	●
生涯学習	●	●	●	●	●
文化・芸術	●	●	●	●	●
参加と協働	●	●	●	●	●
子育て	●	●	●	●	●
学校教育	●	●	●	●	●
行財政運営					

関連する施策がある分野：●●●●● / 継続して推進する分野など：●

*みらい創造研究所

将来においても、引き続き安定した行政運営を行うため、本市における課題を集中して調査・研究を行う専門機関として、自治体シンクタンク「安城市みらい創造研究所」を平成26年(2014年)4月1日付けで組織しました。

みらい創造研究所は、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できる」ための政策提言を行うことを使命とし、将来の展望やまちづくりのあり方を次期総合計画における将来ビジョン(基本構想)の骨子として反映させるため調査研究に取り組み、平成27年(2015年)3月24日に「次期総合計画への提言」を行いました。

第2節 目指す都市像

基本理念に掲げる「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」は、「健康」「環境」「経済」「きずな」「こども」の5つの要素の質を高める取組の先に見えてくるものです。とりわけ、多くの市民が「幸せ」の実感と自分や家族の健康に強い関連性を感じており、そこに健康で幸せに暮らすことを願う想いを見て取ることができます。

また、本市においても、高齢化は着実に進行しており、平成32年(2020年)には高齢化率が21%を超え、超高齢社会へ突入する見込みです。市民がいつまでも住みなれた地域で自立した幸せな人生を歩むためにも、健康寿命の延伸を図る必要性が高まっています。

そこで、本計画では、5つの要素のうち「健康」を軸に据え、「健幸」のまちづくりを推進していきます。

「健幸」とは市民一人ひとりが身体的・精神的に健康であることに加えて、趣味や社会貢献などの様々な活動を通じ、日々の生活に「生きがい」や「感動」を見出し、生きていることの喜びを実感することです。

自分が健康でありたい。そして、家族も健康であって欲しい。この率直な願いが、自分や家族の「幸せ」につながると気付いた瞬間に、人々は意識や行動を変えるための一歩を踏み出すことができるでしょう。

「健幸」の意識が、家族や友人、職場や地域社会に広くつながり、「幸せ」を分かち合うことへと発展することが「健幸都市」の姿です。

安城市は、すべての施策分野に「健康」の視点を取り入れるとともに、「環境」への取組を継続し、活力ある「経済」を生かし、伝統的な地域の「きずな」を継承し、社会全体で「こども」を育むまちづくりを進めることにより、「健幸都市」の実現を目指します。



幸せつながる健幸都市

安 城

第5章 重点的に取り組むべき政策(基本計画①)

第1節 重点戦略「健幸都市推進プロジェクト」

「健康であり、幸せでありたい。」これはすべての市民に共通した基本的な願いであると考えます。

本プロジェクトは、市民に身近な行政としてこれをどのように実現するか、その道筋と方法を示すものです。

プロジェクトの目的や内容を明示するとともに施策などを効率的に推進するため、3つのサブプロジェクトに分けて進めることとします。具体的には、幸せを構成する「5K」のうち「健康」を軸に据え、これに関連する施策・事業の重点化を図ります。

健幸プロジェクト 1

きっかけづくり

市民一人ひとりが自発的に健康づくりに取り組めるよう、行動意欲を高めるきっかけをつくります。

1. 知りたくなる機会
2. 参加したくなる機会

健幸プロジェクト 2

しくみづくり

市民一人ひとりの健康づくりを後押しし、市民や地域団体、市民活動団体が健康づくりの担い手として主体的に活動でき、健康寿命を伸ばす仕組みをつくります。

1. 医療・健診・介護データの活用
2. 行動変容を後押しする制度
3. 地域で支える健康づくり

健幸プロジェクト 3

まちづくり

すべての市民が、暮らしている地域におけるつながりや特性を生かし、楽しみながら自然に健康づくりに取り組めるまちをつくります。

1. 魅力あるまちづくり
2. 健康づくりインフラの整備
3. 移動利便性の向上
4. まちの賑わい創出モデル



健幸プロジェクト

1

きっかけづくり

1 知りたくなる機会

健康に関する情報をできる限り多くの人々が取得しやすくするため、「知りたくなる機会」の充実を図ります。

- ①健康づくりに関する情報を提供するため、フォーラムや講座を開催します。
- ②健康情報へのアクセス性の向上を図るため、図書館のICT機能を活用します。
- ③健康情報などを提供する図書館機能の充実のため、「駅なか図書館」の設置や図書館分館の整備について調査研究します。
- ④市民一人ひとりの価値観や興味分野は異なることから、健康行政の分野のみならず、スポーツ、生涯学習、文化・芸術など様々な分野から健康に関する情報を一元化して提供します。
- ⑤市内に分散する療育関連機能(療育センター、サルビア学園、保健センターの一部、教育センターの一部)を1か所に集約し、(仮称)子ども発達支援センターを整備することにより、相談・支援体制、情報発信力及び利便性を強化します。

2 参加したくなる機会

健康に関心の低い人や意識があっても行動できない人々が健康づくりに取り組めるよう「参加したくなる機会」の充実を図ります。

- ①健康に関心の低い人も参加しやすいよう、まち歩きや観光拠点、歴史スポットを巡るウォーキングイベントなどを開催します。
- ②東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致を推進するとともに、関連したイベントなどを開催し、スポーツや健康増進のための運動に取り組む機会を提供します。
- ③企業との連携やスポーツ推進員及びボランティアとの協働などの強化を図り、ラジオ体操の普及やスポーツを始めるきっかけづくりを広範に展開します。

スポーツ
観戦



一流選手
との交流



ウォーキング
イベント



健康
フォーラム



サイクリング
イベント

健幸プロジェクト

2

しくみづくり

1 医療・健診・介護データの活用

科学的根拠に基づいた確かな健康づくり施策を展開するため、市民の「医療・健診・介護データ」を集約し分析する仕組みを構築します。

- ①市が運営する国民健康保険のほか、健康保険者、医師会などの協力を得て、市民全体の健康状態を把握することにより、生活習慣の改善などに効果的な保健事業を健康保険者などと共同で推進します。
- ②市民全体の健康状態や疾病傾向を分析することにより、その結果を健康づくり施策へ反映させる仕組みを構築します。

2 行動変容を後押しする制度

健康づくりへの取組が生活習慣として定着するよう、市民が自らの意思で行動を変えていくことを促す制度の拡充を図ります。

- ①継続して健康づくりに取り組める仕掛けとして、健康づくり活動のポイント制度を構築し、推進します。
- ②健康チェックや健康づくりのための運動ができる「健康ステーション」を市民の身近な場所に整備します。
- ③食を通じた健康づくりのため、地元の食材を使用した「健康メニュー」を提供する飲食店の設置を検討します。
- ④健康に配慮した商品化など特産農産物を活用し、6次産業化への取組を支援します。
- ⑤市民の健康への意識を高めるとともに、「健幸都市」に相応しいまちづくりを推進するため、先進市の条例などに見られるまちづくりの手法について調査研究します。

3 地域で支える健康づくり

誰もが住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるように、「地域で支える健康づくり」の仕組みを構築します。

- ①地域の住民が一緒に健康づくりに取り組めるよう、健康づくり活動を主体的に行う人材を育成し、活躍の場を創出します。
- ②環境美化活動、ボランティア活動、防災などの地域活動を支援することで、生きがいの創出や社会的なつながりを強化します。
- ③地域や職場の仲間などグループで楽しみながら健康づくりを推進する仕掛けを構築します。
- ④いつまでも地域で生活できるように、地域見守り活動などの住民活動を専門職が支え、地域の課題を自ら解決することができる「安城市版地域包括ケアシステム」を構築します。
- ⑤介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、要支援者に対して多様なサービスを提供し、その担い手として高齢者が活躍できる場を創出して、高齢者の社会参加を促進します。

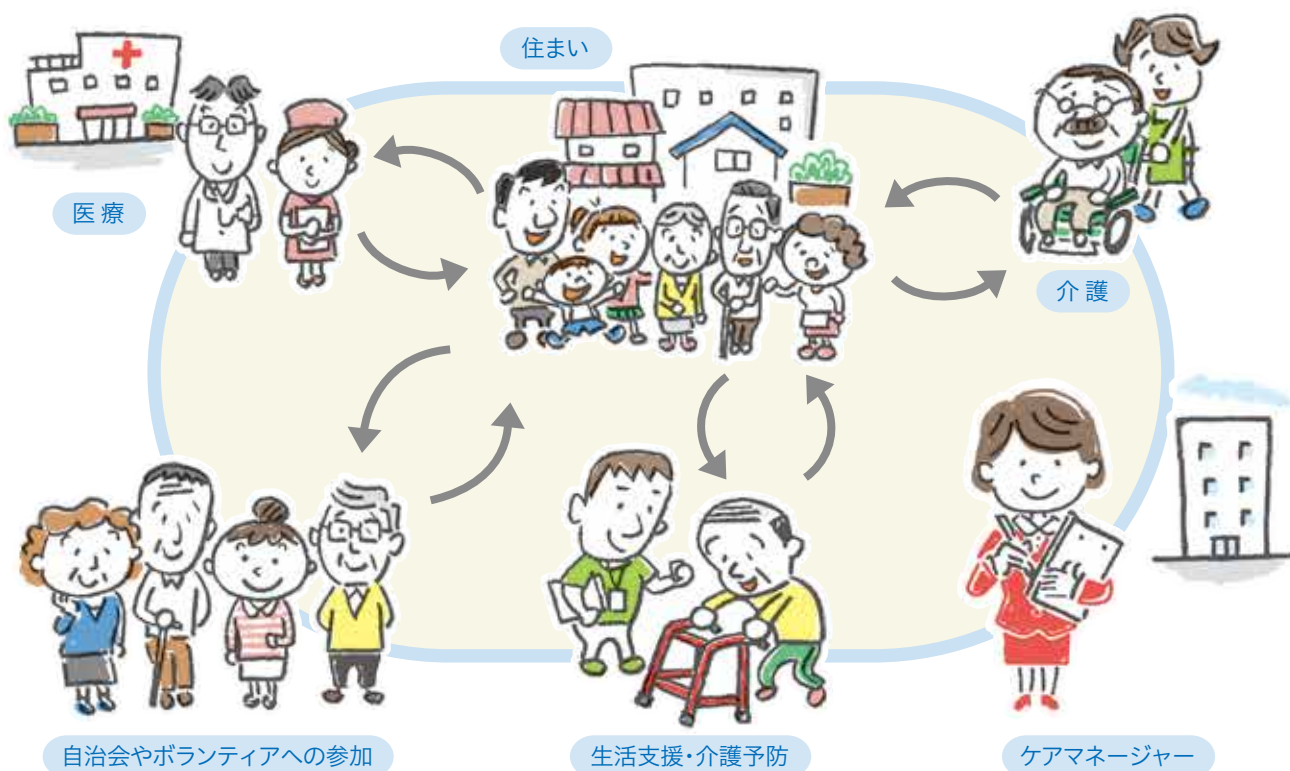
健康ステーション



医療・健診・介護データの活用



地域包括ケアシステムイメージ



健幸プロジェクト

3

まちづくり

1 魅力あるまちづくり

都市機能の充実を図るとともに、地域の特性を反映した個性ある拠点づくりを進め、市民が愛着と誇りを持って暮らすことができる魅力あるまちづくりを進めます。

- ① J R 安城駅周辺地域において、歩いて買物に行ける商業機能の集積を図るとともに、民間共同住宅の建設に対する助成を行うことにより、土地の高度利用を図り、人口増加を推進します。
- ② J R 三河安城駅周辺地域において、新たに歩いて暮らせる住宅市街地の整備及び商業・業務機能の集積を促進します。
- ③ 名鉄新安城駅周辺地域において、歴史・自然・人・産業の調和など、テーマ性のあるまちづくりを調査研究します。
- ④ 名鉄桜井駅周辺地域において、歴史文化の感じられる、うるおいのある住みやすい住環境の整備を推進します。

2 健康づくりインフラの整備

市民が日常生活の中で、車に頼らず移動することを促すため、「歩く・走る・こぐ」のに快適な環境を整備します。

- ① 歩くことにより健康づくりに取り組む人を増やすため、身近な地域にウォーキング・ランニングコースを設定します。
- ② ウォーキング・ランニングコースの情報とともに運動施設やイベントなどの情報を集約し、ICTを活用するなどして発信します。
- ③ 歩きたくなる空間となるよう、油ヶ淵水辺公園からデンパークまで、及び本證寺境内などの散策ルートを整備、拡大します。
- ④ 駅や公共施設などへのアクセス性向上のため、歩行者自転車車の安全な歩行走行空間を整備します。
- ⑤ 農業用水路上部利用による緑道を整備します。
- ⑥ 花と緑にあふれた街並みを形成するため、生垣補助や都市緑化を推進します。
- ⑦ 地域の特性やニーズにマッチした、魅力ある公園へのリニューアル整備を推進します。
- ⑧ デンパークをより快適で魅力的な施設に改修するとともに、健康増進に寄与するイベントなどを実施します。
- ⑨ ポケットパークなどにストレッチ運動ができる遊具やベンチを設置し、気軽に運動に取り組める環境を整備します。
- ⑩ 国際試合が開催できるようソフトボール場を改修するとともに、多くの人が快適にスポーツに親しめるよう体育館などのスポーツ施設を改修します。

3 移動利便性の向上

市の外縁部から各拠点（ＪＲ安城駅周辺、ＪＲ三河安城駅周辺、名鉄新安城駅周辺及び名鉄桜井駅周辺）への移動及び各拠点間の移動をしやすいするため、公共交通機関などの移動手段の利便性を高めます。

- ①幹線道路の整備を推進することで、市街地への通過交通の流入を抑制し、市街地の歩行快適性の向上を図ります。
- ②市民の外出を促進する新交通システムを研究します。
- ③超小型電気自動車を活用したカーシェアリングの社会実験をします。
- ④名鉄新安城駅の橋上化・自由通路整備及び名鉄南安城駅のバリアフリー化を促進します。
- ⑤あんくるバスの運行ダイヤ及び待合環境を改善します。
- ⑥自転車走行空間整備により自転車ネットワークを拡大します。

4 まちの賑わい創出モデル

「歩きたくなるまち」のモデルとして、中心市街地に絶えず人が集まって交流し、回遊するような状態を創り出すため、拠点施設を整備するとともに、コミュニティデザインによるまちづくりと歩いて楽しいまちづくりを推進します。

- ①中心市街地拠点施設
 - ・ＩＣＴを活用した図書情報館と市民の多様な交流が生まれる多目的ホールや広場・公園、及び民間商業施設を一体的に整備し、まちなかの賑わいを地域とともに創出します。
 - ・地産地消、食育の推進を図るため、産直市（マルシェ）をまちなかで開催します。
 - ・まちなかの賑わい創出のため、広域的に集客できるイベントを定期的に開催します。
 - ・健康に関する資料や情報の充実と一元化に努め、各種イベントなどと連携した資料提供、展示及び案内（コンシェルジュ）機能の充実を図ります。
- ②コミュニティデザイン
 - ・様々な団体（地元町内会、商店街振興組合、ＮＰＯ、市民活動団体など）が連携し、中心市街地拠点施設を核とした継続的なまちづくりが実施されるよう支援します。
 - ・活動主体間の連携、活動プログラムの企画・実施などを支援するコーディネーターを養成します。
- ③歩いて楽しいまち
 - ・新美南吉や七夕まつりなど、地域に根ざしたテーマをモチーフとした景観やポケットパークの整備などにより、歩いて楽しい歩行空間を形成し、まちなかの回遊を誘導します。
 - ・水と緑を生かしたコミュニティ道路として、自動車の走行速度を低減し、歩行者や自転車への安全性を確保する「追田川プロムナード」などを整備します。
 - ・中心市街地における、無電柱化地区の拡大を推進します。
 - ・都市計画道路沿いの市有地を活用し、店舗併設型マンション建設などの高度利用を推進します。
 - ・民有地における、商業施設建設を含めた土地の有効活用を誘導します。
 - ・道路などに接した民地空間の積極的な活用を促し、統一感のある街並みの形成に寄与する仕組みについて調査研究します。

第6章 分野別計画(基本計画②)

第1節 分野別計画の体系

分野(目指すまちの姿)		項目(施策)	掲載されている ページ番号
 健康	生涯にわたり心身ともに 健康にすごせるまち	1 健康・医療	34-35
		2 スポーツ	36-37
 環境	くらしの質を高める 持続可能なまち	3 環境	38-39
		4 都市基盤(住環境)	40-41
		5 生活安全	42-43
		6 都市基盤(交通)	44-45
 経済	地域の魅力、 潤いと活力あふれるまち	7 農業	46-47
		8 商工業	48-49
		9 観光	50-51
		10 都市基盤(市街地)	52-53
 きずな	人々が優しくつながり、 支え合う安全安心なまち	11 防災・減災	54-55
		12 地域福祉	56-57
		13 社会保障	58-59
		14 生涯学習	60-61
		15 文化・芸術	62-63
		16 参加と協働	64-65
 こども	子どもたちを 社会で豊かに育むまち	17 子育て	66-67
		18 学校教育	68-69

第2節 項目別計画の見方

第6章 分野別計画(基本計画②)

1. 健康・医療

施策が目指す姿

地域全体で健康への意識が高まり、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進めることにより、市民の健康寿命の延伸を目指します。

現状と課題

現状

- 社会環境や生活様式の変化などにより、運動の機会の減少や食生活の乱れに起因する生活習慣病になる人が増加しています。
- 健康知識は普及しているものの、運動する時間をつくっている人の割合は低い。
- 定期的に歯科健診を受けている人の割合は増えていますが、歯の健康を保つ生活をしている人の割合は低い。
- 食生活の栄養バランスに配慮していない人は、朝食を欠食する割合が高くなっています。

課題

- 高齢化に対応するため、歩くことをはじめとする身体活動量の向上を推進する必要があります。
- 健康に関する知識があっても実践できない人が多いため、健康づくりに対する意識を高め、主体的に取り組むよう働きかける必要があります。また、健診・予防体制を維持し、市民の健康管理を支援していく必要があります。
- 自分自身の適正体重を理解し、栄養バランスのとれた適切な量の食事がとれるよう、支援の方法を検討する必要があります。
- 生涯を通じて豊かな食生活を送るには、歯の健康や口腔機能の向上に取り組む必要があります。
- 第2次、第3次食育医療施設が市内にあり、医療体制は整っていますが、更なる高齢化に伴い医療需要が高まると、市民が健康で安心して暮らしていくためには、地域医療の一層の充実と医療情報の十分な提供が必要です。
- 身近な場所で包括的な医療を受けるためには、市民一人ひとりがかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことが求められています。
- 医療・健診情報の電子化が進み、電子データの蓄積・活用が可能なインフラ整備が進んでいます。そこで、市民全体の健康特性を把握し、効果的・効率的な保健事業の推進が求められています。

健康のために運動の必要性を感じている人の運動状況

運動する時間をとっている 取っていない

年齢	運動する時間をとっている (%)	取っていない (%)
全体	41	59
20～29歳	29	71
30～39歳	31	69
40～49歳	34	66
50歳以上	58	42

ウォーキングイベント

施策の方針

1 健康づくりの機会の拡充

- 健康づくりに関心のない人や意識があっても行動に移せない人に、身近なウォーキングイベントの開催など、取り組みきっかけとなる様々な機会を提供します。
- 歯と口の健康管理を通じた疾病予防に取り組めるよう、子どもから高齢者までライフステージに応じた情報提供と講座や健診機会の充実を図ります。

2 継続的な健康づくりのできる体制整備

- 地域の健康づくり活動を担う人材を活用し、健康づくりに一層に取り組む仲間づくりを進めます。
- 健康づくりのきっかけづくりだけでなく、行動へのインセンティブなど、健康づくりの継続を後押しする制度を整備します。

3 健康管理の支援

- 身近な場所で健康チェックができるなど、健康管理を支援する「健康ステーション」を整備します。
- 健康を維持する食事量や栄養バランスなど、日常の「食」を通じて、市民の健康管理を継続的に支援する体制を整備します。

4 地域医療体制の充実

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て「かかりつけ」制の普及促進を図ります。
- 保健・福祉との連携を強化し、地域全体の医療連携(地域医療)を推進することにより、医療需要の増大に対応できる体制の充実を図ります。

5 データの活用

- 保険者や研究機関と共同で医療・健診情報を活用し、健康増進に関する課題と対策を検討します。
- 保険者や事業者と協力し、生活習慣病の予防やがんの早期発見につながる各種健診の受診を促すとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。

成果指標

指標	説明	実施前(2015年度)	目標値(2023年度)
健康であると 感じている人の割合	自分の健康に関心を持ち、健康的な生活を送る人が増えます。	70.7% (2012年度)	75%
1日に30分以上歩く人の 割合	日常生活における活動量が増え、生活習慣病の予防につながります。	49.8%	54%
BMIが標準の人の割合	自分の適正体重を認識し、食事量と栄養バランスに配慮している人が増えます。	68.5% (2014年度)	73%

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P72)

- 第2次健康日本21実施計画(～2023年度)
- 第2期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画(～2017年度)
- 第2次安城市食育推進計画(～2016年度)
- 安城市子ども子育て支援事業計画(～2019年度)

1 ページタイトル

項目の名称です。

2 施策が目指す姿

この施策(項目)で目指す将来の本市の姿です。

3 現状と課題

この項目を取り巻く現状と課題をまとめています。

4 関連する施策がある分野

関連する施策がある分野については色が付いており、継続して推進する分野には色が付いていません。
注釈(*)の用語解説は、P98以降に記載しております。

5 施策の方針

「施策が目指す姿」を実現するために、方針を記述しています。

6 成果指標

成果を重視した戦略的な施策を展開するため、成果を測定する指標を設定しています。

7 関連する施策、事業が掲載されている個別計画

この項目に関連する各課所管の個別計画が記載されています。(P72から一覧を掲載)

1. 健康・医療

施策が目指す姿

地域全体で健康への意識が高まり、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進めることにより、市民の健康寿命の延伸を目指します。

現状と課題

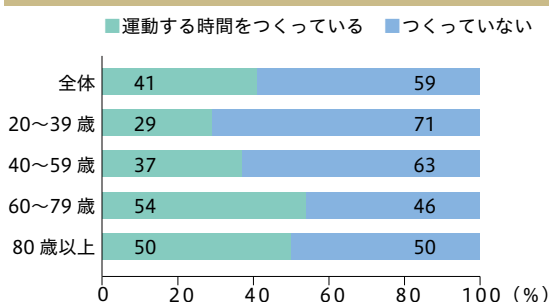
現状

- ▶ 社会環境や生活様式の変化などにより、運動の機会の減少や食生活の乱れに起因する生活習慣病になる人が増加しています。
- ▶ 健康知識は普及しているものの、運動する時間をつくっている人の割合は横ばいです。
- ▶ 定期的に歯科健診を受けている人の割合は増えていますが、歯の健康を保つ生活をしている人の割合は横ばいです。
- ▶ 食生活の栄養バランスに配慮していない人は、朝食を欠食する割合が高くなっています。

課題

- ▶ 高齢化に対応するため、歩くことをはじめとする身体活動量の向上を推進する必要があります。
- ▶ 健康に関する知識があっても実践できない人が多いため、健康づくりに対する意識を高め、主体的に取り組むよう働きかける必要があります。また、健診・予防体制を維持し、市民の健康管理を支援していく必要があります。
- ▶ 自分自身の適正体重を理解し、栄養バランスのとれた適切な量の食事がとれるよう、支援の方法を検討する必要があります。
- ▶ 生涯を通じて豊かな食生活を送るには、歯の健康や口腔機能の向上に取り組む必要があります。
- ▶ 第2次、第3次救急医療施設¹が市内にあり、医療体制は整っていますが、更なる高齢化に伴い医療需要が高まる中、市民が健康で安心して暮らしていくためには、地域医療の一層の充実と医療情報の十分な提供が必要です。
- ▶ 身近な場所で包括的な医療を受けるためには、市民一人ひとりがかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことが求められています。
- ▶ 医療・健診情報の電子化が進み、電子データの蓄積・活用が可能なインフラ整備が進んでいます。そこで、市民全体の健康特性を把握し、効果的・効率的な保健事業の推進が求められています。

健康のために運動の必要性を感じている人の運動状況



ウォーキングイベント





施策の方針

1 健康づくりの機会の拡充 ●●

- ①健康づくりに関心のない人や意識があっても行動に移せない人に、身近なウォーキングイベントの開催など、取り組むきっかけとなる様々な機会を提供します。
- ②歯と口の健康管理を通じた疾病予防に取り組めるよう、子どもから高齢者までライフステージに応じた情報提供と講座や健診機会の充実を図ります。

2 継続的な健康づくりのできる体制整備 ●●●

- ①地域の健康づくり活動を担う人材を活用し、健康づくりに一緒に取り組む仲間づくりを進めます。
- ②健康づくりのきっかけづくりだけでなく、行動へのインセンティブなど、健康づくりの継続を後押しする制度を整備します。

3 健康管理の支援 ●●

- ①身近な場所で健康チェックができるなど、健康管理を支援する「健康ステーション」を整備します。
- ②健康を維持する食事量や栄養バランスなど、日常の「食」を通じて、市民の健康管理を継続的に支援する体制の整備を進めます。

4 地域医療体制の充実 ●●●

- ①医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て「かかりつけ」制の普及促進を図ります。
- ②保健・福祉との連携を強化し、地域全体の医療連携（地域医療）を推進することにより、医療需要の増大に対応できる体制の充実を図ります。

5 データの活用 ●

- ①保険者や研究機関と共同で医療・健診情報を活用し、健康増進に関する課題と対策を検討します。
- ②保険者や事業者と協力し、生活習慣病の予防やがんの早期発見につながる各種健診の受診を促すとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
健康であると 感じている人の割合	自分の健康に関心を持ち、健康的な生活を送る人が増えます。	70.7% (2012年度)	75%
1日に30分以上歩く人の 割合	日常生活における活動量が増え、生活習慣病の予防につながります。	49.8%	54%
BMIが標準の人の割合	自分の適正体重を意識し、食事量と栄養バランスに配慮している人が増えます。	68.5% (2014年度)	73%

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P72)

- ・第2次健康日本21安城計画(～2023年度)
- ・第2期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画(～2017年度)
- ・第2次安城市食育推進計画(～2016年度)
- ・安城市子ども・子育て支援事業計画(～2019年度)

2. スポーツ

施策が目指す姿

「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」の様々な立場からスポーツに親しみ関わる
ことができる環境の充実を図り、スポーツを通じて健康で活力あるくらしができるま
ちを目指します。

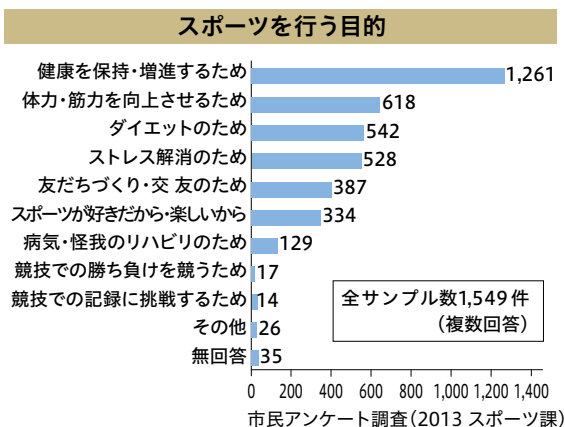
現状と課題

現状

- ▶ スポーツを行う目的として、「健康を保持・増進するため」が最も多く、気軽に一人でもできるスポーツに人気があります。
- ▶ スポーツを行いたい場所は、「身近な場所」や「市内の公共施設」が多くなっています。
- ▶ スポーツ指導者の資格保有の割合は低い状況です。
- ▶ 総合型地域スポーツクラブ^{※1}などのスポーツ団体の認知度は低い状況となっています。
- ▶ スポーツボランティアの実施率(7.4%)は、全国平均(11.4%)と比べて低くなっています。
- ▶ 市内には、トップリーグで活躍する地元企業のクラブチームがあります。
- ▶ 東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、スポーツマインドの高揚が予想されます。

課題

- ▶ 「健康づくり」に着目するとともに、誰でも簡単にできるスポーツを広める必要があります。
- ▶ 身近な場所で気軽に安心してスポーツができるよう、施設の充実と適切な管理が必要です。
- ▶ スポーツ指導者の資質向上のための取組が必要です。
- ▶ 多様なニーズに応えるため、各種スポーツ団体との連携と育成支援が必要です。
- ▶ 地元企業クラブチームとの連携により、スポーツ指導機会の充実とともに、その一流のプレーを見られる機会の充実が必要です。
- ▶ 東京オリンピック・パラリンピックの開催気運を生かした取組により、スポーツに対する興味や関心を高める機会としなければなりません。





施策の方針

1 「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」スポーツの振興 ●●●

- ①健康の増進とスポーツを始めるきっかけづくりのため、重点施策としてラジオ体操の普及を図ります。
- ②誰もが、年齢や性別、体力などに応じて生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境を充実するとともに、全国大会などでの活躍の機会が増えるよう競技力の向上に努めます。
- ③スポーツをみる楽しさを感じ、さらにスポーツをするきっかけにつながるよう、関心の高い競技やトップレベルの試合が観戦できる機会の充実を図ります。
- ④優れたスポーツ指導者の養成により、安全に楽しく、質の高いスポーツの指導が行われることで、特に子どもの健全な成長や夢の実現を図ります。
- ⑤スポーツ推進委員、ボランティア及び協賛企業などが最大限に力を発揮できる環境を整え、スポーツをサポートする体制の強化を図ります。

2 スポーツ施設環境の整備 ●

- ①市民ニーズや利用状況などにより、市体育館などの既存施設の改修や新たな施設整備の調査研究を行い、適正な整備・配置及び維持に努めます。

3 スポーツ団体の育成・支援 ●

- ①企業とのスポーツ連携を強化するため、ホームチームサポーター事業を創設します。
- ②スポーツ団体の認知度向上のための情報提供をはじめとした活動支援を行うとともに、新たな団体の育成に努めます。

4 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興 ●

- ①東京オリンピック・パラリンピックの開催機運の向上、スポーツに対する興味や関心の向上のため、事前キャンプ地の誘致などに努めます。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	スポーツをする習慣が身につきます。	45.1%	52%
市主催スポーツ事業参加者数(単年度)	参加を通じて各々の立場に応じてスポーツに親しみ関わるようになります。	87,672人 (2014年度)	115,000人
市スポーツ施設利用者数(単年度)	様々なレベルの市民が気軽に安心してスポーツに取り組む環境が整備されています。	1,137,343人 (2014年度)	1,500,000人

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P72)

・第2次安城市スポーツ振興計画(～2025年度)

3. 環境

施策が目指す姿

市民一人ひとりが、低炭素化・自然との共生・資源循環など環境に対する高い意識を学びや協働を通じて育むとともに、それぞれの立場で環境配慮行動に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、人と自然が共生する良好な環境が持続的に発展する社会を目指します。

現状と課題

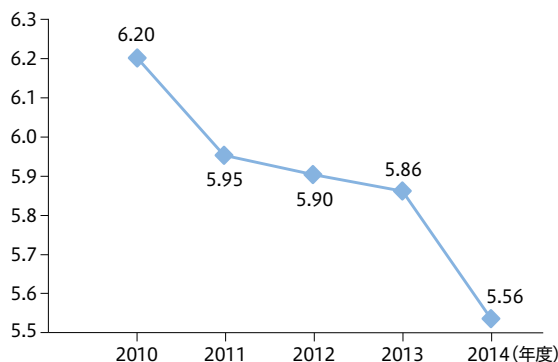
現状

- ▶ 平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、日本社会におけるエネルギー供給体制の脆弱さが浮き彫りになっています。
- ▶ 地球温暖化対策、生物多様性、資源循環など環境全般に対する市民の関心は高くなっています。
- ▶ ごみ減量の推進において、生ごみのリサイクルなどの新たなシステムの構築については、費用対効果を考えると難しい状況にあります。

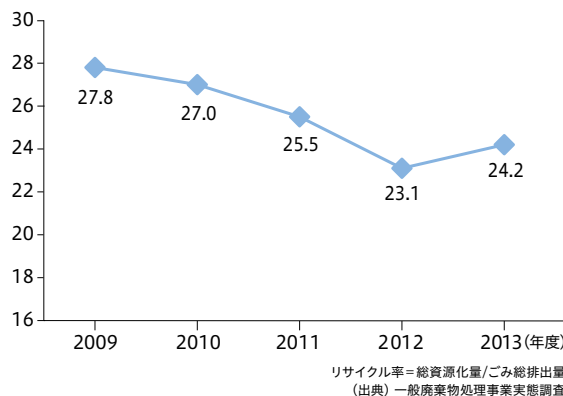
課題

- ▶ 温室効果ガスの排出量が少なく、災害時のエネルギーの自給に資する自立・分散型エネルギー社会の構築が求められます。
- ▶ 持続可能な社会を実現するためには、エネルギーを「創る・蓄える・省く」観点から、それらを効率的に活用する「創蓄省エネルギー」に関する取組を推進することが必要です。
- ▶ 環境負荷を低減する化石燃料に依存しない低炭素な交通社会の実現が求められます。
- ▶ 豊かな自然や農地が減少しており、生態系への影響が懸念されます。
- ▶ ごみ減量の自主的な取組の中心的組織である町内会及びNPO法人や市民団体などとの更なる連携が必要です。
- ▶ 市民、事業者などあらゆる主体の環境意識を、環境負荷を減らす身近な環境配慮行動の実践へとつなげる仕組みづくりが必要です。

1人1日あたりの家庭用電気使用量(kWh)



リサイクル率の推移(%)





施策の方針

1 低炭素社会の実現 ●●●

- ①省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー^{*1}を活用したエネルギーの地産地消を進めることにより、地域におけるエネルギーの効率的な利用を促進し、温室効果ガスの削減を図ります。
- ②次世代自動車（FCV（燃料電池自動車）やEV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車））の普及や超小型電気自動車によるカーシェアリング^{*2}など、環境負荷の少ない交通社会を目指すとともに、環境と調和した経済活動に対する支援を検討します。

2 自然と共生する良好な生活環境の確保 ●

- ①生活型公害の防止、安全・安心な生活環境の向上及び緑あふれる美しい都市景観づくりを通して快適な暮らしの実現を目指します。
- ②生物多様性^{*3}の保全、水辺環境の保全など、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

3 資源循環とごみ減量の推進 ●

- ①「もったいない」の心を育み、ごみを出さない暮らしとともに、ごみを資源としてリサイクルする循環型社会の実現を目指します。
- ②明治用水をはじめ水資源の重要性について意識の向上を図り、水循環の保全を推進します。

4 環境学習及び環境配慮行動の促進と支援 ●●

- ①次代につなぐ人づくりのため、環境学習機会の提供、環境意識啓発、情報発信などを推進します。
- ②市民団体などとの環境協働事業を推進するとともに、秋葉いこいの広場環境学習センターにおける講座などを通して、多様な主体による環境活動の実践を支援します。
- ③市民が主体となるごみ減量の集团的取組に対し助成制度を拡大し、取組の広がりを図ります。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
1人1日あたり家庭用電気使用量(kWh)	エネルギー使用量が削減されることにより、地球的問題となっている地球温暖化が抑制されます。	5.56kWh (2014年度)	5.42kWh
一般廃棄物の再生利用率(リサイクル率)	廃棄物の再資源化を図ることにより、資源の有効利用が進み最終処分量が減少します。	24.2% (2013年度)	26% [※]

※目標値は、総資源化量の内2013年度資源化量(溶融スラグ)^{*4}を基準に設定しています。

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P72-73)

- ・安城市環境基本計画(～2020年度)
- ・安城市一般廃棄物処理基本計画(～2017年度)
- ・第3期安城市役所地球温暖化対策実行計画(～2016年度)

4. 都市基盤(住環境)

施策が目指す姿

市民に愛される公園整備を通じ、自然と人がふれあうまちづくりを目指します。
 良好な水環境による安全で快適な暮らしの実現を目指します。
 暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

現状と課題

現状

- ▶ 時代の流れや地域ニーズに合わなくなった公園が増加してきています。
- ▶ 市民生活に欠かせない安全安心な水道水の安定供給を行っています。
- ▶ 衛生的で快適な生活環境をつくるため、計画的に下水道の整備を行っています。
- ▶ 老朽化している市営住宅の計画的な改修を行っています。

課題

- ▶ 緑地の保全及び緑化の推進により、温室効果ガスの排出量を抑制することが求められています。
- ▶ 子育て世代や高齢者世代など、地域の利用者の特性やニーズに応じた公園のリニューアルが必要です。
- ▶ 集落内の狭い道路は、車の通行や災害時に避難通路として使用できるかなど、多くの問題があります。
- ▶ 良好な都市景観を保全、維持するため継続して計画的なまちづくりを推進する必要があります。
- ▶ 老朽化した水道施設が増加しており、適切な更新が必要です。
- ▶ 下水道などの整備により、生活環境の改善が図られていますが、さらなる普及促進と適正な維持管理が必要です。
- ▶ 市街化の進展に伴う不浸透面^{*1}の増加により、水循環への影響が危惧されます。
- ▶ 市営住宅の老朽化と高齢社会の進行に対応するため、バリアフリー化を進めるとともに、供給戸タイプの見直しが必要です。
- ▶ 適切な管理が行われていない空き家などについて、適切な管理や有効活用の促進、所有者への指導などによる是正が必要です。

エコタウン桜井



柳原公園(東栄町)





施策の方針

1 人がふれあうまちの形成 ●●●●

- ①油ヶ湍水辺公園からデンパークの散策ルートの整備など、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ②公園施設の長寿命化を行うとともに、地域の特性やニーズに応じた公園のリニューアルを行います。
- ③身近な公園が不足している地域に公園を整備します。
- ④公共施設への植栽や民有地の緑化などまちを彩る緑の増加に努めます。
- ⑤安心して通行できる歩行空間の整備を進めます。
- ⑥狭い生活道路を広げて安全で暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ⑦まちづくりのルール化や新たな地域のコミュニケーションの醸成を推進、啓発し調和のとれた土地利用及び秩序ある都市形成の実現を図ります。

2 良好な水環境の実現 ●●

- ①老朽化した浄配水場や水道管の更新を行い、良質な水の安定供給を図ります。
- ②計画的な下水道整備、維持管理及び長寿命化とともに、高度処理型浄化槽^{*2}の普及促進により、汚水の適正処理に努めます。
- ③雨水浸透施設^{*3}の普及を促進し、良好な水循環を図ります。

3 市営住宅の更新 ●

- ①老朽化の著しい市営住宅の建替えを行います。既存住宅においては、高齢者や障害のある人の生活に配慮したバリアフリー化などの改修を推進します。

4 空き家等対策の実施 ●

- ①空き家などの適切な管理、除却及び活用を促進し、衛生面、防犯面、防災面の安全性及び景観の向上を図ります。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
住環境に対する満足度	市をはじめとする様々な主体の取組に対する総合的な評価が向上します。	32%	40%
公園の更新数(累計)	公園のリニューアルや施設の長寿命化により公園利用者が拡大します。	—	長寿命化29箇所 リニューアル7箇所
適切に管理されていない戸建住宅の空き家件数(累計)	空き家の適正管理が進み、市民が安心して暮らすことができる環境づくりに寄与することができます。	82件 (2014年度)	32件

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P73-74)

- ・安城市緑の基本計画(～2020年度)
- ・安城市都市計画マスタープラン(目標年次2020年)
- ・安城市低炭素まちづくり計画(～2020年度)
- ・安城市汚水適正処理構想(～2030年度)
- ・安城市公共下水道基本計画(～2025年度)
- ・安城市生活排水対策推進計画(～2016年度)

5. 生活安全

施策が目指す姿

市民・行政が一体となり、犯罪や交通事故の発生件数を減少するための取組をし、安全で安心なまちづくりを目指します。消費者トラブルからの早期救済・未然防止を図り、安心な消費生活の実現を目指します。

現状と課題

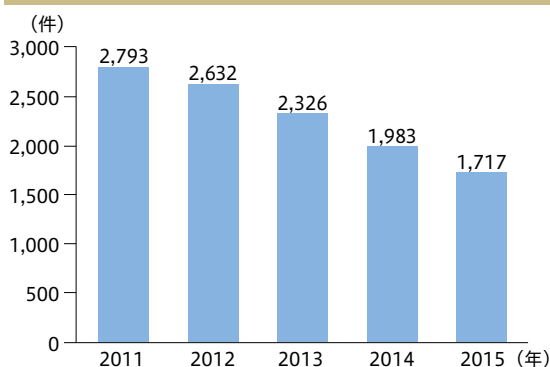
現状

- ▶ 犯罪や交通事故の発生件数は減少傾向にあります。
- ▶ 近年、悪質商法や特殊詐欺、食品偽装問題などのトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっています。

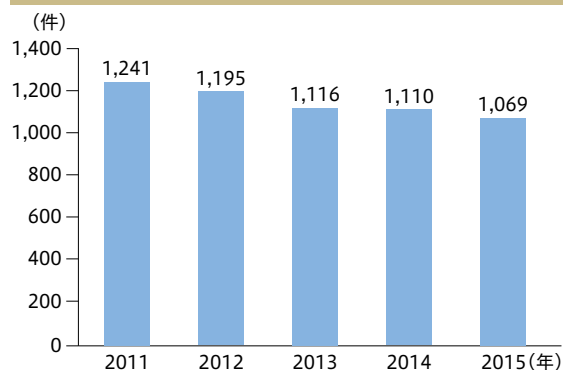
課題

- ▶ 犯罪や交通事故の撲滅に向け、自主防犯パトロール隊や交通指導員などの地域の人的資源を生かす必要があります。
- ▶ 交差点での事故が多発していることから、右折帯の設置などの対策が必要です。
- ▶ 児童生徒の安全確保を図るため、通学路の交通安全対策が求められています。
- ▶ 特殊詐欺や悪質商法をはじめとする生活経済事件や、サイバー犯罪など新しいタイプの犯罪に対する不安が高まっています。
- ▶ 消費者被害が後を絶たない状況を踏まえ、市民の安全を守るため、消費生活相談ができる体制を整える必要があります。

安城市の犯罪発生件数



安城市の人身事故発生件数



施策の方針

1 暮らしの安全対策の推進 ●●●●

- ①地域や学校や職場で時代に合った各種防犯教室・交通安全教室などを開催します。
- ②地域主導による自主防犯パトロール隊の結成及び運営を支援します。
- ③防犯灯・防犯カメラ設置の推進や防犯灯・街路灯のLED化を促進します。

2 交通安全対策の実施 ●●●●

- ①交差点特殊舗装^{*1}、灯火点滅鉤^{*2}の設置や段差の少ない歩道の整備を推進します。
- ②安城市通学路交通安全プログラムの取組方針に基づき、通学路の整備を行います。
- ③生活道路の安全対策としてゾーン30^{*3}などの交通規制の周知を図ります。

3 消費生活相談の強化 ●

- ①消費生活センターを設置し、週2日体制から4日体制による消費生活相談を拡充します。



成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
犯罪発生件数(単年)	警察・町内会・防犯団体と市が連携した防犯活動の取組は、犯罪を減少させ安全で安心なまちづくりにつながります。	1,717件 (2015年)	1,540件
人身事故発生件数 (単年)	ソフト・ハード両面での交通安全対策を推進することによって、交通事故が減少します。	1,069件 (2015年)	960件
消費生活における問題を相談できる体制が整っていると思う人の割合	消費生活に関するトラブルや不安を解消するための相談体制の強化・充実が図られます。	14.5%	50%

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P74)

・第10次安城市交通安全計画(2016年度～)

・安城市通学路交通安全プログラム(2014年度～)

6. 都市基盤(交通)

施策が目指す姿

市民の移動手段として健康的で環境にやさしい鉄道、バス、自転車などの様々な有機的なネットワークの形成を目指します。

渋滞がなく、円滑な移動に必要な道路網の充実を目指します。

現状と課題

現状

- ▶ 本市の道路は、国道1号や国道23号など、市域を横断する東西の交通が中心となっています。
- ▶ 鉄道やバスなどの運行により、公共交通のネットワーク化が図られています。
- ▶ 平成39年(2027年)にはリニア中央新幹線が開業予定となっています。

課題

- ▶ 幹線となる南北道路の整備が、急務となっています。
- ▶ 道路網の整備や交差点の改良による、交通渋滞の緩和、交通安全対策、生活道路への通過車両の流入制限が求められています。
- ▶ 交通政策基本法に基づき、老年人口の増加に対応した交通システムの構築が必要となります。
- ▶ 低炭素社会^{*1}の実現に向けて、駅周辺を核としたコンパクトシティ型都市構造^{*2}を生かすために公共交通、自転車の利用促進が必要です。
- ▶ 主要な駅を利用しやすい空間にする必要があります。
- ▶ 自転車走行空間の整備は、平成24年(2012年)の国によるガイドライン改定に基づく見直しが必要なため進んでいません。
- ▶ 道路や橋梁などの社会基盤の老朽化に対応する必要があります。
- ▶ リニア開業後の交通体系の変化に向けて柔軟な対応が必要となります。

4車線化した国道23号



あんくるバス



バスロケーションシステム



施策の方針

1 幹線道路の整備促進 ●●

- ①南北道路となる主要地方道豊田安城線をはじめとした幹線道路整備を促進します。
- ②一・二級市道をはじめとした幹線市道の整備を進めます。

2 公共交通網の充実 ●●

- ①あんくるバスのダイヤ改善などを行い、生活に密着した地域交通サービスの利用拡大を図ります。
- ②主要駅のバリアフリー化を推進します。
- ③過度な自動車利用から公共交通機関や自転車利用への転換を図るため、モビリティマネジメント^{*3}を実施します。
- ④新交通システムのあり方を研究します。

3 安全、安心、快適な道路交通環境の実現 ●●

- ①交差点改良などの整備を進め、道路の円滑な通行を促します。
- ②国が定めた新ガイドラインに従って安全で快適な自転車走行空間の整備を行い、自転車ネットワークの拡大を図ります。
- ③橋梁など道路施設の長寿命化を図ります。

4 リニア中央新幹線開業に向けた交通環境の充実 ●●

- ①リニア開業を見据え三河安城駅の役割や機能の見直しを検討します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
公共交通機関に対する満足度	高齢者などの社会参加や日常生活における利便性の向上が図られます。	49.4%	58%
都市計画道路整備率	地域相互の連携拡大、渋滞緩和、生活道路流入抑制、広域交通の促進、経済活動の活性化につながります。	81.4% (2014年度)	85.4%
公共交通機関利用率 ^{*4}	公共交通機関の利用者が増えることで、低炭素社会の実現に貢献でき、交流が活発になります。	9.7% (2011年度)	11%

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P74-75)

- ・安城市都市計画マスタープラン(目標年次2020年) ・安城市総合交通計画(目標年次2020年)
- ・安城市地域公共交通総合連携計画(～2017年度) ・エコサイクルシティ計画(目標年次2016年)

7. 農業

施策が目指す姿

安全・安心な食料が安定的に供給されるよう農地や農業用施設の整備並びに保全を図るとともに、効率的かつ安定的に経営できる農業経営者を育成することにより、農業の持続的発展を目指します。

地産地消や食育の推進、農との触れ合いにより、市民一人ひとりが生涯にわたり、心身ともに健やかな生活を送ることを目指します。

現状と課題

現状

- ▶ 平成26年(2014年)産の米価は大きく下落し、農業者の経営を圧迫しています。
- ▶ 地球温暖化により、米をはじめとする農作物の品質低下や生育不良など農作物生産への影響が出ています。
- ▶ 平成26年度(2014年度)より、担い手などへの農地の集積と集約化を図る農地中間管理事業が開始されています。
- ▶ 平成27年度(2015年度)より、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、農地の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能を支える共同活動への支援が開始されています。

課題

- ▶ 米の生産調整廃止後(平成30年(2018年)産～)の水田の活用方法の検討、農業者の所得確保への対応が必要となります。
- ▶ 施設の老朽化や農業経営形態の変化に伴い、施設の更新及びほ場の大区画化が必要となります。
- ▶ 農業者の高齢化により、特産農作物(果樹)の担い手や栽培面積の減少及び遊休農地の増加が懸念され、その対策が必要となります。
- ▶ 地産地消や食育を一層推進するため、情報発信などに取り組む必要があります。
- ▶ 農地の集積と水路や農道等の管理に係る負担軽減への対策が必要となります。
- ▶ 農業の持続的発展には、市民が身近に農を感じられるように、農との触れ合いを促進し、農業への理解を高めていく必要があります。

ほ場の大区画化



特産品いちじく





施策の方針

1 農地流動化及び担い手育成の推進 ●●

- ①農地中間管理事業による農地集積制度を推進し、農地の流動化を促すとともに経営基盤の強化を図り、地域の中心的な担い手を育成します。
- ②畑及び樹園地の賃借を促進し、遊休農地の発生を防止するとともに果樹生産などの振興を図ります。

2 基盤整備の実施及び地域活動による農地などの持つ多面的機能の維持 ●●

- ①農業用施設の更新やほ場の大型化を行うとともに農地などの多面的機能を維持する地域活動を支援することにより、生産性の向上及び担い手の負担軽減を図ります。

3 地域の特性を生かした多様な農業支援 ●●

- ①特産物の維持・振興、ブランド化の推進、低コスト・環境配慮農業の推進、6次産業化の取組支援などを行い、農業の持続的な発展を図ります。

4 地産地消及び食育の推進 ●●●

- ①地元農産物及びその加工品について、産直市(マルシェ)などのPRにより地産地消及び食育を推進し、フードマイレージ¹の軽減、農産物の消費拡大及び市民の健康生活の充実を図ります。

5 農とのふれあい ●●

- ①市民農園や農業体験イベントなどを通じて、「農」のある暮らしを普及・促進することにより、農業の持続的発展と優良農地の保全を図ります。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
農地の利用権などの 設定率	地域の担い手に農地集約が促進されることにより、農業経営が効率的かつ安定的になり、所得の増加が見込まれます。	52% (2014年度)	66%
地元農産物を意識して 購入する人の割合	地産地消及び食育が推進されています。	21.9% (2014年度)	26%

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P75)

- ・安城市食料・農業・交流基本計画(～2016年度)
- ・第2次安城市食育推進計画(～2016年度)
- ・安城アグリライフ構想(2008年度～)
- ・安城農業振興地域整備計画(2011年度～)
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(2015年度～)

8. 商工業

施策が目指す姿

ものづくり産業の高度化と新規産業の創出、魅力ある商業集積の形成など、商工業バランスのとれた発展を図ることにより、市内経済の活性化と豊かで潤いのある市民生活の実現を目指します。

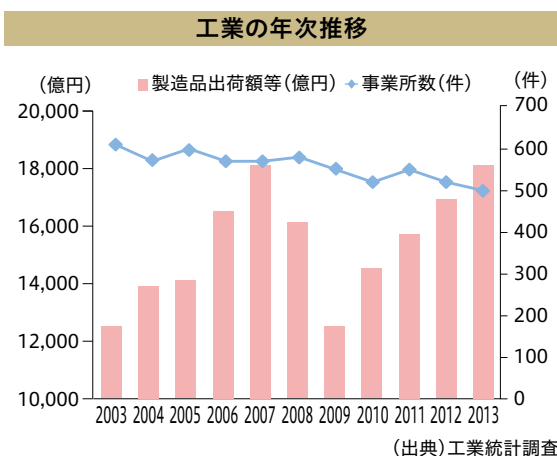
現状と課題

現状

- ▶ 平成16年(2004年)から10年間の本社転入転出企業数の推移は、転出企業が超過しています。
- ▶ 製造品出荷額等については、リーマンショック前の水準まで回復していますが、事業所数については、減少傾向にあります。
- ▶ 中小小売業・サービス業では、後継者不足などによる廃業により、商業集積の規模が縮小しています。
- ▶ 中心市街地の商店街においては、平成14年度(2002年度)以降、小売業事業所数、従業員数、年間販売額及び売場面積が減少傾向にあります。

課題

- ▶ ものづくり産業の振興には、中小企業の経営基盤と競争力の強化が必要です。
- ▶ 既存企業の流出抑制には、事業所の拡張に対応可能な新たな工業用地の確保が必要です。
- ▶ 人口減少・少子高齢社会に備え、女性の社会進出を視野に入れた雇用機会及び労働力の安定確保が必要です。
- ▶ 高齢者などが身近に買物できる環境整備が必要です。





施策の方針

1 ものづくり産業の振興 ●

- ①新製品や新技術の開発、販路拡大など、競争力強化に向けた新たな事業展開への支援を強化します。
- ②中小企業コーディネーター制度^{*1}を中心に相談体制や補助制度の充実を図るとともに、社会情勢に応じた速やかな対策を実施することで、がんばる中小企業を支援する体制を強化します。
- ③ものづくりセミナーの充実を図り、ものづくり産業を支える人材を育成します。
- ④国道23号沿線に新たな工業用地を整備し、既存企業の市外への流出抑止及び新産業の誘致を図ります。

2 商業の振興 ●●●●

- ①商店街振興組合が行う販売力向上のための事業や施設整備などを支援します。
- ②融資制度、補助制度の利用を促進するとともに、相談体制の充実を図り、経営基盤の強化、合理化などを支援します。
- ③中心市街地では、空き店舗の有効活用や既存資源を活用したソフト事業を展開し、商業集積を図るとともに、商店街振興組合、町内会、市民団体などとの連携・協働により賑わいを創出します。

3 雇用・就労支援 ●●

- ①ワークライフバランスの推進等により勤労者の就業環境の向上を図り、また、子育て女性の再就職を支援します。
- ②企業誘致、創業支援により雇用を拡大し、就業機会の増大に努めます。

4 創業支援の推進 ●

- ①安城商工会議所や金融機関と連携し、創業支援体制及び施設を整備することにより、創業を促します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
都市計画法における 地区計画(工業団地)の 面積(累計)	新たな工業用地を確保することにより、既存企業の流出抑止と新産業の誘致が実現します。	49.8ha (2014年度)	69.8ha
中心市街地歩行者 通行量(平日1日あたり)	商店街振興組合などの活動に対して支援することにより、商業集積が進みます。	3,366人 (2014年度)	4,000人
創業者数 ^{*2} (単年度)	創業支援の体制及び施設を整備することにより、新たな起業が創出されます。	81人 (2013年度)	97人

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P76)

- ・安城市中心市街地活性化基本計画(～2017年度) ・安城市都市計画マスタープラン(目標年次2020年度)
- ・安城農業振興地域整備計画(2011年度～)

9. 観光

施策が目指す姿

観光資源を最大限活用し、本市の魅力を向上させるとともに、四季折々の観光情報を発信することにより観光入込客数の増加を目指します。

現状と課題

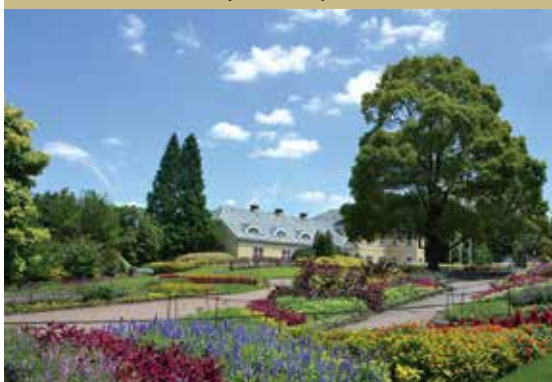
現状

- ▶ 中心市街地では土地区画整理事業が行われており、安城七夕まつりを取り巻く環境が変化しています。
- ▶ デンパークは平成9年(1997年)の開園から18年目を迎え、年間50万人を超える人が訪れています。
- ▶ 平成27年(2015年)3月に本證寺境内(野寺町)が、国史跡の指定を受け、歴史資源としての価値が高まっています。

課題

- ▶ 安城七夕まつりの魅力を高めるため、土地区画整理事業や中心市街地拠点施設の整備に合わせた検討が必要です。
- ▶ デンパークでは、施設の老朽化による修繕が増加しています。また、雨天時でも楽しめる施設や子どもが楽しめる遊具が必要です。
- ▶ 本證寺などの歴史資源を有効に活用する必要があります。
- ▶ 外国人に対応した観光情報の発信が必要です。

デンパーク



七夕まつり





施策の方針

1 観光資源の活用 ●●●

- ①デンパーク、丈山苑などの観光施設をはじめ、国指定史跡の本證寺などの歴史資源や新美南吉、安城芸妓などあらゆる観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の創出に努めます。
- ②観光案内所や中心市街地拠点施設を起点としたまち歩き、サイクリングのための新たな観光ルートを設定します。

2 観光資源の充実 ●●

- ①安城七夕まつりは、市民参加を推進するとともに、「願いごと、日本一。」をコンセプトに新たな魅力を創造します。
- ②デンパークは、子どもから大人まで幅広い世代が、雨天時においても、満足して楽しめる魅力的な施設となるよう風車の広場一帯をリニューアルします。
- ③特産品などを活用した新たな商品開発を支援します。

3 観光情報の発信 ●●

- ①デジタルサイネージ(タッチパネル式観光案内板)やウェブサイトを活用し、観光情報の効果的な発信に努めます。
- ②地域の魅力を地域の人々が伝える、ガイドボランティア活動を支援します。
- ③近隣市町と連携し、広域的な観光を推進するとともに、外国人に対応した観光情報の発信に努めます。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
観光施設やイベントにおける観光入込客数 (単年度)	観光資源の活用、情報発信を行うことにより、観光入込客数が増加します。	227万人 (2014年度)	270万人

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P76)

- ・南吉まちづくり指針(2014年度～)
- ・南吉まちづくりガイドライン(2015年度～)
- ・本證寺境内地保存活用基本計画(～2022年度)
- ・桜井古墳群保存管理計画(2014年度～)

10. 都市基盤(市街地)

施策が目指す姿

JR安城駅周辺を都市拠点、JR三河安城駅周辺を広域拠点、名鉄新安城駅周辺・名鉄桜井駅周辺を地域拠点とし、各地区の特性に応じた個性的な魅力ある拠点の形成を目指します。

各拠点を中心とした都市基盤整備により、人々が集い交流するコンパクトシティ型都市構造^{*1}の形成を目指します。

現状と課題

現状

- ▶ 今後も一定規模の人口増加が見込まれますが、市街化区域における住宅用地の確保には限界があります。
- ▶ 安城駅周辺の都市拠点においては、人口減少・流出、高齢化や後継者不足による店舗の減少などが賑わいの低下を招いています。また、人々が集い交流する場に乏しく、まちの活力が低下しています。
- ▶ 市街化区域内に都市基盤未整備の地区が存在します。

課題

- ▶ 住宅用地が不足していることから、新たな住宅用地を確保する必要があります。
- ▶ 安城駅周辺の都市拠点として、地域の特性を生かした高度な土地利用を促進するとともに、人々が集い交流する場を充実させ、まちのにぎわいや活力を向上する必要があります。
- ▶ 安城駅周辺の都市拠点、桜井駅周辺の地域拠点において、土地地区画整理事業施行中の地区があり、早期の事業完了が必要です。
- ▶ 安城駅南側の都市基盤未整備地区において、事業化の方向性を明確にする必要があります。
- ▶ 三河安城駅周辺においては、リニア中央新幹線の開業を契機とした広域拠点としての今後の可能性を考える必要があります。
- ▶ 新安城駅周辺の地域拠点では、駅施設が老朽化するとともに、周辺都市機能の向上が求められています。

名鉄桜井駅周辺



JR 安城駅南側





施策の方針

1 都市拠点(JR安城駅周辺)の整備促進 ●●●●

- ①安城南明治地区の土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業を推進します。
- ②教育文化、市民交流、商業機能をあわせもつ複合施設(アンフォーレ)の建設を行い、複合施設を核としたまちなかの賑わいを地域一体となって創出します。
- ③都市基盤未整備地区において、地域住民の理解を深め、整備手法の検討を行います。
- ④土地の集約などにより、住宅や商業施設の集積を図り、中心市街地の賑わいを創出します。

2 広域拠点(JR三河安城駅周辺)の整備促進 ●●●●

- ①広域拠点としての機能を充実させるため、商業業務機能の集積を図り、また、新たな住宅市街地の整備を促進します。

3 地域拠点(名鉄新安城駅周辺)の整備促進 ●●●●

- ①交通の結節点である駅の整備、施設のバリアフリー化などを促進し、だれもが歩きたくなる市街地を形成し、安全で快適な住みよいまちにします。

4 地域拠点(名鉄桜井駅周辺)の整備促進 ●●●●

- ①安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業を推進します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
中心市街地拠点施設入館者数(単年度)	拠点施設利用者の増加によりまちなかの賑わいが創出されます。	—	100万人
市街化区域内における土地区画整理事業による整備率	土地区画整理事業などの市街地整備により、災害に強く、安心して快適な市街地が形成されます。	47.7% (2014年度)	50.3%
DID区域内人口(累計)	コンパクトシティ型都市構造の形成に向け、各拠点機能の強化を推進することにより、DID(人口集中地区)区域内における人口が増加します。	119,934人 (2010年度)	130,000人

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P77-78)

- ・安城市都市計画マスタープラン(目標年次2020年)
- ・安城市低炭素まちづくり計画(～2020年度)
- ・安城市新図書館基本計画(2010年度～)
- ・中心市街地拠点整備事業計画(2010年度～)
- ・西三河都市計画事業安城市南明治第一土地区画整理事業計画(～2026年度)
- ・西三河都市計画事業安城市南明治第二土地区画整理事業計画(～2018年度)
- ・住宅市街地総合整備事業計画(～2026年度)
- ・西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業計画(～2021年度)
- ・安城市先導的都市環境形成計画(目標年次2020年)
- ・安城市中心市街地活性化基本計画(～2017年度)
- ・中心市街地拠点整備基本計画(2009年度～)

11. 防災・減災

施策が目指す姿

市民の生命や財産を守るため、地震や風水害など様々な自然災害や致死性の高い感染症の発生に備え、自助力・共助力・公助力を向上させ、総合防災力の強化による安全安心なまちづくりを目指します。

現状と課題

現状

- ▶ 南海トラフを震源とする東海地震・東南海地震・南海地震など(南海トラフ巨大地震)の被害予測調査を実施し、被害予測を公表しています。
- ▶ 市街化の進展に伴う不浸透面^{*1}の増加による水害の増加が懸念されています。
- ▶ 近年、新型インフルエンザや感染力の強い未知の感染症の、国内での発生が懸念されています。

課題

- ▶ 南海トラフ巨大地震の被害想定に基づく避難所環境の整備、災害対策本部機能の充実、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律^{*2}」による消防団の機能強化など、災害時の対応を強化する必要があります。
- ▶ 災害時の被害情報や避難所情報、交通情報などの迅速な市民への周知が求められています。
- ▶ 地域防災力強化のため、自主防災組織やボランティアの活動に対する継続的な支援と連携が必要です。
- ▶ 地震によるライフラインへの影響を減らすため、上下水道施設の耐震化を行っていく必要があります。
- ▶ 地震による被害を減らすため、民間住宅の耐震化を促進していく必要があります。
- ▶ 老朽住宅が密集し狭あい道路が多い地区においては、延焼の危険性が高く地震などの発災時において大規模な火災の可能性があるため、被害を減らすための対策を行う必要があります。
- ▶ 豪雨による水害を減らすため、雨水貯留施設^{*3}の整備などを強化していく必要があります。
- ▶ 新型インフルエンザをはじめとする致死性の高い感染症による被害を減らすため、国内で発生した場合の対応を整備していく必要があります。





施策の方針

1 災害時の対応・連携強化 ●

- ①防災訓練の共同実施などにより企業や自主防災組織など、産官学民の連携体制を強化します。
- ②災害対策本部機能の充実強化と災害時の情報の円滑な伝達手段を確立します。
- ③医療救護所^{*4}などの電源確保のため、公用車におけるPHV(プラグインハイブリッド自動車)やFCV(燃料電池自動車)への更新を行います。

2 消防団や自主防災組織の充実強化 ●●●

- ①大規模災害に対応するため、消防団機能別団員^{*5}制度を導入し人員確保と地域防災力の向上を図ります。
- ②共助力向上を図るため、自主防災組織への支援を充実させます。

3 上下水道の耐震化 ●●

- ①災害に強いライフラインを確保するため、浄水場、水道管及び下水道幹線などの耐震化を図るとともに、避難所へ応急給水設備^{*6}を設置します。

4 防災・減災対策の普及促進 ●●

- ①家庭への家具転倒防止器具の普及や学校教育での取組を促進するとともに、イベントや講座などを行い防災減災意識の向上を図ります。
- ②耐震診断及び耐震改修の補助金を拡大します。
- ③住宅密集地区など、防災上危険な地区に対し被害を減らすための対策を講じます。

5 雨水対策の推進 ●

- ①調整池の整備や水田貯留、各家庭での貯留などを推進します。

6 感染症対策 ●

- ①緊急時に迅速な感染拡大防止策がとれるよう、関係機関との連携強化を進めます。
- ②必要に応じて市民に対する予防接種が実施できるよう、ワクチンの供給体制を整備します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
防災・減災対策に対する満足度	防災減災に関する地域や市の取組、安全安心なまちに対する評価などの総合的な評価が向上します。	53.3%	60%
住宅の耐震化率	地震による家屋の倒壊が減少することにより人的被害が縮減します。	83% (2014年度)	95%
雨水貯留施設の貯水容量(累計)	雨水貯留能力が増強することにより豪雨による水害が縮減します。	37,078m ³ (2014年度)	87,200m ³

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P78-79)

- ・安城市地域防災計画
- ・安城市水防計画
- ・安城市国民保護計画(2006年度～)
- ・安城市業務継続計画(地震災害対策編)
- ・第2次健康日本21安城計画(～2023年度)
- ・安城市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・安城市業務継続計画(新型インフルエンザ対策編)
- ・安城市雨水マスタープラン(～2020年度)
- ・安城市建築物耐震改修促進計画(～2020年度)
- ・安城市下水道総合地震対策計画(～2020年度)

12. 地域福祉

施策が目指す姿

町内福祉委員会^{*1}などによる地域住民主体の助け合い活動を市内全域に広げ、医療・介護・福祉などの専門職が連携してサポートする「安城市版地域包括ケアシステム」を構築することにより、住み慣れた地域でいつまでも安心して、健康で自立した生活を送ることができるまちを目指します。

また、地域福祉の活性化により、社会福祉や社会保障制度を健全に保ちます。

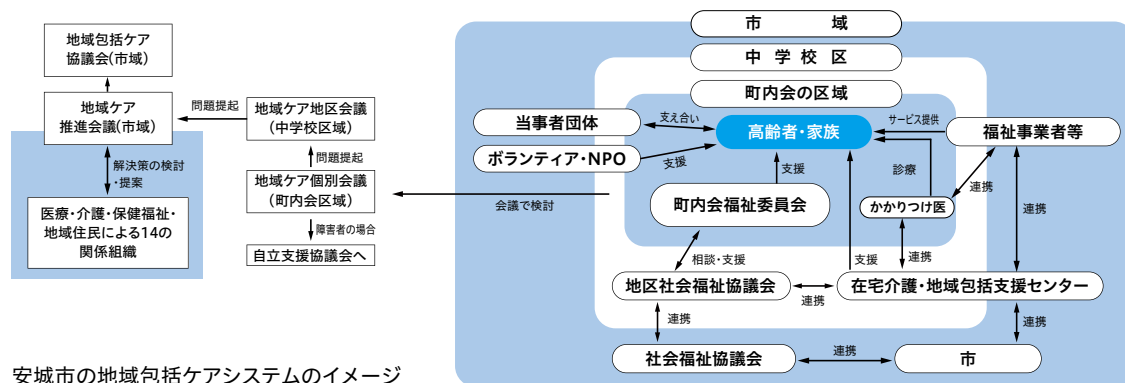
現状と課題

現状

- ▶ 団塊の世代が高齢期を迎え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。
- ▶ 住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、社会福祉協議会を推進母体として概ね中学校区ごとに地区社協を設立し、構成員である町内福祉委員会が、サロンなどの交流活動、介護教室などの学習活動をはじめ、要援護者への見守り支援など地域の実情にあった取組を行っています。
- ▶ 医療・介護・福祉関係者と行政が連携して地域住民主体の取組をサポートする「安城市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が始まりました。

課題

- ▶ 日常生活を送るうえで様々な困り事を抱えた高齢者や障害のある人など、支援が必要な人が今後急激に増加するため、日常生活を支援する制度が必要となります。
- ▶ 核家族化の進行、ひとり暮らし世帯の増加など家族形態が変容し、都市化に伴い地域のつながりが希薄化する中で、かつての家庭や地域における互助の精神が発揮されなくなっています。
- ▶ 医療、介護保険、福祉サービスなど公的なサービスが充実する反面、各サービス間の連携に課題があるため、支援を必要とするものの適切なサービスの利用に至っていないケースが生じています。





施策の方針

1 高齢者の地域生活支援(地域包括ケアシステム^{*2}) ●●

- ①地域住民主体による地域見守り活動を市内全域に展開するとともに、この活動を医療・介護・福祉などの専門職と行政・社会福祉協議会が連携してサポートし、地域の課題を自ら解決することができる「安城市版地域包括ケアシステム」を築くことで、高齢者の地域生活を支援します。
- ②各日常生活圏域(中学校区)に地域包括支援センター^{*3}を設置して、地域包括ケアシステムの構築を促進し、要援護者の支援を行います。
- ③各福祉センターに配置した生活支援コーディネーター^{*4}が、多様なサービスの提供者で組織する協議体を設置し、高齢者を支える社会資源の開発を促進します。また、町内福祉委員会の活動を支援するとともに、担い手としての地域住民主体の活動を支援します。
- ④平成29年(2017年)4月から実施される「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)^{*5}により、介護予防の充実を図るとともに、要支援者なども参加できる通いの場を提供します。

2 障害者などや子育て世代の地域生活支援 ●●

- ①将来的な「安城市版地域包括ケアシステム」は、高齢者だけではなく障害のある人などの要援護者も対象として、相互に支えあう地域コミュニティの形成を目指します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
地域見守り活動の実施 町内福祉委員会数 (累計)	地域包括ケアシステムの基盤となる町内福祉委員会が中心となった住民相互の助け合い活動が進められます。	48委員会 (2014年度)	75委員会
地域包括支援センター の設置数(累計)	地域包括支援センターを各中学校区に設置するとともに基幹型地域包括支援センターを整備することにより、地域包括ケアシステムが構築されます。	— 地域2箇所 (2014年度)	基幹1箇所 地域8箇所
地域ケア個別会議の 開催回数(単年度)	個別ケースを多職種や住民で検討することで、地域課題が共有され、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築や資源開発、施策化が図られます。	26回 (2014年度)	240回

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P80)

- ・第3次安城市地域福祉計画(～2018年度)
- ・第4次安城市障害者計画(～2020年度)
- ・あんジョイプラン7(～2017年度)

13. 社会保障

施策が目指す姿

社会保険及び社会福祉の各分野別計画を策定して、調和の取れた社会保障制度を構築することにより、すべての市民が健康で文化的な生活を、生涯にわたって生きがいを持って営めるまちを目指します。

※公衆衛生については「健康・医療」の分野に、社会福祉の児童福祉については「子育て」の分野に記載されています。

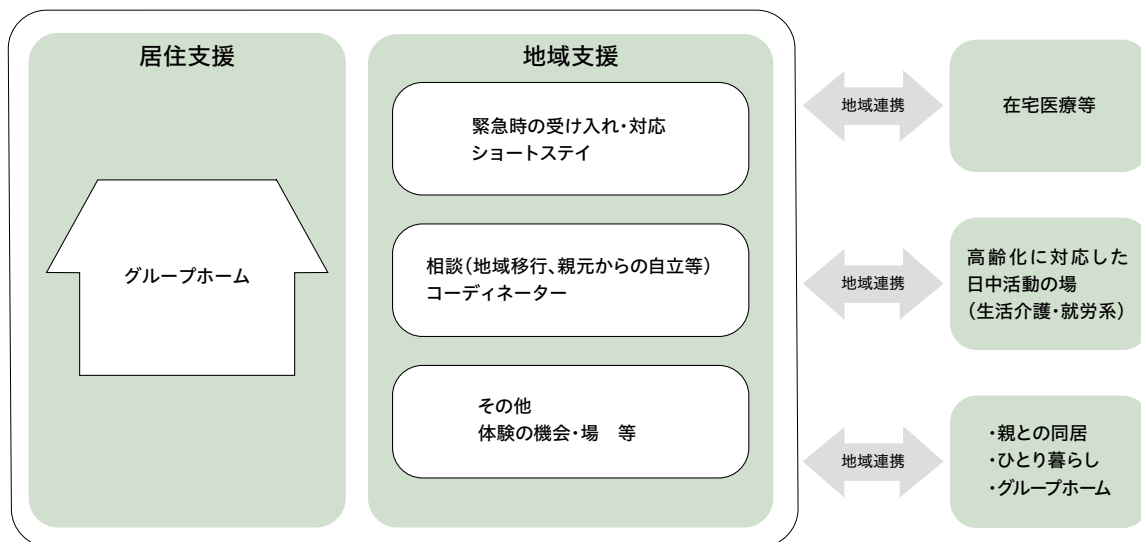
現状と課題

現状

- ▶ 高齢者の急増により、医療依存度の高い市民が増えています。
- ▶ 所得格差の拡大により、自立支援の必要な世帯が増えています。
- ▶ 障害のある人が地域の中で自立して生活できる環境が求められています。
- ▶ 団塊の世代が65歳を迎えたことにより、高齢者が急増しています。

課題

- ▶ 医療依存度の高い住民の増加は、医療費の増大に繋がり財政を圧迫しますので、健康を考えながら生活する仕組みが必要です。
- ▶ 生活に困窮したときに、自立した生活を維持できるように支援する仕組みが必要です。
- ▶ 障害があるために施設入所していたり長期入院している市民に対して、本人の希望により地域の生活に移行するための支援が必要です。
- ▶ 元気な高齢者が自ら支援者となり、地域における要支援者向けの多様なサービスを創出する仕組みを作り、地域での継続的な日常生活の確保と高齢者の生きがいにつなげる支援が必要です。



地域生活支援拠点(グループホーム併設の場合)のイメージ



施策の方針

1 健康を考える生活 ●●

- ①国民健康保険のデータヘルス計画^{*1}により、健診データなどを活用して生活習慣病の重症化を未然に防ぐ取組を行います。
- ②介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)^{*2}により、地域における多様なサービスを創出し、高齢者の健康維持に努めます。

2 生活困窮者の自立支援 ●

- ①家計相談を実施し、生活困窮を未然に防ぎます。
- ②就労相談員を配置し、生活困窮者の自立を促します。

3 障害者の地域生活支援 ●

- ①入所施設・病院から地域生活への移行を支援するために、グループホーム^{*3}を主体として相談支援やショートステイの機能を併せ持つ地域生活支援拠点等の整備を促進します。
- ②障害のある人のライフステージに合わせて、切れ目ない支援ができるように、「(仮称)子ども発達支援センター*P67参照」における障害のある児童に対する相談事業など、相談支援体制の充実を図ります。

4 高齢者の生きがいと地域支援 ●●

- ①高齢者の日常生活を地域の多様なサービスで支える介護保険の「総合事業」を平成29年度(2017年度)から実施します。
- ②「総合事業」では、元気な高齢者が要支援者の支援を行うことで、健康で生きがいのある生活の実現を目指します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	策定時の値(2023年度)
障害者への福祉が充実していると 感じている人の割合	障害のある人が地域の中で自立して生活できるように、障害福祉サービスに対して満足している人の割合が増えます。	30.2%	35%
地域生活支援拠点等の 設置数(累計)	入所または入院している障害のある人の地域生活移行を促進するために、グループホームを主体として相談支援やショートステイの機能も併せ持つ地域生活支援拠点などの整備を促進します。	—	1箇所
「総合事業」を実施する 町内福祉委員会数 (累計)	「総合事業」を町内福祉委員会などが実施することにより、各町内において要支援高齢者に多様なサービスが提供されます。	—	75委員会

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P80-81)

- ・安城市国民健康保険データヘルス計画(～2017年度)
- ・第2期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画(～2017年度)
- ・あんジョイプラン7(～2017年度)
- ・第4次安城市障害者計画(～2020年度)
- ・第4期安城市障害福祉計画(～2017年度)

14. 生涯学習

施策が目指す姿

市民のだれもが、いつでもどこでも生涯を通じて、自分らしく主体的に生涯学習に関わることができ、人や地域との絆を深めるとともに、新たな価値観や行動を生み出し、人とまちの明日を創る生涯学習環境を目指します。

現状と課題

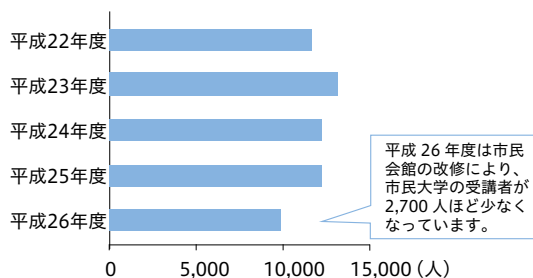
現状

- ▶ 多くの市民が生涯学習に取り組んでいますが、市が開催する講座や教室の受講者数は近年伸び悩んでおり、特に若い世代や働き盛りの世代の参加が少なくなっています。
- ▶ 農業や工業の発展の歴史から蓄積された「ものづくり」に関連する貴重な財産(人材、知恵)が豊富にあります。
- ▶ 少子高齢化の進行、核家族化、価値観の多様化などにより、地域コミュニティ意識の希薄化が進み、地域の担い手の人材が不足しています。
- ▶ 現在の中央図書館は昭和60年(1985年)の開館から30年を迎え、老朽化とともに、蔵書の増加により収容能力の限界がきています。

課題

- ▶ ライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、各年代にふさわしい生涯学習活動の展開が必要です。
- ▶ 子どもたちの理科離れが進む中、ものづくりの技術や文化などを伝承する生涯学習の展開が求められています。
- ▶ 地域や、人と人との絆を確かなものにしていくことにつながる生涯学習を通じて、地域課題などの解決の担い手となるような人材の発掘、育成が必要です。
- ▶ 文化センターのほか各地域に地区公民館が整備され、生涯学習の拠点となっていますが、施設の老朽化と市民ニーズの変化により、計画的な修繕・改修などが必要です。
- ▶ 地域を支える総合情報拠点として地域や住民の課題解決に役立つ図書館の整備が必要です。また、ICT(情報通信技術)の進展・普及によりタイムリーな情報発信・入手が求められています。

生涯学習講座・教室受講者数(人)



中心市街地拠点施設





施策の方針

1 多様なニーズに応じた学びの機会の提供 ●●●

- ①市民ニーズやライフステージに応じた幅広い分野での学習機会を提供します。
- ②ものづくり文化など本市の地域資源を生かした学習機会を提供します。

2 学びの成果を地域に生かすつながりづくり ●

- ①自主グループなどの育成と相互交流など地域の絆づくりを進めます。
- ②ボランティア活動などへの橋渡しとして情報の提供や団体などとのマッチングを進めます。

3 市民の主体的な学びを支える環境づくり ●●●

- ①生涯学習の総合的な情報をいつでもどこでも入手できる環境づくりを進めます。
- ②生涯学習の相談・コーディネートを行う人材の育成・確保、体制の整備を進めます。
- ③新しい指導者の発掘や育成を進め、指導者情報の整備を進めます。
- ④生涯学習施設の修繕などを計画的に進めるとともに、文化センター改修にあたっては、時代のニーズに対応した施設となるよう、プラネタリウムとものづくりスペースの整備を進めます。

4 新たな図書館サービスの展開 ●●●

- ①ICT(情報通信技術)を活用した「図書情報館」を整備し、資料の一層の充実と新しいサービスの展開により多様化、高度化する学習ニーズに対応します。
- ②「図書情報館」を市民の「学び」「交わり」「健やか」に資する施設とすることで、地域及び市民の課題解決を支援します。
- ③「図書情報館」の集客力と情報力を活用し、市民の多様な交流が生まれる拠点づくりを進めます。
- ④公民館などの図書室との連携に加え、新たに小中学校図書室とのネットワークを構築し、子どもの読書環境の充実を図ります。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
生涯学習に対する満足度	生涯学習施設及び学習内容が充実しています。	53.8%	62%
生涯学習講座・教室の受講者数(単年度)	多様なニーズに対応した学習の機会や学習内容が充実しています。	12,224人 (2013年度)	14,800人
市民1人あたりの図書年間貸出冊数(単年度)	多くの市民が施設を活用し生涯学習に取り組んでいます。	10.1冊 (2014年度)	12冊
図書館等の実利用者数(単年度)	図書施設を活用して生涯学習に取り組む市民が増えます。	30,392人 (2014年度)	36,000人

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P81)

- ・第3次安城市生涯学習推進計画(～2020年度)
- ・中心市街地拠点整備事業計画(2010年度～)
- ・第3次安城市子ども読書活動推進計画(～2020年度)
- ・安城市新図書館基本計画(2010年度～)
- ・安城市図書情報館ICT化基本構想(2015年度～)

15. 文化・芸術

施策が目指す姿

歴史資源の保存と有効な活用や普及啓発活動を通じて、歴史に根ざしたまちづくりを推進することで、市民に憩いの場と歴史に触れる機会を提供し、郷土愛の醸成を目指します。

文化芸術団体が創造豊かな活動を展開し、優れた芸術鑑賞の機会を充実することにより、広く市民が文化芸術活動に親しめる環境づくりを目指します。

現状と課題

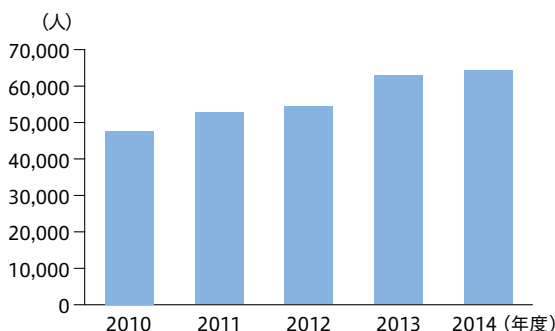
現状

- ▶ 郷土を誇れる数多くの貴重な歴史資源があり、地域で守る努力がされています。
- ▶ 都市化の進展に伴い、歴史的建造物や遺跡が失われています。
- ▶ 市民の生きがい・健康づくりのため、市内の歴史資源を巡るニーズが高まっています。
- ▶ 文化協会をはじめ文化芸術活動を展開している個人や団体が多数あります。
- ▶ 高齢化の進行に伴い、生きがいのための文化芸術活動のニーズが高まっています。
- ▶ 若年層が古典芸能などを鑑賞する機会が少なくなっています。
- ▶ 日ごろ芸術活動を行う個人または団体が広く市民に向けて発表したいというニーズがあります。

課題

- ▶ 歴史資源の大切さを知ってもらうための整備やPRが不足しています。また、歴史博物館の展示を市民にわかりやすく興味深く伝える工夫が必要です。
- ▶ 歴史資源を巡る新たなコースの設定や誘導するための標識などが不足しています。
- ▶ 文化芸術活動をする人の裾野が広がり、多くの市民の生きがいとなる仕組みが必要です。
- ▶ 若年層が伝統文化や舞台芸術に関わる環境や機会が十分に提供されていません。
- ▶ 文化芸術活動に関わる人が活躍できる場の環境整備が十分ではありません。

文化財関係事業参加者数及び歴史博物館入館者数



本證寺





施策の方針

1 文化財の保存と活用 ●●●

- ①国史跡指定を機に本證寺境内の保存と整備を進め、市民の文化財保護への理解を深めるとともに、新たな観光資源として活用します。また、桜井古墳群、日本デンマーク関連施設及び戦争遺跡の保存・活用方法を検討します。
- ②歴史資源や歴史資料の調査研究を進め、その成果を子どもから大人までわかりやすく感動して学んでもらえるよう、歴史博物館の展示や事業の魅力の向上を図り、地域の歴史に対する理解を深めます。
- ③歴史資源の整備に合わせて、散策コースの増設・充実を図るとともに、地域の方々やボランティア団体との協働により、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

2 文化芸術の鑑賞機会提供・情報発信 ●●●

- ①文化芸術活動を行っている団体との協働を進めるとともにボランティアの育成を図り、市民が郷土の優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を増やし、生きがいを持って健康に暮らせる環境を提供します。
- ②学校と連携しクラシック音楽や古典芸能・美術作品などの鑑賞機会を充実するとともに、創作活動を体験する機会を創出し、将来の担い手となる感性豊かな人材を育てます。
- ③公募型事業などを活用し、伝統ある芸術活動や新しい芸術活動を積極的に展開している個人・団体に発表の場を提供し、その活動を広く市民に紹介します。
- ④近代の美術、郷土作家の作品及び創造性豊かな現代アートなど、魅力ある質の高い芸術作品を身近に鑑賞できる場を提供し、市民の文化芸術に関する意識の高揚を図ります。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
歴史・文化に愛着や誇りを感じる人の割合	多くの市民が安城の歴史・文化に対する親しみや愛着を感じています。	38.3%	46%
文化財関係事業参加者数及び歴史博物館入館者数(単年度)	市民の歴史・文化財に対する理解が高まり、郷土に対する自信と誇りと愛着が生まれます。	64,201人 (2014年度)	70,000人
文化芸術関係事業参加者数及び市民ギャラリー入館者数(単年度)	市民の文化・芸術に関する関心が高まり、うるおいと活力のある文化の振興が図られます。	74,699人 (2014年度)	88,000人

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P81-82)

- ・第3次安城市生涯学習推進計画(～2020年度)
- ・本證寺境内地保存活用基本計画(～2022年度)
- ・史跡本證寺境内保存管理計画(2015年度～)
- ・桜井古墳群保存管理計画(2014年度～)

16. 参加と協働

施策が目指す姿

ボランティア活動などの社会貢献と健康長寿には深い関係性があると考えられます。市民が心身ともに幸せに暮らし続けることができるように、地域コミュニティの活性化を図るとともに、情報の共有が確立された協働によるまちづくりを目指します。

現状と課題

現状

- ▶ ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動のネットワークを広げられるサポート拠点として、また、安城市で活躍している様々な団体の市民活動を支援する拠点施設として市民交流センター内に市民活動センターを設置しています。
- ▶ 経済活動のグローバル化が進み、国籍や言語が違って、日常生活が円滑に営める地域づくりが必要になっています。

課題

- ▶ 社会貢献の意義を正しく、より多くの市民に伝えていく必要があります。
- ▶ 市民の価値感の多様化、地域コミュニティの希薄化、女性の社会進出、外国人住民との共生などの社会状況の変化に伴い、市政への市民参加・協働による新たな関係づくりが必要です。また、市民参加・市民活動及び地域自治活動への支援が求められています。
- ▶ 市民交流センターを一層活用する必要があります。
- ▶ 町内会、市民活動団体、NPO法人などによるまちづくり活動の活性化には相互の連携強化が必要です。
- ▶ 女性の参画・外国人住民との共生などへの対応が必要です。
- ▶ ICT(情報通信技術)の進展により、個人情報へのセキュリティをはじめ、多様化する媒体への情報発信、分かりやすい情報提供が必要です。
- ▶ 災害時など情報収集手段の複数化が必要です。





施策の方針

1 市民参加及び協働のまちづくりの推進 ●●

- ①市民が市政に参加しやすくするために情報提供を積極的に行います。
- ②まちづくりの主役である市民、町内会、市民活動団体、NPO法人などと市が地域の課題を解決するため、市民交流センターを拠点とした話し合いや交流の場を提供します。
- ③協働によるまちづくりへの参加を促すきっかけづくりを進めます。

2 地域活動の支援 ●

- ①地域コミュニティの活性化を図るため、町内会活動や地域の文化活動の充実を図る支援を実施します。

3 男女共同参画と多文化共生の推進 ●●

- ①女性が活躍できる社会環境の整備を推進します。
- ②国際交流を進めることで外国人住民との理解を深め、共生する社会の形成を推進します。
- ③行政サービスにおける外国語対応を進めるとともに、外国人住民が暮らしやすい教育環境や相談体制を整備します。

4 情報化の推進 ●●

- ①多種多様な媒体に対応したウェブサイトの作成を推進します。
- ②行政の透明性・信頼性の向上、参加と協働の推進、経済の活性化と行政の効率化を図るため、市が保有するデータのオープンデータ^{*1}化を促進します。
- ③災害に強く、地域活性化のツールとしても有効な公衆無線LAN^{*2}環境を公共施設に整備することで、情報収集や広報の手段として活用します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
市民参加・市民活動支援に対する満足度	市民、町内会、市民活動団体、NPO法人などと市で様々な協働が生まれます。	25.9%	38%
コミュニティ活動推進施策に対する満足度	地域の人と人のつながりが深まります。	41.1%	47%
市民活動センター登録団体数(単年度)	多くの市民が、まちづくりのための活動に携わります。	327団体	430団体

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P82)

- ・第3次安城市男女共同参画プラン(～2017年度)
- ・安城市市民協働推進計画(～2017年度)
- ・安城市多文化共生プラン(～2018年度)

17. 子育て

施策が目指す姿

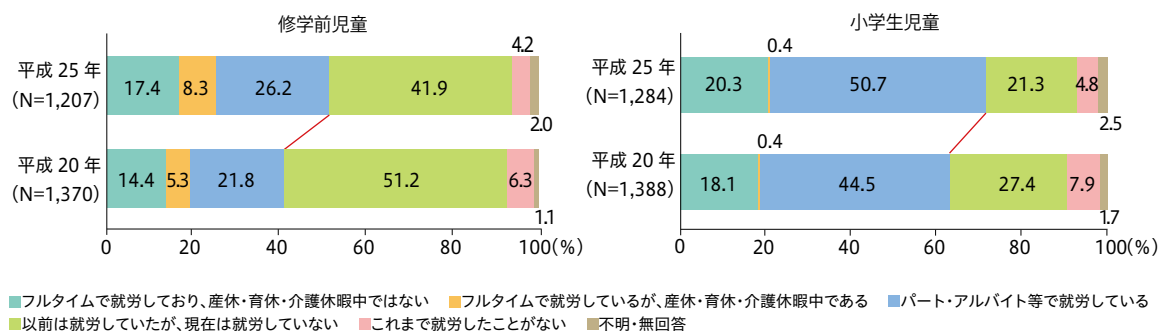
安心して妊娠・出産を迎えることができ、子育ての主役である保護者が喜びと安心の中で子育てができるよう、地域社会で子どもの健やかな成長を見守り、子育てを担う保護者を支えることのできるまちづくりを目指します。

現状と課題

現状

- ▶ 共働き家庭が増加するなど就労形態の変化に伴い低年齢児(0～2歳)の保育需要が増加しています。
- ▶ 幼稚園、保育園の施設や設備の老朽化が進んでいます。
- ▶ 発達に心配や遅れのある子どもの相談件数が増加しています。

子育て世帯における母親の就労状況の変化



資料:安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査(平成25年)
安城市次世代育成支援行動計画アンケート調査(平成20年) Nは回答者数

課題

- ▶ 核家族化の進展や地域社会の変化により、妊娠中から不安や悩みを抱える人が増えているため、身近に相談できる人や場所が必要であるとともに、母子への適切なケアが求められています。
- ▶ 共働き家庭の増加や家庭形態の変化により、低年齢児(0-2歳)の保育需要の増加に対応するため、保育士を確保する必要があります。
- ▶ 老朽化した幼稚園・保育園の施設改修や設備の更新を計画的に進める必要があります。また、保育需要の増加に伴う園舎の建替えや新設、増築が必要です。
- ▶ 保護者の就労などにより放課後の時間に、適切な保護を受けられない児童の安全を確保し、遊びや勉強など生活の場を提供することが求められています。
- ▶ 不安定な就労形態などにより、経済的な課題を抱えているひとり親家庭への自立に向けた就労支援や雇用の促進施策の拡充などが求められています。
- ▶ 発達障害などに関する正しい理解を促すとともに、18歳未満の発達に関する充実した相談、支援体制の構築が求められています。



施策の方針

1 安心して生み育てられる環境の整備 ●●

①産前産後の母子を始め、妊娠から子育てまでを包括的・継続的に支援する環境整備を進めます。

2 幼稚園・保育園の充実 ●●

- ①低年齢児の保育需要増加や多様な保育ニーズに対応するために、保育園の増改築などにより保育定員を増やすとともに、質の高い保育環境を提供します。
- ②老朽化した幼稚園・保育園の中規模改修を計画的に実施します。
- ③第3子以降の給食費無料化を実施します。

3 児童クラブ学年拡大 ●●

①児童クラブの対象学年を6年生まで拡大します。

4 ひとり親家庭の自立支援 ●●

①母子・父子自立支援員^{*1}や家庭相談員^{*2}の資質向上を図るとともに、他の部署や機関との情報連携を強化し、就労など自立に向けた相談の充実や給付金などの支援を推進します。

5 (仮称)子ども発達支援センター ●●

①療育センター、サルビア学園、保健センター、教育センターで行っている発達に関わる相談や支援体制を一元化し、情報の共有を図るとともに、充実した支援体制を構築します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
児童クラブの学年拡大	小学校の特別教室などを改修することにより、6年生までの放課後の安全な居場所が提供されます。	小学1～3年生 21校	小学1～6年生 21校
ひとり親家庭福祉に対する満足度	ひとり親家庭の自立に向けた総合的な推進を図るための子育て・生活、就業などのサービスが充実しています。	28%	32%

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P82-83)

- ・第2次健康日本21安城計画(～2023年度)
- ・第3次安城市地域福祉計画(～2018年度)
- ・第4期安城市障害福祉計画(～2017年度)
- ・安城市子ども・子育て支援事業計画(～2019年度)
- ・第4次安城市障害者計画(～2020年度)

18. 学校教育

施策が目指す姿

自ら学び自ら考え、自ら判断し行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人づくりを目指します。

児童生徒一人ひとりを大切にしたきめ細やかな教育の体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境を創出します。

現状と課題

現状

- ▶ 地方教育行政法の一部改正により、教育の政治的中立性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化が求められています。
- ▶ 次期学習指導要領^{*1}では、社会の変化に対応した教育への新たな対応や取組が求められます。

課題

- ▶ 次世代を担う児童生徒に必要な質の高い教育が求められるとともに、先を見通した教員の資質向上が必要になります。
- ▶ いじめ・不登校問題や情報モラル教育・道徳教育など積極的な取組が必要です。また、家庭環境の多様化に対応するため、保護者の相談体制や生活支援体制の充実が必要です。
- ▶ 児童生徒の運動経験や運動量が不足しており、体力・運動能力の向上を図ることが必要です。
- ▶ 複雑化する家庭環境の中で、児童生徒の健全な育成を図るには、学校だけでなく、地域との連携がますます必要となります。
- ▶ 特別な支援を必要とする児童生徒や日本語適応指導の必要な児童生徒、アレルギーや既往症などへの対応が必要な児童生徒など、配慮が必要な児童生徒が多様化しているなか、一人ひとりへのきめ細やかな対応が求められています。学習や生活などへの配慮や支援、進路への対応、生涯を見通した指導や支援が必要です。
- ▶ 児童生徒への事故防止のための配慮事項など、問題発生時の対応や未然防止について関心が高まっています。毎日を安全安心で快適な生活を送ることができる教育施設・設備などの充実が必要とされています。
- ▶ 宅地開発などで児童生徒数の急増が見込まれる学校があり、教室数を確保する必要があります。





施策の方針

1 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成 ●●

- ①ICT(情報通信技術)機器や図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。
- ②学び合いを重視した学習を進めます。
- ③少人数学級の拡大、地域連携、地域人材活用などを図るとともに、児童生徒と教師がかかわり合いながら学ぶことのできる機会を一層拡大します。
- ④グローバル化する社会に対応できる人材育成を進めます。
- ⑤喫緊の教育課題や次世代の人材育成に対応した教員研修の充実を図ります。

2 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進 ●●●

- ①家庭や地域・関係機関との連携強化と臨床心理士による教育相談の一層の充実を図ります。
- ②道徳教育や情報モラル教育など心の教育の推進を図り、一人ひとりの心の育成を重視します。
- ③自らが安全で安心な生活を送ることができるよう、防災・安全教育を進めます。
- ④児童生徒が体を動かす機会を増やし、体力・運動能力の向上を目指します。
- ⑤学校給食の地産地消を核とした食育指導を進めるとともに、第3子以降の学校給食費無料化を実施します。

3 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 ●

- ①特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。
- ②日本語適応指導の必要な児童生徒の早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。

4 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実 ●

- ①バリアフリー改修など児童生徒が安全安心で快適に過ごせる教育施設・設備を整備します。
- ②北部学校給食共同調理場の改築を検討します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値(2015年度)	目標値(2023年度)
授業は楽しく わかりやすいと答える 児童生徒の割合	授業に対する児童生徒の理解が深まっています。	各学校 80%以上 (2014年度)	各学校 90%以上
タブレット端末などICT (情報通信技術)機器の 学び合いでの活用状況	タブレット端末の活用により、学び合い学習が促進されています。	—	1学級あたり 10回/月

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P83-84)

- ・第2次健康日本21安城計画(～2023年度)
- ・第3次安城市地域福祉計画(～2018年度)
- ・安城市多文化共生プラン(～2018年度)
- ・第4期安城市障害福祉計画(～2017年度)
- ・安城市子ども・子育て支援事業計画(～2019年度)
- ・第3次安城市男女共同参画プラン(～2017年度)
- ・第4次安城市障害者計画(～2020年度)
- ・第2次安城市食育推進計画(～2016年度)

第7章 行財政運営の基本方針

第1節 基本的な考え方

第8次安城市総合計画に掲げた政策・施策の推進、様々な行政活動の実施や市民サービスの提供にあたり、以下の考え方を基に取り組みます。

第1項 効率的な行財政運営

(1) 更なる行政改革の推進

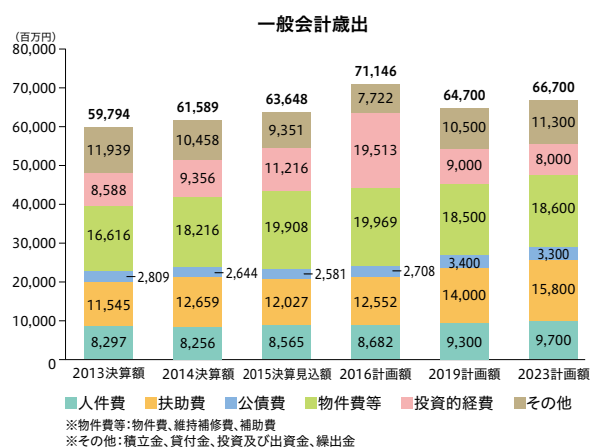
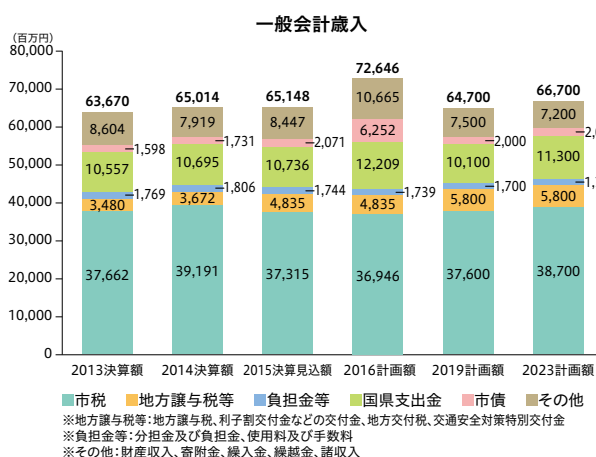
PFI/PPPの活用や品質マネジメントシステム^{*1}の運用等により、質の高い行政サービスの提供や市民満足度の向上を目指した行政運営を進めます。この取組に基づき、絶え間ない改革を推進し、多様かつ細分化する市民ニーズや国県からの権限委譲に対応していきます。

(2) 総合計画に沿った事業の重点化

総合計画に掲げた施策が着実に遂行されるように、目標を達成するために貢献する事務事業を体系的に記載した実施計画を策定します。特に、重点戦略に掲げた施策との関わりの深い事務事業への優先的・重点的な予算配分を行うとともに、総合計画に記載されていない新たな政策課題や法・制度などに対応した事業については、実施計画に掲載するルールを明確にします。

(3) 歳入確保と適正な予算執行

健全財政を維持するため、プライマリーバランス^{*2}の均衡を図り、計画的な基金積立及び適正な市債借入を行います。また、歳出削減及び歳入確保のため、使用料手数料、委託料及び補助金の定期的な見直しを行うとともに、新たな財源確保に向けた調査研究を実施します。



第2項 多様な主体との連携・協働

(1) 新しい公共のまちづくり

複雑かつ多様化する行政ニーズに対応するためには、公益的活動を行うNPOや民間企業などと連携し、それぞれが得意とする分野を担い、かつ相互に補うことができるしなやかな体制づくりが求められています。

多様な主体との連携や協働を通じ、より細やかで質の高い市民サービスを提供することができるよう、新しい公共によるまちづくりに取り組みます。

第3項 市民の要請に応える職員の育成

(1) 職員の政策立案能力の向上

今後予想される人口減少や超高齢社会、社会や経済のグローバル化に向けて、中長期的な視点から行政ニーズを展望し、必要な施策を企画・立案することができる人材の確保に努めるとともに、資質の向上を図り人材育成に努めます。また、市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民とともに課題を認識し、必要な解決策を市民の視点で考えるような機会を拡大します。

(2) 組織改革の実施

近年の政策課題は単一組織による解決が容易ではなく、また、計画の特徴にも掲げたように、一つの施策が他の分野の課題の解決に寄与する場合も少なくありません。そこで、横断的政策課題に対応できる組織体制を構築するとともに、プロジェクトチームの編成など、政策課題に柔軟に対応できる組織運営の更なる充実を図ります。

第4項 市民一人ひとりに向き合う電子自治体

(1) 電子自治体への推進

マイナンバー^{*3}やビッグデータ^{*4}などについて、ICT（情報通信技術）を効果的に活用し、ワンストップサービス^{*5}やプッシュ型サービス^{*6}など利便性の向上を図ることにより、市民がICTの恩恵を享受できる環境を整備します。また、行政手続を簡素化・多様化（待ち時間の短縮、コンビニなどにおけるサービスの提供）することにより、市民サービスの向上を図ります。

第5項 公有財産の適正な管理運用

(1) 公共建築物の計画的改修の実施

計画的改修により公共建築物の長寿命化と財政負担の軽減を図ります。また、多様化する市民ニーズや業務量の増加に伴い、必要となる窓口や事務スペースの確保に努めます。また、市役所庁舎の建替えについても検討します。

第6項 自立した行政経営に基づく広域的な連携

(1) 広域行政の推進

市民の生活や活動が市域を超えて広がっている現状を踏まえ、市民満足度の向上が期待でき、行政運営の効率化が図られる防災・環境・観光などについて、各地域の特性を生かしつつ、連携協約などの手法も検討し、広域的視点に立った行政サービスの提供を行います。

関連する施策、事業が掲載されている個別計画(P84-85)

- ・第4次衣浦東部広域行政圏計画（～2025年度）
- ・衣浦東部ごみ処理広域化計画（～2033年度）
- ・安城市特定事業主行動計画（～2025年度）
- ・安城市公共建築物保全計画（～2032年度）
- ・第5次安城市行政改革大綱（～2015年度）
- ・安城市PFIガイドライン（2007年度～）

第8章 総合計画を補完する個別計画等一覧

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／名称／担当課／概要／主な方針・施策等）
34-35	1	[2014～2023年度] 第2次健康日本21安城計画 担当課:子育て健康部 健康推進課 国の「健康日本21(第2次)」、県の「健康日本21あいち新計画」を受けて策定した、今後10年間で取り組む健康づくりの方針を示す計画です。 生活習慣の改善と維持・向上、こころの病気・生活習慣病の予防、地域における健康づくり活動の活性化など
		[2013～2017年度] 第2期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画 担当課:福祉部 国保年金課 子育て健康部 健康推進課 生活習慣病を中心とした疾病予防のため実施する特定健康診査及び特定保健指導に関し、必要な事項を定めた計画です。 特定健康診査の実施、特定保健指導(積極的支援・動機付け支援)の実施
	3	[2012～2016年度] 第2次安城市食育推進計画 担当課:産業振興部 農務課 市民一人ひとりが食育に関する活動に取り組み、正しく食生活を管理し、安全な食を選び、食生活を楽しむことを目的とした計画です。 バランスのとれた食事の推進、食の安全に関する知識の普及・啓発など
		[2015～2019年度] 安城市子ども・子育て支援事業計画 担当課:子育て健康部 子育て支援課 子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域社会全体で支援する環境を整備することを目指す計画です。 子どもの健康増進、小児医療の充実など
36-37	5	[2016～2025年度] 第2次安城市スポーツ振興計画 担当課:生涯学習部 スポーツ課 市民一人ひとりが生涯にわたりスポーツを楽しむことができるようスポーツ施策の方向性を示す計画です。 ラジオ体操の普及、企業とのスポーツ連携の強化、オリンピック・パラリンピックに関連した取組、スポーツ施設の環境整備など
38-39	6	[2016～2020年度] 安城市環境基本計画 担当課:環境部 環境都市推進課 本市の環境の保全及び創造に関する施策を策定・推進していくうえで最も基本となる計画です。 低炭素なまちづくり、暮らしと自然をまもるまちづくり、資源が循環するまちづくり、市民みんなが行動するまちづくりなど

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／名称／担当課／概要／主な方針・施策等）
38-39	7	[2013～2017年度] 安城市一般廃棄物処理基本計画
		担当課：環境部 ごみゼロ推進課
		本市内で発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立ち基本となる事項を定めた計画です。 ごみを作り出さない工夫や啓発（リフーズ・リデュース・リユース）、資源の有効利用による天然資源の消費抑制（リサイクル）、安全安心なごみ処理システムの構築（適正処理）
	8	[2012～2016年度] 第3期安城市役所地球温暖化対策実行計画
		担当課：環境部 環境都市推進課
		市役所自らが、地球環境の継続的な改善のための総合的な行動を確実に遂行するための計画です。 地球温暖化対策、省エネルギー・省資源などへの率先取組、職員の積極的な実践行動の促進など
40-41	9	[～2020年度] 安城市緑の基本計画
		担当課：都市整備部 公園緑地課
		まちの緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにする計画です。 新たな緑の拠点をつくる、歴史ある緑の空間を守り活かす、緑を育む市民を育てるなど
	10	[目標年次 2020年] 安城市都市計画マスタープラン
		担当課：都市整備部 都市計画課
		安城市が抱えるまちづくりの問題点を整理し、将来のあるべき姿やまちづくりの方針等を示したものです。 土地利用、交通体系、公園緑地、下水道・河川の整備、自然の保全と都市環境形成、景観形成の方針と地域別構想
	11	[～2020年度] 安城市低炭素まちづくり計画
		担当課：都市整備部 都市計画課
		まちの低炭素化について行政が実行すべき具体的な事業等を整理し、「低炭素化の実行計画」として策定・運用するものです。 歩いて暮らせるまちづくり、環境負荷の小さい都市交通の推進、緑あふれるまちづくり、新エネルギー利用の普及促進
	12	[2012～2030年度] 安城市污水適正処理構想
		担当課：上下水道部 下水道建設課
		污水处理施設である下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の位置付け及び整備方針を定めるものです。 污水处理普及率の設定、污水处理施設整備予定の立案、農業集落排水区域を流域関連公共下水道区域に編入可能か検討など

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／名称／担当課／概要／主な方針・施策等）
40-41	13	[～2025年度] 安城市公共下水道基本計画
		担当課：上下水道部 下水道建設課
		下水道事業を実施するにあたり、整備の方向付けを行う計画です。 将来の状況に対応した下水道計画区域、計画人口及び計画汚水量等の設定
	14	[2005～2016年度] 安城市生活排水対策推進計画 担当課：環境部 環境都市推進課 市民が水や多様な生物と触れ合える清らかで自然豊かな川と油ヶ淵の実現のための水環境の保全及び回復を目指すものです。 各種生活排水処理施設の段階的整備、啓発活動、生活排水策実施活動への参加・協力を促すなど
42-43	15	[2016年度～] 第10次安城市交通安全計画
		担当課：市民生活部 市民安全課
		市民・事業者・行政が一体となって、人命尊重の理念に基づき、安全で快適な秩序あるまちづくりの実現を目指すための計画です。 交通安全施設の整備、通学路の安全整備、歩道の拡幅整備、交通安全教育・広報活動など
	16	[2014年度～] 安城市通学路交通安全プログラム 担当課：市民生活部 市民安全課 児童生徒が安全に通学できるように、道路管理者を始めとする関係機関が連携して通学路の安全確保を図るものです。 危険箇所の把握、合同点検、対策の検討及び実施、効果の検証、箇所一覧表の公表など
44-45	17	安城市都市計画マスタープラン
		再掲（No10）
	18	[目標年次 2020年] 安城市総合交通計画
		担当課：都市整備部 都市計画課
		公共交通機関や自転車の利用促進策、幹線道路網の整備計画などを総合的に体系づけた計画です。 「あんくるバス」の運行改善、交通結節点・乗換拠点の強化、都市計画道路の強化、パーク・アンド・バスライド拠点整備など
	19	[～2017年度] 安城市地域公共交通総合連携計画 担当課：都市整備部 都市計画課 地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画です。 多様な交通手段が相互に連携した公共交通ネットワークの形成、将来都市構造を誘導する公共交通軸の形成など

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／ 名称／ 担当課／ 概要／ 主な方針・施策等）
44-45	20	[目標年次 2016年] エコサイクルシティ計画 担当課:都市整備部 都市計画課 自転車を中心とした安全で快適な環境にやさしい交通環境づくりをめざす計画です。 利用促進意識の啓発、安全意識・マナーの向上、自転車走行空間の整備、自転車利用に役立つサービスの提供、市民・事業者・行政の協働など
46-47	21	[2006～2016年度] 安城市食料・農業・交流基本計画 担当課:産業振興部 農務課 本市の食料・農業・交流の振興策を総合的かつ計画的に推進するために策定する農業関係計画の中では、最上位に位置する計画です。 食料の安全性の確保、産地直売の推進、食育活動の推進、担い手の育成、担い手への農地の利用集積の促進、生産者と消費者の交流の推進など
	22	第2次安城市食育推進計画 再掲(No3) 早寝、早起き、朝ごはんの推進、バランスのとれた食事の推進、地産地消の推進、特産品のPR、食育の普及・促進など
	23	[2008年度～] 安城アグリライフ構想 担当課:産業振興部 農務課 市民一人ひとりに「農」を身近に感じてもらい、「農」を楽しみ、「農」を介して交流を深めながら、「農」のある暮らしの実現を目指すものです。 構想推進拠点の整備、栽培技術研修、「食」と「農」にふれる機会の創出、市民農園の整備促進、情報発信など
	24	[2011年度～] 安城農業振興地域整備計画 担当課:産業振興部 農務課 優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める総合的な農業振興の計画です。 農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農業近代化施設の整備計画、農業従事者の安定的な就業の促進計画、生活環境施設の整備計画など
	25	[2015年度～] 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画 担当課:産業振興部 農務課 農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業の実施を促進するため、促進計画の区域、目標、事業内容などを定めた計画です。 地域住民と協力して行う農地や農業用施設の保全・補修、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及

掲載ページ	No	計画(計画期間(策定年度)/名称/担当課/概要/主な方針・施策等)
48-49	26	[2013～2017年度] 安城市中心市街地活性化基本計画
		担当課:産業振興部 商工課
		中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために定める計画です。 集客拠点をつくり、商業・業務機能を強化する、歩いて買物がしやすい環境をつくる、新規事業者を育成し、こだわりのある店舗を増やすなど
	27	安城市都市計画マスタープラン
		再掲(No10)
	28	安城農業振興地域整備計画
		再掲(No24)
50-51	29	[2014年度～] 南吉まちづくり指針
		担当課:市民生活部 中央図書館
		新美南吉の生き方や作品に込めた思いなどを手掛かりに、安城のまちの魅力を磨き上げ発信していく取組のヒント集です。 「まなび」「あそび」「くらし」「まちなみ」「おもてなし」の5つのキーワードごとにヒントを用意
	30	[2015年度～] 南吉まちづくりガイドライン
		担当課:市民生活部 中央図書館
		南吉探訪に来街した方への地域としてのおもてなしをするための指針です。 南吉まちづくり指針の5つのキーワードの実現に向けた商店街などの具体的な取組方針
	31	[2013～2022年度] 本證寺境内地保存活用基本計画
		担当課:生涯学習部 文化振興課
		本證寺境内地を、史実に忠実な復元と魅力的な活用をすることで、「まちづくり」の中心となる史跡公園として整備していく基本計画です。 ①本證寺の価値の保存 ②堀や土塁などの復元 ③史跡公園整備 ④魅力の発信 ⑤イベントやボランティアの支援 ⑥歴史を継承する人材の育成
	32	[2014年度～] 桜井古墳群保存管理計画
		担当課:生涯学習部 文化振興課
		国史跡 二子古墳・姫小川古墳を含む桜井古墳群を次世代へ確実に保存継承するとともに、その価値を市民が共有し、未来へ活用して行くための計画です。 ①区域を分けた保存と継承策 ②価値が明らかになる整備 ③市民のアイデンティティーとなる情報発信 ④「まちづくり」「ひとづくり」のための活用

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／ 名称／ 担当課／ 概要／ 主な方針・施策等）
52-53	33	安城市都市計画マスタープラン
		再掲（No10）
	34	〔目標年次 2020年〕 安城市先導的都市環境形成計画
		担当課：都市整備部 都市計画課 市街地整備等の具体的な都市づくりが起こる際の誘導ツールであり、都市計画マスタープランを低炭素という観点から補完する計画です。 鉄道を中心とした市街地の維持・強化、主要駅周辺の拠点における面的なエネルギー対策の導入、個別建物でのエネルギー対策導入の誘導など
	35	安城市低炭素まちづくり計画
		再掲（No11）
	36	安城市中心市街地活性化基本計画
		再掲（No26）
	37	〔2010年3月策定〕 安城市新図書館基本計画
		担当課：市民生活部 中央図書館 中心市街地拠点施設の機能の内、主に「学び」と「交わり」に資する施設として整備を進める新図書館のあるべき姿、機能、サービス等に係る計画です。 主たるサービス内容として、「資料・情報提供サービス」、「資料・情報活用支援サービス」、「自己啓発サービス」の想定される具体事例を挙げる
	38	〔2009年度～〕 中心市街地拠点整備基本計画
		担当課：市民生活部 中央図書館 中心市街地拠点整備基本構想及び安城市新図書館基本計画を踏まえ、本事業の目指すべき方向性をより具体化した計画です。 基本構想で示したコンセプト「地域力を育む健康と学びの拠点」を踏まえ、「学び」「健やか」「交わり」の3つの導入機能と、施設計画、事業手法の考え方
	39	〔2010年度～〕 中心市街地拠点整備事業計画
		担当課：市民生活部 中央図書館 安城市新図書館基本計画及び中心市街地拠点整備基本計画を踏まえ、より具体的な考え方や事業化に必要な方針を示した計画です。 導入する機能や規模、施設の整備及び管理・運営等の方針、配置計画、事業手法、事業スケジュールなど

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／名称／担当課／概要／主な方針・施策等）
52-53	40	[2007～2026年度] 西三河都市計画事業安城市南明治第一土地区画整理事業計画 担当課：都市整備部 南明治整備課 居住環境と防災機能の向上を目指し、安全安心な市街地形成と既存商店街の活性化を達成することを目的として公共施設の整備改善を行うための計画です。 位置、区域、設計概要、事業期間、資金計画など
		[2009～2018年度] 西三河都市計画事業安城市南明治第二土地区画整理事業計画 担当課：都市整備部 南明治整備課 中心市街地活性化用地の有効活用を図るとともに、周辺土地利用の再編を図り、安城市の顔としてふさわしい中心市街地の整備を行うための計画です。 位置、区域、設計概要、事業期間、資金計画など
	42	[2006～2026年度] 住宅市街地総合整備事業計画 担当課：都市整備部 南明治整備課 老朽住宅の密集する末広・花ノ木地区地区において、良質な住宅供給、居住環境整備等を促進するため、買収除却、建替えなどを総合的に行う計画です。 位置、区域、事業計画概要、土地利用計画、事業期間、住宅供給事項
		[1999～2021年度] 西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業計画 担当課：都市整備部 区画整理課 駅前広場及び接続する幹線道路等の整備、駅周辺の商業地整備、居住環境の改善等を行い、南部の地域拠点としてふさわしい地区を創出するための計画です。 位置、区域、設計概要、土地利用計画、事業期間、資金計画など
	43	
54-55	44	安城市地域防災計画 担当課：市民生活部 危機管理課 防災に関して実施すべき事項を定め、防災活動の総合的かつ計画的な運営を図り、総合防災力を強化するための計画です。 風水害や地震災害など、それぞれの災害に対して、予防、応急対応、復旧に関する計画などを策定
	45	安城市水防計画 担当課：市民生活部 危機管理課 洪水等による水災を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減するための計画です。 水防組織、水防施設、非常配備体制、重要水防箇所、水防警報、洪水予報、水位情報の周知、水防訓練などについて規定
	46	[2006年度～] 安城市国民保護計画 担当課：市民生活部 危機管理課 外国からの武力攻撃や大規模テロなどの事態が発生した場合、住民の避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を迅速・的確に行うための計画です。 市の体制、警報の伝達と避難住民の誘導、救援（食料・医療の提供など）、安否情報の収集、提供などについて規定

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／ 名称／ 担当課／ 概要／ 主な方針・施策等）
54-55	47	[2014年度～] 安城市業務継続計画（地震災害対策編） 担当課：市民生活部 危機管理課 地震によりヒト、モノ、情報などの資源が制限された条件下においても、市業務をできるだけ維持、継続し、効果的な災害対応業務を行うための計画です。 大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務（非常時優先業務）の選定、必要な資源の確保及び分配、対応能力の向上についてなど
	48	第2次健康日本21安城計画 再掲（No1） 麻しん風しんの予防接種
	49	[2014年度～] 安城市新型インフルエンザ等対策行動計画 担当課：子育て健康部 健康推進課 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、市全体の態勢を整備するための計画です。 被害想定、対策推進のための役割分担、行動計画の主要6項目など
	50	[2009年度～] 安城市業務継続計画（新型インフルエンザ対策編） 担当課：市民生活部 危機管理課 新型インフルエンザなどが国内発生し、行動などが制限された条件下においても、市業務をできるだけ維持・継続し、効果的な災害対応業務を行うための計画です。 新型インフルエンザなどの発生時にあっても優先して実施すべき業務（非常時優先業務）の選定、必要な資源の確保・分配、対応能力の向上についてなど
	51	[2011～2020年度] 安城市雨水マスタープラン 担当課：建設部 土木課 「あめの恵みを活かす」新たな雨水対策を推進するための計画です。 ①雨水貯留浸透施設の整備基準等の作成と実施 ②水田貯留の推進 ③防災対策の推進
	52	[2014～2020年度] 安城市建築物耐震改修促進計画 担当課：建設部 建築課 市内の住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることにより、都市の防災性を高め、震災から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画です。 民間建築物における耐震化の取組方針 ①耐震化率向上のための取組 ②耐震診断及び耐震改修に対する支援 ③耐震化に係る普及啓発 ④減災化の促進等
	53	[2011～2020年度] 安城市下水道総合地震対策計画 担当課：上下水道部 下水道建設課 下水道施設において実施すべき地震対策を明確にし、10年間で実施可能で効果のある対策を、事業量、事業費、財政計画等を踏まえて整理した計画です。 被害の発生状況を想定し、その対策のための重要度の評価や要重点箇所等を把握し、減災対策を策定

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／名称／担当課／概要／主な方針・施策等）
56-57	54	[2014～2018年度] 第3次安城市地域福祉計画
		担当課:福祉部 社会福祉課
	55	住民と市、市社協、地区社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどが相互に協力し地域福祉を推進するための計画です。 基本目標 ①地域まるごと支え合いの仕組みを創ろう ②地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう ③暮らしを支える多様なサービスを充実させよう
		[2015～2020年度] 第4次安城市障害者計画
	56	担当課:福祉部 障害福祉課
		障害のある人もない人も、ともに暮らせる社会の実現(みんなしあわせ安城市)を目指す計画です。 早期療養体制の充実、日中活動の場の充実、グループホーム・ケアホーム等の充実、聴覚・視覚障害者への情報提供の充実、相談支援体制の充実など
58-59	57	[2015～2017年度] あんジョイプラン7
		担当課:福祉部 高齢福祉課
	58	老人福祉法の規定に基づく老人福祉計画として策定する「高齢者福祉計画」と介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を合わせた計画です。 健康づくり対策、介護予防事業、就労支援、在宅生活支援サービス、認知症高齢者支援、介護保険サービス、地域包括ケアシステムの整備など
		[2016～2017年度] 安城市国民健康保険データヘルス計画
	59	担当課:福祉部 国保年金課
		レセプトや健診結果などのデータ分析に基づき、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画です。 特定健康診査・特定保健指導の推進、ヤング健診・重症化予防事業の実施など
	60	第2期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画
		再掲(No2)
	60	あんジョイプラン7
		再掲(No56)
	60	第4次安城市障害者計画
		再掲(No55)

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／名称／担当課／概要／主な方針・施策等）
58-59	61	[2015～2017年度] 第4期安城市障害福祉計画 担当課:福祉部 障害福祉課 障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画です。 地域生活への移行の推進、一般就労の促進、相談支援体制の充実
60-61	62	[2016～2020年度] 第3次安城市生涯学習推進計画 担当課:生涯学習部 生涯学習課 新時代の諸課題を生涯学習という側面から解決するため、基本理念「だれもが楽しくつながり人とまちの明日を創る学びあい」を具体化するための計画です。 市民ニーズ・ライフステージに応じた学習の提供、学習サークル・グループの育成と地域の絆づくり、図書情報館の有効活用など
	63	中心市街地拠点整備事業計画 再掲 (No39)
	64	[2016～2020年度] 第3次安城市子ども読書活動推進計画 担当課:市民生活部 中央図書館 次代を担う子どもたちの発達段階に応じた読書活動の推進と読書環境の整備を、市民と関係機関が一体となって計画的に進めることを目指す計画です。 第2次計画(2011-2015)では、図書館、学校等、各種機関、家庭・地域での取組として、123の目標指標を掲げる
	65	安城市新図書館基本計画 再掲 (No37)
	66	[2015年度～] 安城市図書情報館ICT化基本構想 担当課:市民生活部 中央図書館 図書情報館をICTを駆使した情報の拠点とするためのビジョンとコンセプトを定め、ニーズ調査等に基づいてICT化のためのメニューを示したものです。 図書館機能、情報館機能、付加機能、情報通信基盤の4分野へのICT化展開について、33のメニューを示す
62-63	67	第3次安城市生涯学習推進計画 再掲 (No62)

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／名称／担当課／概要／主な方針・施策等）
62-63	68	本證寺境内地保存活用基本計画
		再掲（No31）
	69	〔2015年度～〕 史跡本證寺境内保存管理計画
		担当課：生涯学習部 文化振興課
		国史跡 本證寺境内を未来へ向けて保存継承していくとともに、市民がその価値を共有することで、人々の「絆」や地域の中心として活用していく計画です。 ①区域を分けた保存と継承策 ②観光資源としても魅力的な公園整備 ③市民の「絆」となる活用 ④地域やボランティアとの協働と「まちづくり」の推進
	70	桜井古墳群保存管理計画
64-65	71	〔2013～2017年度〕 第3次安城市男女共同参画プラン
		担当課：市民生活部 市民協働課
		男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す計画です。 ①男女平等意識の促進 ②男女共同参画社会の実践 ③男女の自立と共生・参画を進める環境の整備 ④DVの根絶
	72	〔2013～2017年度〕 安城市市民協働推進計画
		担当課：市民生活部 市民協働課
		市民・地域団体・市民活動団体・事業者及び市による協働のまちづくりを進めていくため、施策や事業の実施時期、推進体制について具体的に定める計画です。 ①市民協働に関する情報の収集及び提供 ②市民協働の担い手の育成 ③市民活動がしやすい環境整備と活動支援 ④市民協働の推進体制の充実と仕組みづくり
66-67	73	〔2014～2018年度〕 安城市多文化共生プラン
		担当課：市民生活部 市民協働課
		言語や文化、生活習慣及び国籍の違いにかかわらず、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指し、多文化共生を推進する計画です。 ①言語・情報に関する安心づくり ②生活に関する安心づくり ③子育て・教育に関する安心づくり ④多文化共生の地域づくり
66-67	74	第2次健康日本21 安城計画
		再掲（No1）

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／ 名称／ 担当課／ 概要／ 主な方針・施策等）
66-67	75	安城市子ども・子育て支援事業計画
	76	再掲（No4） 幼稚園・保育園の施設整備、幼稚園・保育園と小中学校の連携、ファミリー・サポート・センター事業の推進、（仮称）子ども発達支援センターの整備など
	77	第3次安城市地域福祉計画
	78	再掲（No54）
68-69	79	第4次安城市障害者計画
	80	再掲（No55）
	81	第4期安城市障害福祉計画
	82	再掲（No61）
	83	第2次健康日本21安城計画
	84	再掲（No1）
	85	安城市子ども・子育て支援事業計画
	86	再掲（No4）
	87	第3次安城市地域福祉計画
	88	再掲（No54）
	89	第3次安城市男女共同参画プラン
	90	再掲（No71）
	91	安城市多文化共生プラン
	92	再掲（No73）
	93	第4次安城市障害者計画
	94	再掲（No55）

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／名称／担当課／概要／主な方針・施策等）
68-69	85	第4期安城市障害福祉計画
		再掲（No61）
	86	第2次安城市食育推進計画
		再掲（No3）
70-71	87	[2016～2025年度] 第4次衣浦東部広域行政圏計画
		担当課：企画部 企画情報課
	88	圏域各市の連携を強化するとともに、快適で魅力的な圏域の都市環境づくりを総合的に進めるための施策展開の基本的方向性を示すビジョンです。 リニアインパクトを見据えた圏域基盤を支える道路・交通ネットワークの整備、防災・減災機能の強化、観光地域づくり、交流機会の創出など
		[2014～2033年度] 衣浦東部ごみ処理広域化計画
	89	担当課：企画部 企画情報課、環境部 ごみゼロ推進課
		本圏域におけるごみの広域処理体制の構築を図ることを目的とする計画です。 広域的な廃棄物処理施設の整備、効率的な収集体制の確立、圏域内での相互協力、市民・事業者・行政の取組など
	90	[2015～2025年度] 安城市特定事業主行動計画第2次計画
		担当課：企画部 人事課
	91	本市職員が男女ともに仕事と家庭・子育てを両立し、健康で豊かな生活のための時間が確保できる職場環境づくりを目指す計画です。 育児休業などを取得しやすい環境の整備、ワークライフバランス実現のための支援、子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組、子育てバリアフリーの推進など
		[2013～2032年度] 安城市公共建築物保全計画
	92	担当課：建設部 施設保全課
		修繕更新を計画的に実施し、本市が所有する公共建築物の長寿命化を行い、財政負担の軽減を図るとともに、環境負荷の軽減を図ることを目指した計画です。 市所有の公共建築物のうち296棟を対象とし、建物の目標耐用年数（最大90年）までの期間の長寿命化に必要な部位及び設備の保全
	93	[2011～2015年度] 第5次安城市行政改革大綱
		担当課：企画部 経営管理課
	94	持続可能で安定的な行政経営を行っていくために、より一層限りある人と予算の効率性を高めて、質の高い行政サービスを提供していくための指針です。 重点項目 ①市民参加と協働の推進 ②質の高い市民サービスの向上 ③行政情報の共有化 ④自立的な経営基盤の確保 ⑤コスト・成果を重視する行政経営

掲載ページ	No	計画（計画期間（策定年度）／名称／担当課／概要／主な方針・施策等）
70-71	92	[2007年度～] 安城市PFIガイドライン
		担当課:企画部 経営管理課
		各事業担当課において、公共事業を実施するためのひとつの手法である「PFI」導入を検討するための基準です。 PFI事業検討基準、推進体制、PFI導入の検討手順、PFI事業の実施手順など

第9章 資料編

成果指標一覧

分野	項目	指 標	説 明	策定時の値 (2015年度)	中間目標 (2019年度)	目標値 (2023年度)
健康	健康・医療 P35	健康であると感じている人の割合	自分の健康に関心を持ち、健康的な生活を送る人が増えます。	70.7% (2012年度)	73%	75%
		1日に30分以上歩く人の割合	日常生活における活動量が増え、生活習慣病の予防につながります。	49.8%	52%	54%
		BMIが標準の人の割合	自分の適正体重を意識し、食事量と栄養バランスに配慮している人が増えます。	68.5% (2014年度)	71%	73%
	スポーツ P37	成人の週1回以上のスポーツ実施率	スポーツをする習慣が身につきます。	45.1%	48%	52%
		市主催スポーツ事業参加者数(単年度)	参加を通じて各々の立場に応じてスポーツに親しみ関わるようになります。	87,672人 (2014年度)	103,000人	115,000人
		市スポーツ施設利用者数(単年度)	様々なレベルの市民が気軽に安心してスポーツに取り組む環境が整備されています。	1,137,343人 (2014年度)	1,330,000人	1,500,000人
環境	環境 P39	1人1日あたり家庭用電気使用量(kWh)	エネルギー使用量が削減されることにより、地球的問題となっている地球温暖化が抑制されます。	5.56kWh (2014年度)	5.48kWh	5.42kWh
		一般廃棄物の再生利用率(リサイクル率)	廃棄物の再資源化を図ることにより、資源の有効利用が進み最終処分量が減少します。	24.2% (2013年度)	25%	26%
	都市基盤 (住環境) P41	住環境に対する満足度	市をはじめとする様々な主体の取組に対する総合的な評価が向上します。	32%	36%	40%
		公園の更新数(累計)	公園のリニューアルや施設の長寿命化により公園利用者が拡大します。	—	長寿命化 13箇所 リニューアル 3箇所	長寿命化 29箇所 リニューアル 7箇所
		適切に管理されていない戸建住宅の空き家件数(累計)	空き家の適正管理が進み、市民が安心して暮らすことができる環境づくりに寄与することができます。	82件 (2014年度)	52件	32件
	生活安全 P43	犯罪発生件数(単年)	警察・町内会・防犯団体と市が連携した防犯活動の取組は、犯罪を減少させ安全で安心なまちづくりにつながります。	1,717件 (2015年)	1,630件	1,540件
		人身事故発生件数(単年)	ソフト・ハード両面での交通安全対策を推進することによって、交通事故が減少します。	1,069件 (2015年)	1,010件	960件
		消費生活における問題を相談できる体制が整っていると思う人の割合	消費生活に関するトラブルや不安を解消するための相談体制の強化・充実が図られます。	14.5%	45%	50%

分野	項目	指 標	説 明	策定時の値 (2015年度)	中間目標 (2019年度)	目標値 (2023年度)
環境	都市基盤 (交通) P45	公共交通機関に対する満足度	高齢者などの社会参加や日常生活における利便性の向上が図られます。	49.4%	54%	58%
		都市計画道路整備率	地域相互の連携拡大、渋滞緩和、生活道路流入抑制、広域交通の促進、経済活動の活性化につながります。	81.4% (2014年度)	82.5%	85.4%
		公共交通機関利用率	公共交通機関の利用者が増えることで、低炭素社会の実現に貢献でき、交流が活発になります。	9.7% (2011年度)	—	11%
経済	農業 P47	農地の利用権などの設定率	地域の担い手に農地集約が促進されることにより、農業経営が効率的かつ安定的になり、所得の増加が見込まれます。	52% (2014年度)	60%	66%
		地元農産物を意識して購入する人の割合	地産地消及び食育が推進されています。	21.9% (2014年度)	24%	26%
	商工業 P49	都市計画法における地区計画(工業団地)の面積(累計)	新たな工業用地を確保することにより、既存企業の流出抑止と新産業の誘致が実現します。	49.8ha (2014年度)	69.8ha	69.8ha
		中心市街地歩行者通行量(平日1日あたり)	商店街振興組合などの活動に対して支援することにより、商業集積が進みます。	3,366人 (2014年度)	3,800人	4,000人
		創業者数(単年度)	創業支援の体制及び施設を整備することにより、新たな起業が創出されます。	81人 (2013年度)	97人	97人
	観光 P51	観光施設やイベントにおける観光入込客数(単年度)	観光資源の活用、情報発信を行うことにより、観光入込客数が増加します。	227万人 (2014年度)	260万人	270万人
	都市基盤 (市街地) P53	中心市街地拠点施設入館者数(単年度)	拠点施設利用者の増加によりまちなかの賑わいが創出されます。	—	90万人	100万人
		市街化区域内における土地区画整理事業による整備率	土地区画整理事業などの市街地整備により、災害に強く、安心で快適な市街地が形成されます。	47.7% (2014年度)	47.9%	50.3%
		DID区域内人口(累計)	コンパクトシティ型都市構造の形成に向け、各拠点機能の強化を推進することにより、DID(人口集中地区)区域内における人口が増加します。	119,934人 (2010年度)	125,000人	130,000人

分野	項目	指 標	説 明	策定時の値 (2015年度)	中間目標 (2019年度)	目標値 (2023年度)
きずな	防災・減災 P55	防災・減災対策に対する満足度	防災減災に関する地域や市の取組、安全安心なまちに対する評価などの総合的な評価が向上します。	53.3%	56%	60%
		住宅の耐震化率	地震による家屋の倒壊が減少することにより人的被害が縮減します。	83% (2014年度)	93%	95%
		雨水貯留施設の貯水容量(累計)	雨水貯留能力が増強することにより豪雨による水害が縮減します。	37,078m ³ (2014年度)	80,800m ³	87,200m ³
	地域福祉 P57	地域見守り活動の実施町内福祉委員会数(累計)	地域包括ケアシステムの基盤となる町内福祉委員会が中心となった住民相互の助け合い活動が進められます。	48委員会 (2014年度)	75委員会	75委員会
		地域包括支援センターの設置数(累計)	地域包括支援センターを各中学校区に設置するとともに基幹型地域包括支援センターを整備することにより、地域包括ケアシステムが構築されます。	— 地域2箇所 (2014年度)	基幹1箇所 地域8箇所	基幹1箇所 地域8箇所
		地域ケア個別会議の開催回数(単年度)	個別ケースを多職種や住民で検討することで、地域課題を共有され、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築や資源開発、施策化が図られます。	26回 (2014年度)	220回	240回
	社会保障 P59	障害者への福祉が充実していると感じている人の割合	障害のある人が地域の中で自立して生活できるために、障害福祉サービスに対して満足している人の割合が増えます。	30.2%	33%	35%
		地域生活支援拠点等の設置数(累計)	入所または入院している障害のある人の地域生活移行を促進するために、グループホームを主体として相談支援やショートステイの機能も併せ持つ地域生活支援拠点などの整備を促進します。	—	1箇所	1箇所
		「総合事業」を実施する町内福祉委員会数(累計)	「総合事業」を町内福祉委員会などが実施することにより、各町内において要支援高齢者に多様なサービスが提供されます。	—	32委員会	75委員会
	生涯学習 P61	生涯学習に対する満足度	生涯学習施設及び学習内容が充実しています。	53.8%	60%	62%
		生涯学習講座・教室の受講者数(単年度)	多様なニーズに対応した学習の機会や学習内容が充実しています。	12,224人 (2013年度)	13,900人	14,800人
		市民1人あたりの図書年間貸出冊数(単年度)	多くの市民が施設を活用し生涯学習に取り組んでいます。	10.1冊 (2014年度)	11冊	12冊
		図書館等の実利用者数(単年度)	図書施設を活用して生涯学習に取り組む市民が増えます。	30,392人 (2014年度)	33,000人	36,000人

分野	項目	指 標	説 明	策定時の値 (2015年度)	中間目標 (2019年度)	目標値 (2023年度)
きずな	文化・芸術 P63	歴史・文化に愛着 や誇りを感じる人 の割合	多くの市民が安城の歴史・文化に対する親 しみや愛着を感じています。	38.3%	42%	46%
		文化財関係事業 参加者数及び歴史 博物館入館者数 (単年度)	市民の歴史・文化財に対する理解が高ま り、郷土に対する自信と誇りと愛着が生まれ ます。	64,201人 (2014年度)	67,000人	70,000人
		文化芸術関係事 業参加者数及び 市民ギャラリー入 館者数(単年度)	市民の文化・芸術に関する関心が高まり、う ろいと活力のある文化の振興が図られます。	74,699人 (2014年度)	81,500人	88,000人
	参加と協働 P65	市民参加・市民活 動支援に対する満 足度	市民、町内会、市民活動団体、NPO法人な どと市で様々な協働が生まれます。	25.9%	32%	38%
		コミュニティ活動 推進施策に対する 満足度	地域の人と人のつながりが深まります。	41.1%	43%	47%
		市民活動センター 登録団体数 (単年度)	多くの市民が、まちづくりのための活動に携 わります。	327団体	380団体	430団体
こども	子育て P67	児童クラブの学年 拡大	小学校の特別教室などを改修することによ り、6年生までの放課後の安全な居場所が 提供されます。	小学1～3年生 21校	小学1～6年生 21校	小学1～6年生 21校
		ひとり親家庭福祉 に対する満足度	ひとり親家庭の自立に向けた総合的な推進 を図るための子育て・生活、就業などのサー ビスが充実しています。	28%	30%	32%
	学校教育 P69	授業は楽しくわか りやすいと答える 児童生徒の割合	授業に対する児童生徒の理解が深まってい ます。	各学校 80%以上 (2014年度)	各学校 85%以上	各学校 90%以上
		タブレット端末な どICT(情報通信 技術)機器の学び 合いでの活用状況	タブレット端末の活用により、学び合い学習 が促進されています。	—	1学級あたり 5回/月	1学級あたり 10回/月

計画の策定体制

第8次安城市総合計画は、市民とともに、以下の体制で策定しました。

■総合計画審議会

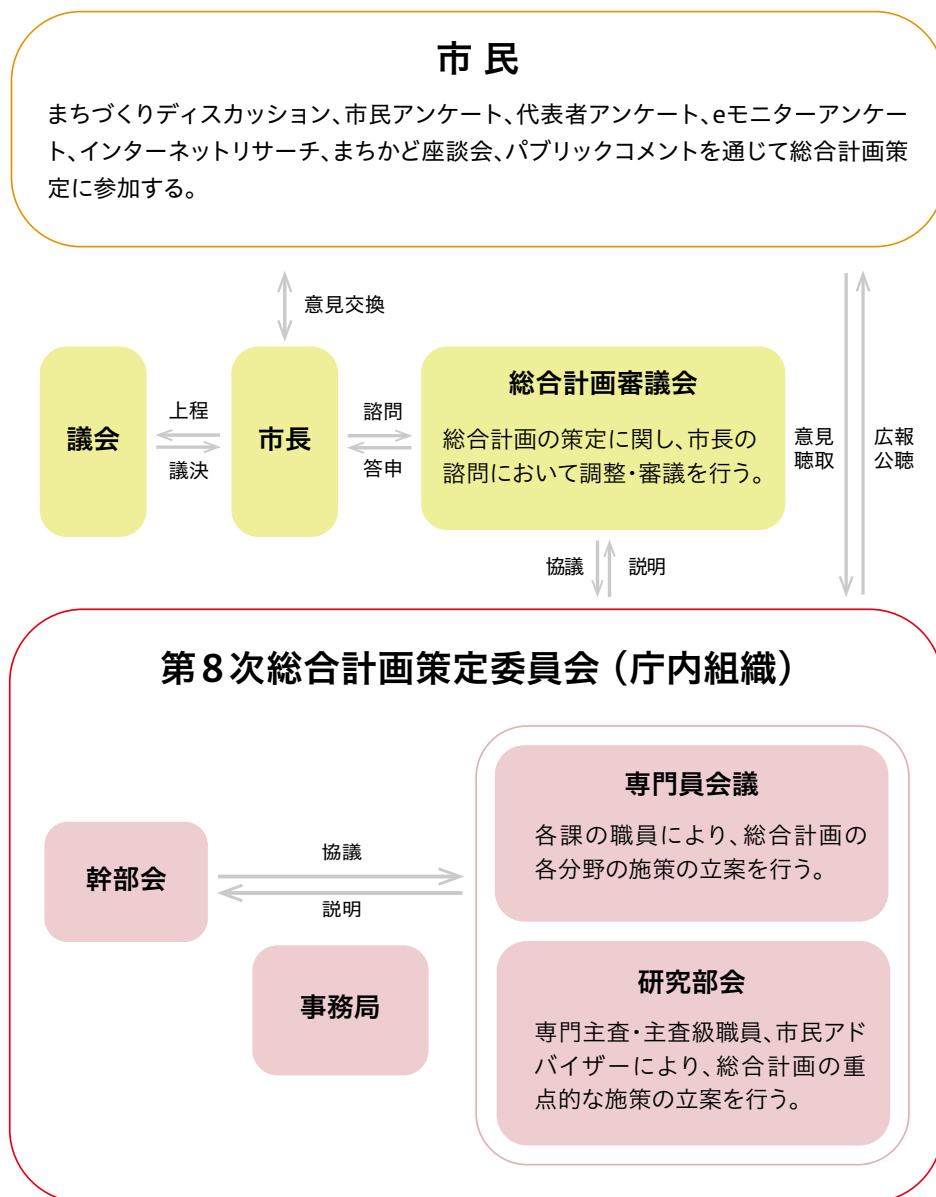
総合計画の策定に関し、市長の諮問において調整・審議を行いました。

■専門員会議

各課の職員により、総合計画の各分野の施策の立案を行いました。

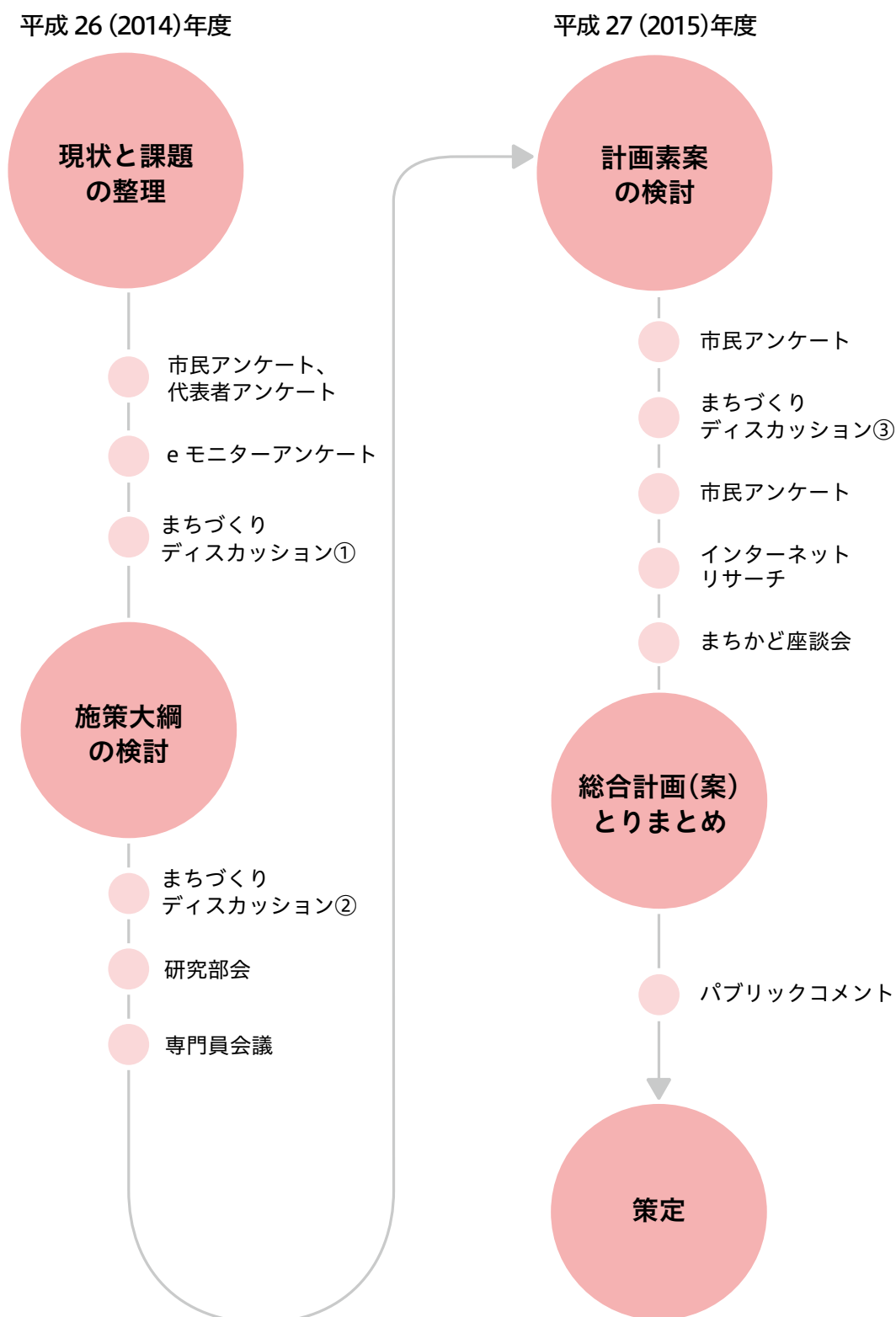
■研究部会

専門主査・主査級職員、市民アドバイザーにより、総合計画の重点的な施策の立案を行いました。



計画の策定経緯

第8次安城市総合計画の策定過程においては、市民が参画する機会を設け、適切に市民意識を把握しながら進めました。



市民参加

1. アンケート

第8次安城市総合計画策定にあたり、安城市の特徴やイメージ、将来のまちづくりのあり方に関する意見を把握し、計画策定に活用することを目的として実施しました。

(1) 市民アンケート

調査名	安城市のまちづくりに関するアンケート
調査実施時期	平成26年10月
調査対象	18歳以上の市民3,000名(住民基本台帳から無作為抽出)
調査項目	・ 安城市の特徴について ・ 生活の豊かさと幸せを実感できるまちのイメージについて ・ 将来のまちづくりのあり方について など
調査方法	郵送による調査票の発送及び回収、無記名調査
回収状況	有効回収数813(回収率27.1%)

(2) 代表者アンケート

調査名	安城市がめざす将来のまちづくりに関するアンケート
調査実施時期	平成26年11月
調査対象	市議会議員、町内会長、十日会 133名
調査項目	・ 安城市に対する誇りについて ・ 生活の豊かさと幸せを実感できるまちのイメージについて ・ 将来のまちづくりのあり方について
調査方法	郵送による調査票の発送及び回収、無記名調査
回収状況	有効回収数83(回収率62.4%)

(3) eモニターアンケート

調査名	将来のまちづくりについて
調査実施時期	平成26年12月
調査対象	登録者1,350名
調査項目	・ 安城市に住むきっかけについて ・ 安城市に住み続けるために充実・改善してほしい点について など
調査方法	電子メールによる調査及び回答
回答状況	有効回答数900(回答率66.7%)

(4) 市民アンケート

調査名	安城市の将来展望に関するアンケート
調査実施時期	平成27年5月
調査対象	18歳以上の市民2,000名(住民基本台帳から無作為抽出)
調査項目	・ 生活や社会関係について など
調査方法	郵送による調査票の発送及び回収、無記名調査
回収状況	有効回収数662(回収率33.1%)

(5) 市民アンケート

調査名	住まい・子育て・結婚に関するアンケート
調査実施時期	平成27年5月
調査対象	20～39歳の女性1,000名(住民基本台帳から無作為抽出)
調査項目	・子育てについて ・結婚についての考え方・イメージ ・若い世代が暮らしやすい安城市をつくるために など
調査方法	郵送による調査票の発送及び回収、無記名調査
回収状況	有効回収数312(回収率31.2%)

(6) 市民アンケート

調査名	安城市への移住動機・傾向に関するアンケート
調査実施時期	平成27年7月
調査対象	過去3か年以内に愛知県外から安城市に転入した1,000名 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査項目	・安城市への転入理由 ・転入後の住まいや仕事の状況 ・転入によるメリット・デメリット など
調査方法	郵送による調査票の発送及び回収、無記名調査
回収状況	有効回収数313(回収率31.3%)

(7) インターネットリサーチ

調査名	安城市への1ターンに関するアンケート
調査実施時期	平成27年8月
調査対象	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の18歳以上常住者
調査項目	・現在居住する都道府県からの転居について ・安城市の認知度と魅力について
対象者の抽出方法	会員制ネットリサーチ企業の登録者のうち対象となる人を無作為抽出して調査を行い、有効回答数が500サンプル回収するまで実施
調査方法	ネットリサーチ
回答者数	516サンプル

(8) 市民アンケート

調査名	安城市市民アンケート
調査実施時期	平成27年8月
調査対象	18歳以上の市民6,000名(住民基本台帳から無作為抽出)
調査項目	・安城市の住みやすさについて ・施策の重要度、満足度について ・日常生活について
調査方法	郵送による調査票の発送及び回収、無記名調査
回収状況	有効回収数2,415(回収率40.3%)

2. まちづくりディスカッション

安城市の魅力、生活するまちとして選ばれるためのアイデア等について、市民による意見交換を実施しました。

※まちづくりディスカッションは無作為抽出による市民の方が世代や職業を超えてまちづくりについて話し合い、その内容を市政に生かしていく新しい市民参加の機会で行いました。

テーマ	市民一人ひとりが生活の豊かさと幸せを実感できるまちを実現するために！
日時	①第1日目 平成26年12月13日(土) 午前10時～午後3時30分 ②第2日目 平成27年 1月10日(土) 午前10時～午後3時30分
場所	安城市市民会館 大会議室 (3階)
参加条件	平成26年10月1日時点で18歳以上の市民(住民基本台帳) 案内状を送付した市民3,000名の内、申込みがあった方
参加者数	第1日目:28名 第2日目:25名
ディスカッション内容	「安城市が『生活の豊かさと幸せを実感できるまち』になるには？」 「安城市で暮らす魅力」を踏まえて「安城市が生活するまちとして選ばれるためのアイデアを考えよう！」

テーマ	安城市が結婚・出産・子育てしやすいまちになるには
日時	③平成27年6月20 (土) 午前10時～午後3時
場所	安城市文化センター 大会議室 (3階)
参加条件	平成27年4月1日時点で20～39歳の女性及び18歳以上の市民(住民基本台帳) 案内状を送付した方3,000名の内、申込みがあった方
参加者数	28名
ディスカッション内容	「結婚・出産・子育てしやすいまち」としての安城市の魅力や課題は？ 「結婚・出産・子育てしやすいまち」に向けて安城市が取り組むことは？

3. 研究部会

第8次安城市総合計画の重点的な施策の立案を行うため、職員で組織する研究部会へ市民アドバイザーからご意見をお聴きしました。

日時	第1日目 平成27年2月5日(木) 午後1時30分～3時30分 第2日目 平成27年3月6日(金) 午後1時30分～3時30分
場所	市役所西会館 36会議室
市民アドバイザー参加者数	第1日目:8名 第2日目:8名
内容	重点政策テーマの選定、重点政策の検討

4. パブリックコメント

計画案を市のホームページ等で公開し、意見を募集しました。

募集期間 平成27年11月1日(日)～11月30日(月)
意見総数 52件

意見内訳

項目	件数
第1章 第8次安城市総合計画の策定にあたって	3件
第2章 策定の背景	2件
第3章 土地利用の方針	5件
第4章 目指すべき都市像(基本理念)	6件
第5章 重点的に取り組むべき政策(基本計画①)	10件
第6章 分野別計画(基本計画②)	37件
第7章 行財政運営の基本方針	4件
第8章 総合計画を補完する個別計画等一覧	0件
第9章 資料編	1件
その他	8件

※複数の項目に該当する意見があるため、意見総数とは不一致

5. まちかど座談会

市長を始め市の幹部が、地域別・世代別で計12回にわたり参加者から地域の課題や市政への意見をお聴きするとともに第8次安城市総合計画の概要をお伝えしました。

《地域別》

開催日	場所	参加人数
平成27年 9月29日	中部公民館	30名
平成27年10月 6日	東部公民館	30名
平成27年10月13日	二本木公民館	30名
平成27年10月20日	桜井公民館	39名
平成27年10月23日	北部公民館	50名
平成27年10月27日	南部公民館	44名
平成27年10月30日	安祥公民館	29名
平成27年11月13日	西部公民館	44名
平成27年11月18日	昭林公民館	18名
平成27年11月24日	作野公民館	23名

《世代別》

開催日	場所／参加者	参加人数
平成27年10月21日	青少年の家 小学生の子どもの母親	20名
平成27年11月19日	中部調理場 保育園児の母親	26名

総合計画審議会

総合計画審議会は総合計画に関して必要な調査及び審議を行う機関で安城市附属機関の設置に関する条例及び総合計画審議会規則で設置等が規定されています。委員は学識経験を有する者、市教育委員会の委員、市農業委員会の委員、公共的団体等の役職員、市内に住所を有する者で20名以内で構成されています。

◎会長 ○副会長（区分別50音順）

氏名	職名等	区分	分科会
飯尾 歩	中日新聞 論説委員	学識経験を有する者	第1分科会
奥野 信宏	中京大学 理事・学術顧問	〃	第2分科会
佐々木 孝治	ユニグループ・ホールディングス(株)相談役	〃	第1分科会
(前) 仲 敬助	前県議会議員		
大見 宏	教育委員会 委員長	教育委員会の委員	
(前) 都築 雅人			第1分科会
(前) 船尾 恭代			
○ 成瀬 早苗	農業委員会 委員	農業委員会の委員	第1分科会
浅田 奈津子	エコネットあんじょう	公共的団体等の役職員	第1分科会
石川 愛子	小中学校PTA連絡協議会 母親委員長	〃	第2分科会
(前) 小林 恵利子			
石川 克則	あいち中央農業協同組合 組合長	〃	第1分科会
大見 貴寛	青年会議所 理事長	〃	
(前) 神谷 啓介			第2分科会
(前) 深津 貴弘			
神谷 和也	社会福祉協議会 会長	〃	第2分科会
神谷 金衛	明治用水土地改良区 理事長	〃	第2分科会
田村 脩	商工会議所 会頭	〃	第1分科会
(前) 福田 俊明	前商工会議所 専務理事		
塚田 哲雄	連合愛知三河西地域協議会 副代表	〃	第2分科会
(前) 佐藤 敬三			
◎ 鳥居 保	町内会長連絡協議会 会長	〃	第1分科会
中根 敬子	さんかく21・安城 会長	〃	第2分科会
(前) 北村 新子			
日比野 繁喜	ボランティア連絡協議会 会長	〃	第2分科会
(前) 新 禮輔			
深谷 誠	碧海信用金庫 専務理事	〃	第1分科会
島田 智佐子	市民公募	市内に住所を有する者	第2分科会
堀尾 佳弘	〃	〃	第1分科会
矢羽々 みどり	〃	〃	第2分科会
阿部 哲子	市民公募(平成27年2月まで)		

(前)は前任者(敬称略)

総合計画審議会諮問・答申

平成26年8月8日

安城市総合計画審議会会長 様

安城市長 神 谷 学

次期総合計画の策定について(諮問)

本市の行政運営の指針とするため、安城市総合計画審議会規則第2条の規定により、次期総合計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

平成28年1月19日

安城市長 神 谷 学 様

安城市総合計画審議会
会 長 鳥 居 保

第8次安城市総合計画について(答申)

平成26年8月8日付けで諮問のありました「第8次安城市総合計画」について、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、基本理念「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」に基づき、目指す都市像「幸せつながる健幸都市 安城」実現のため、施策の着実な推進を要望します。

用語の解説

掲載されているページ番号	項目(施策)	用 語	説 明
34-35	1 健康・医療	*1 第2次、第3次救急医療施設	第2次救急医療施設(八千代病院)は、入院または緊急手術を要する救急患者、第3次救急医療施設(安城更生病院)は、特殊部門における重篤救急患者の医療を担当する。
36-37	2 スポーツ	*1 総合型地域スポーツクラブ	地域住民が、それぞれのライフステージに応じてスポーツを楽しむための仕組みとして、自主的・主体的に運営される公益性のあるスポーツクラブ。
38-39	3 環境	*1 再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力などエネルギー源として継続的に利用することができ、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。
		*2 カーシェアリング	特定の自動車を共同使用するサービスやシステム。
		*3 生物多様性	すべての生物の間の変異性をいう。生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性(種間の多様性)」「遺伝子の多様性(種内の多様性)」という3つのレベルの多様性がある。
		*4 溶融スラグ	可燃ごみを焼却したときに残る灰を再資源化するために、溶融炉で1,500℃程に加熱して溶かし、これを冷却して固めた石状のもので、建設資材などに利用。
40-41	4 都市基盤(住環境)	*1 不浸透面	降雨などが自然に地面の中へ浸透することが妨げられ、地表に流出すること。
		*2 高度処理型浄化槽	窒素またはリンの除去能力を有する合併処理浄化槽。
		*3 雨水浸透施設	雨水を「ます」などから徐々に地下に浸透させ河川の氾濫などを防止する施設。
42-43	5 生活安全	*1 交差点特殊舗装	交差点内を着色させ視覚的に注意を促し、交通事故の低減を図る舗装。
		*2 灯火点滅紙	交差点及びその付近に設置され、夜間に点滅をして注意を促すもの。
		*3 ゾーン30	生活道路の安全対策として道路の最高速度を時速30キロメートルに制限する規制。
44-45	6 都市基盤(交通)	*1 低炭素社会	地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会を構築すること。
		*2 コンパクトシティ型都市構造	都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていく都市づくりの考え方。
		*3 モビリティマネジメント	移動手段として、自動車だけに頼らず、公共交通や自転車、徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用するよう、働きかけていくための取組。
		*4 公共交通機関利用率	中京都市圏パーソントリップ調査は10年ごとに行う調査で、前回は2011年に実施しており、次回は2021年に実施予定。
46-47	7 農業	*1 フードマイレージ	「食料の(food) 輸送距離(mileage)」の意味で、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握することを目的とした考え方。食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素が、地球環境に与える負荷に着目し、食品の生産地と消費地が近ければ小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。
48-49	8 商工業	*1 中小企業コーディネーター制度	企業訪問を通じて市内中小企業の経営課題やニーズを把握し、個別相談に応じている。企業同士または大学等などを行う産産・産学官連携の推進、補助事業などの施策の紹介、及び経営力向上のためのセミナーの開催などの活動を展開している。
		*2 創業者数	安城創業支援ファーム(市、安城商工会議所及び金融機関)の各窓口における相談者からの見込み数、創業関連資金への補助対象者数、空き店舗活用支援者数、金融機関での創業資金制度利用者数及び創業スクール受講者からの輩出見込み数の合計人数。
52-53	10 都市基盤(市街地)	*1 コンパクトシティ型都市構造	都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていく都市づくりの考え方。
54-55	11 防災・減災	*1 不浸透面	降雨などが自然に地面の中へ浸透することが妨げられ、地表に流出すること。
		*2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	住民の積極的な参加の元、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることを目的とした法律。消防団の加入促進及び処遇や装備の改善、教育訓練など消防団の活動の強化などについて定めている。
		*3 雨水貯留施設	雨水を一時的に貯めておく施設(調整池、遊水地、水田貯留、雨水タンクなど)。
		*4 医療救護所	最小限の医療資機材を用意し、医師、歯科医師、薬剤師などから成る医療救護班によって、応急処置を中心とする災害医療を提供する拠点。

掲載されているページ番号	項目(施策)	用 語	説 明
54-55	11 防災・減災	*5 消防団機能別団員	大規模災害時の支援活動や自主防災組織への訓練指導など、特定の活動にのみ参加する消防団員のこと。現行の消防団活動を補完し地域防災力を強化する。
		*6 応急給水設備	受水槽がない避難所や医療救護所に、応急給水栓及び付属資機材の設置を行うことで、飲料水などの確保を図る。
56-57	12 地域福祉	*1 町内福祉委員会	町内会の区域を地域福祉活動の基本的な単位とし、各町内の福祉について考える委員会を設置。主な活動：町内の福祉問題を発見し、地域の中で解決するよう協議し、行動を実施。
		*2 地域包括ケアシステム	高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できるように、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が、一体的に提供される支援体制。
		*3 地域包括支援センター	高齢者の地域ケアの中核拠点。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種を配置。主な業務：1.総合相談支援、2.虐待の早期発見・防止などの権利擁護、3.包括的・継続的ケアマネジメント支援、4.介護予防マネジメント。
		*4 生活支援コーディネーター	高齢者を支える生活サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う者。
		*5 介護予防・日常生活支援総合事業	住民等の多様な主体の参画を得て、地域の実情に応じた多様なサービスを充実して、地域の支え合い体制を推進し、要支援者等に対する効果的な支援を目指す事業。
58-59	13 社会保障	*1 国民健康保険のデータヘルス計画	健診・レセプト情報等のデータの分析に基づいて保健事業をP(計画)D(実施)C(評価)A(改善)サイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画。
		*2 介護予防・日常生活支援総合事業	住民等の多様な主体の参画を得て、地域の実情に応じた多様なサービスを充実して、地域の支え合い体制を推進し、要支援者等に対する効果的な支援を目指す事業。
		*3 グループホーム	支援を必要とする障害者が、入浴や食事の提供など身の回りの世話を受けながら共同生活を行う施設。
64-65	16 参加と協働	*1 オープンデータ	行政機関などが保有する情報をデータ化し、広く一般に公開するデータのこと。民間の自由なデータ利用を促進し、新たな事業創造や行政の透明性の向上に寄与することを目的に、営利目的を含めた二次利用を認め、コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用(加工・編集)できることに適したデータのこと。
		*2 公衆無線LAN	モバイル機器(ノートパソコン・スマートフォン・タブレット端末など)の所有者が、主に外出先や旅行先で、誰でも無線LANを利用してインターネットに接続することを可能にするサービス。
66-67	17 子育て	*1 母子・父子自立支援員	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭の生活面、経済面の自立を図るため、相談や助言を行うために市役所に配置された専門員。
		*2 家庭相談員	子どもを育てていく過程において発生する様々な問題点や悩みについて、相談に応じ解決のための適切な助言や指導を行う者。
68-69	18 学校教育	*1 学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準となるそれぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めているもので、約10年ごとに改訂が行われている。
70-71	第7章 行財政運営の 基本方針	*1 品質マネジメントシステム	適切な行政サービスを継続的に提供するため、業務改善と職員の意識改革を推進し、業務のルール化や不適切業務に対する是正処置など品質管理に関する仕組みを運用し、市民満足度の向上を目指すもの。
		*2 プライマリーバランス(基礎的財政収支)	一般会計において、歳入総額から市債借入金収入を差し引いた金額と、歳出総額から公債費を差し引いた金額のバランスを指すもの。
		*3 マイナンバー	住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付し、社会保障、税、災害対策及びこれらに類する分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。
		*4 ビッグデータ	ICT(情報通信技術)の進展により生成、収集、蓄積が可能かつ容易となる多種多量のデータを指すもの。ビッグデータを活用した近未来の予測などを通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供や業務運営の効率化、新産業の創出などが期待される。
		*5 ワンストップサービス	行政機関などへの手続を一度で済ませる機能のこと。
		*6 プッシュ型サービス	行政機関などから、一人ひとりに合ったお知らせをパソコンなどに表示する機能のこと。

第8次安城市総合計画

2016-2023(平成28～35年度)

発	行	安城市
		愛知県安城市桜町18番23号
デザイン・編集		レンズアソシエイツ

第8次安城市総合計画

平成28年度(2016年度)～平成35年度(2023年度)